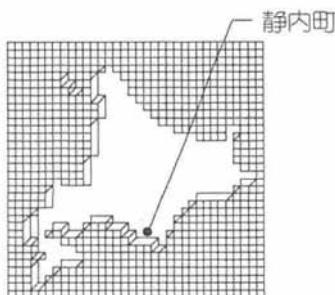


# 地域農業研究叢書 No.18

## 「軽種馬地帯における 総合産地の形成を目指して」

—— 静内町農業振興計画樹立のための基礎調査報告書 ——



社団法人 北海道地域農業研究所

1994.12



## はじめに

静内町は軽種馬の大生産地であり、町農業粗生産額に占めるその割合は80%を越える。したがって、米をはじめとするその他部門の農業粗生産額のウエイトは低い。ところが町内には、稲作・野菜を基幹とする農家・地域も存在しており、農業構造の様相は地域ごとにかなり異なっている。

本報告書では、この特徴点を踏まえ、さらには「軽種馬モノカルチャー」からの脱却を目指す意味も込めて、稲作、野菜、酪農・畜産といった主要な経営形態を網羅した「総合産地の形成」を目指すべく地域農業振興策を提起した。

軽種馬以外の部門はどうしてもロットが小さくなる。この課題を克服するためには、近隣町村との提携が課題となってこよう。また、「総合産地」を育成するためには、農協の指導体制のあり方が重要な鍵を握っているといえよう。そこで、「総合産地の形成」を目指すにあたり、近隣町村との提携を前提とした「広域的生産販売体制」の確立を提起し、さらには「農協の果たすべき役割」を明らかにした。

なお、本報告書をとりまとめるにあたっては、札幌大学岩崎教授をはじめとした諸先生方、関係各機関、地元農家の方々に多大なるご協力を願った。ご多忙中にもかかわらずご協力賜った皆様方に、この場を借りて厚くお礼申し上げたい。

1994年12月

社団法人北海道地域農業研究所  
所長 七戸長生

---

もくじ

軽種馬地帯における総合産地の形成を目指して  
—静内町農業振興計画樹立のための基礎調査報告書—

1. 課題と構成	1
2. 静内町の産業と農業	3
(1) 静内町の地域経済特性と農業	3
(2) 静内町の土地利用の現状と課題	8
3. 経営形態別の課題	17
(1) 稲作の現状と課題	17
(2) 野菜生産の特徴と課題	23
(3) 酪農・畜産の存立条件と展開方向	39
4. 軽種馬生産の構造と課題	47
(1) 軽種馬生産をめぐる環境変化—「国際化」と「生産過剰」—	47
(2) 静内町における軽種馬生産の構造と経営類型	52
(3) 軽種馬生産の課題	59
5. 静内町農協の組織・事業体制	70
(1) 組織基盤	70
(2) 主要事業	74
(3) 財務と損益	78
(4) その他の課題	82
6. 静内町農業の今後の課題	88
(1) 静内町農業の特徴	88
(2) 総合的産地の形成—軽種馬モノカルチャーからの脱却	89
(3) 広域的生産販売体制	92
(4) 農協の課題—総合産地の形成と農協の役割	93

## 1. 課題と構成

静内町は日高地方の中央部に位置し、総面積801km<sup>2</sup>と広大な土地を有するがその86%は森林である。また静内町は日高地方第一の市街地を形成し、管内人口の約4分の1を占めている。そのため日高地方全域の商業都市として機能しているばかりではなく、産業、経済、文化等の中核的役割を担っている。静内町の製造業出荷額は113億円、商業の売上高（卸・小売業、飲食店）は551億円（1991年）と日高地方の中では第二次、第三次産業が発達した町だが、やはり基幹産業は第一次産業である。粗生産額は農業103億円、漁業12億円、林業素材生産11億円（生産額103億円）となっている。

静内町の農業粗生産額の中心は軽種馬であり、町農業粗生産額の81%を越えている。そのほかの構成は、乳用牛6%、野菜5%、米4%（1992年）などとなっており、近年野菜の比重が高くなり、逆に米が低くなってきていている。しかしながら、同じ静内町でも、本沢、豊畑、東静内、春立と地区ごとに作物構成や農業構造はかなり異なる。

農業振興計画の主要課題はサラ系中心の軽種馬生産のあり方如何となるが、静内町全体の農業振興を配慮にいれると、従来軽種馬に特化していた農業振興を地域農業構造に即した総合的なものに拡大する必要がある。このためには、静内町各地区ごとの土地利用構造と品目構成を明らかにした上で、品目ごとの振興課題と販売戦略の検討が必要である。非軽種馬部門について具体的には、日高・胆振地方に共通して現れる水田問題（水利組織の未確立、旧開稲作地帯としての停滞性）、転作作物としての野菜振興、ならびに酪農、肉畜問題が存在する（課題Ⅰ）。

とはいっても、管内の生産として特化している軽種馬経営の今後のあり方を独立して検討する必要はいうまでもない。静内町が軽種馬生産に特化してきたため稲作や酪農の農地利用を阻害してきた経緯がある（地代負担力の相違）。軽種馬と軽種馬以外の部門との共存、協調をどのようにはかっていくかは大きな課題である。さらに軽種馬生産についてみると、1989～90年の空前の競馬ブームのあとは、91年からのバブル経済の崩壊、競馬の「国際化」の進展、さらに軽種馬の「生産過剰」により深刻な不況局面を迎える。産駒市場は完全な買手市場になった。今後の軽種馬生産の方向については、こうした外部環境の変化にそなえた対策が必要となるが、従来の経営形態の地域レベルでの再検討が迫られているといえよう（課題Ⅱ）。

以上の農業振興をはかる上で、農協が果たすべき役割が当然問われてくる。静内町農協は、生産の主体が軽種馬であるにもかかわらず、馬代金が農協経営にほとんど組み込まれず、また、生産資材の農協利用は必ずしも定着していない。このような構造が農協運営を厳しいものにしているのみならず、組合員の結集を困難にしている。非軽種馬部門の拡大という課題も、以上の体制の克服なしには果たしえないとと思われる。さらに、軽種馬生産においても技術指導は軽種馬農協を含めて皆無に等しく、その特殊性によっても軽種馬経

営は個別農家の自主的努力に任されているのが実状である。

非軽種馬部門については、すでに述べたように様々な問題が存在するが、水田については土地改良区を中心とした組織問題の打開を、畜産部門については土地利用と技術革新、販売戦略を見通した農協としての組織戦略を組み立てる必要があろう。

また、とくに金融自由化のもとで、農協経営の強化のための金融部門の位置付けを含めた収益部門の確保をいかにおこなっていくかも今後の重要課題となろう（課題Ⅲ）。

以下では、これまで述べてきた課題にそって、地域総体の農業構造の特徴と作目ごとの課題を整理し、そのうえで基幹である軽種馬生産の現状と課題を明らかにする。そして、地域農業振興の柱となる農協の支援体制のあり方と目標を明らかにしていこう。

## 2. 静内町の産業と農業

### (1) 静内町の地域経済特性と農業

#### 1) 静内町の人口

静内町の人口は1990年の国勢調査によると24,184人であり、これは表2-1-1にみるように日高支庁管内合計93,592人の25.8%と4分の1強をしめ、管内最大の人口を擁している。日高支庁管内にはこのほか支庁所在地で東日高の中心をなす浦河町、沙流川の結節点として西日高の中心をなす富川の市街を擁する門別町がそれぞれ管内人口の19.1%と15.2%をしめている。このように静内町は人口の面でも日高管内で抜きんでた地位にあり、中部日高にとどまらず管内全体の中心的地方都市と考えられる。

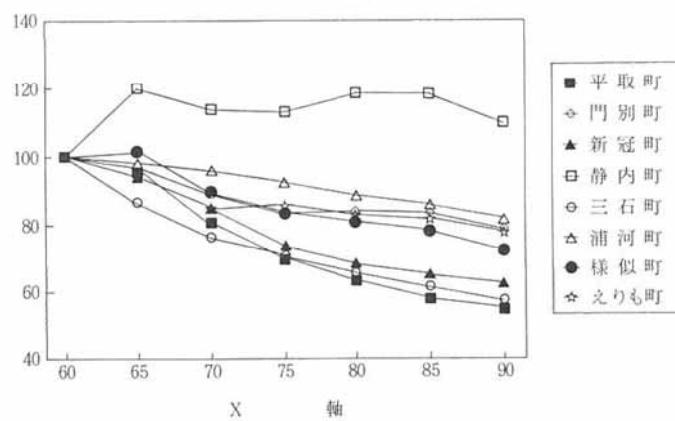
表2-1-1 人口と年齢別構成

	日高計	静内	浦河	門別	北海道	道郡部
人口	93,592	24,184	17,862	14,228	5,643,647	1,476,238
管内構成比	100.0	25.8	19.1	15.2	—	—
14歳以下	19.9	20.9	19.6	19.6	18.4	18.7
15~59歳	60.0	62.5	60.4	60.0	64.0	59.6
60歳以上	20.1	16.6	20.0	20.5	17.6	21.7

資料：『国勢調査』1990年。

それは図2-1-1の人口の長期的な推移をみても明らかである。これによると1960年以降、管内の全ての町が人口を減少させているのに対して、静内町だけが60年から65年に人口が増加し、以後85年まで横倍または微増で経過して85年から90年にかけてはじめて減少を経験している。このような人口変動パターンは地方の中心都市に共通したものであって、静内町が周辺地域から一定の人口を吸引してきたことを示唆するものである。

図2-1-1 日高管内人口の推移



さらに再び表2-1-1をみると、静内町の年齢別人口構成に特徴がみられる。まず15歳未満の若年人口は日高管内自体が19.9%と全道平均や全道の郡部平均を上回っているが、静内町はこれをさらに上回る20.6%に達している。逆に60歳以上の人口比率では日高管内が全道平均を上回り郡部平均に近い20.1%であるのに対して、静内町は16.6%と高齢者の割合が低く、これはほぼ全道の市部平均16.2と等しい水準である。つまり、静内町は高い若年人口と低い老齢人口という、全体として人口構成の若さを特徴としているといえるであろう。この背景として後にみる表2-1-7の生活関連指標のうち出生率をみると、全道的に出生率が10をわり、とくに郡部において低くなっているのに対して、日高管内は10.45と相対的に高く、中でも静内町は10.63とさらに高くなっていることが指摘できる。

## 2) 静内町の就業構造

表2-1-2からわかるように、一～三次産業別にみた場合、日高全体では若干一次産業のウエイトが高くその分二次産業のウエイトが低いが全体としてほぼ全道の郡部と等しい構成を示している。しかし静内町は、これに対して一次産業の割合が顕著に低く三次産業の比率が高いという、都市的な要素が現れていると考えられる。

表2-1-2 就業者数の構成

	日高計	静 内	浦 河	門 別	北海道	道郡部
第一次産業	31.9	18.5	29.2	35.5	10.8	28.6
第二次産業	21.1	23.8	19.1	19.3	23.5	23.6
第三次産業	47.0	57.6	51.7	45.2	65.7	47.8

資料：『国勢調査』1990年。

産業大分類別の状況は表2-1-3に示されている。ここで特化係数とは産業別の就業者数の比率を就業者総数の比率で割ったものであって、この値が1以下の産業は平均よりも相対的に就業者数が少なく、1以上の産業は相対的に多いことを示している。そして表2-1-3の特化係数(1)は、日高支庁管内合計の就業者構成と比較したものであり、特化係数(2)は全道の郡部の就業者構成と比較したものである。これによると、静内町は一次産業の就業者が全般的に少ないが、中でも漁業就業者がきわめて少ないと指摘できる。これに対して第三次産業の特化係数はおしなべて高く、就業者の絶対数の多い卸売小売業、サービス業などでも特化係数が1を大きく越えている。また二次産業については建設業、製造業ともに日高管内合計と比較した特化係数は1を越えているが、製造業については全道郡部と比較すると0.96と1以下となっている。つまり日高の製造業就業者は比較的少なく、その中では静内は比較的製造業従業者が多いが、それでも全道郡部平均におよばないといふことがいえよう。これに対して建設業は対日高、対道郡部ともに1を越えている。

表2-1-3 産業別就業者数

	静内	日高計	道郡部	特化係数(1)	特化係数(2)
総 数	12,001	48,949	752,312	1.00	1.00
農 業	1,689	10,168	157,513	0.68	0.67
林 業	156	843	12,333	0.75	0.79
漁 業	381	4,604	45,152	0.34	0.53
鉱 業	43	330	2,737	0.53	0.98
建 設 業	1,583	5,895	93,363	1.10	1.06
製 造 業	1,236	4,110	81,072	1.23	0.96
電・ガ・水	110	239	3,447	1.88	2.00
運輸通信	547	1,782	35,190	1.25	0.97
卸 小 売	2,545	7,610	111,905	1.36	1.43
金融 保険	298	827	11,115	1.47	1.68
不 動 産	35	54	1,572	2.64	1.40
サ ー ビ ス	2,643	9,735	155,852	1.11	1.06
公 务	735	2,749	40,692	1.09	1.13

資料：『国勢調査』1990年。

## 3) 商工業の特徴

まず工業については、すでに述べたように就業者構成からみて静内町は日高の平均は上回るが、全道郡部におよばなかった。その内容を表2-1-4で業種別にみると、従業者数、出荷額ともにきわどって大きな比重を占めているのが木材・木製品製造業であり、出荷額の8割以上をしめている。これは合板製造のI社の存在が大きく寄与していると考えられる。これに対して他の多くの農漁村地域の工業では主要な位置を占めている食品工業と窯業土石製品製造業が静内町では相対的にたちおくれており、中でも食料品工業の位置の低さがめだっている。

表2-1-4 工業の概況

	事業所数	従業者数	出荷額
総 数	45	1,115	21,510
食 料 品	21	168	1,042
衣 服 そ の 他	3	131	658
木 材 ・ 木 製 品	7	612	17,818
家 具 ・ 装 備 品	3	17	172
出 版 ・ 印 刷	3	31	249
石 油 ・ 石 炭	1	x	x
窯 業 ・ 土 石	4	125	1,265
金 属 製 品	3	x	x

資料：『工業統計』1991年。

商業については、表2-1-5で商店数、従業者数、年間販売額を示し、表2-1-6ではこのうち年間販売額について人口1人当たりの数値を示している。静内町の卸売小売業の人口1人当たり販売額は約228万円で、これは全道平均の439万円に比較すれば小さいが、道郡部の159万円、日高平均の172万円よりかなり大きくなっている。そして特に小売業については道郡部平均の97万円、日高平均の116万円をうわまわる154万円が静内町の1人当たり販売額となっており、これは全道平均の124万円をも上回っている。さらにその小売業の内容をみると、一部統計上の秘匿部分も推定して考えれば、衣服、身の回り品、家具、自動車、百貨店など買い物回り品の販売が大きくなっている。つまり静内町は日高管内の卸売機能の中心地としてはさほどではないが、小売機能については周辺からかなりの購買力を吸引して日高管内の中心地として位置付けられていると考えられる。また一般飲食店についても道郡部や日高平均をかなり上回っている。

表2-1-5 工業の概況

	商 店 数	従 業 者 数	販 売 額
卸売・小売業	399	2,202	55,053
卸売業	62	380	17,809
小売業	337	1,822	37,244
各種商品	1	x	x
衣服・身の回り品	40	205	3,476
飲食料品	109	560	10,785
自動車・自転車	28	x	x
家具・建具・什器	35	131	2,781
その他小売	124	622	10,712
一般飲食店	100	351	1,619

資料：『商業統計』1991年。

表2-1-6 人口一人当たり販売額の比較

	日高計	静 内	浦 河	門 別	北海道	道郡部
卸売・小売業	1,715	2,276	1,630	1,647	4,387	1,593
卸売業	551	736	653	337	3,148	621
小売業	1,164	1,540	978	1,310	1,239	972
各種商品	x	x	x	-	163	25
衣服・身の回り品	84	144	88	67	105	55
飲食料品	399	446	375	501	394	346
自動車・自転車	x	x	x	99	150	71
家具・建具・什器	84	115	89	89	85	57
その他小売	452	443	334	553	343	419
一般飲食店	59	67	52	42	77	48

資料：『商業統計』1991年、『国勢調査』1990年。

#### 4) 静内町の都市的性格

以上見てきたように静内町は、人口では日高管内の4分の1をしめ、商業の中心地であると同時に、他の三次産業でも就業者比率が高く現れているといった点から、あらためて日高地方の中心的拠点都市であるといえよう。こうした都市的性格は医療や教育、都市環境などの点でも現れている。表2-1-7によれば人口10万人当たりの病床数は、静内は2、576人と支庁所在地の浦河と並んで大きい値を示し、医師数、看護婦数も浦河に次いでいる。更に高等学校の生徒数は人口千人当たりで54.7人と全道平均をも大きく上回り、また住民1人当たり都市公園面積でも同様である。

表2-1-7 生活関連指標

	出生率 人／千人	離婚率 組／千人	生活保護 人／千人	住 持ち家	宅 公営借家	民営借家	給与住宅	間借
日高計	10.45	1.62	21.7	55.1	15.1	11.9	16.4	1.2
静内	10.63	2.69	27.5	46.8	14.1	21.3	16.4	1.4
浦河	10.41	1.40	25.4	50.5	17.9	10.8	19.6	1.1
門別	10.05	0.73	18.2	53.2	14.3	12.9	17.3	2.2
全道	9.55	1.80	16.0	53.4	9.1	28.6	7.7	1.3
道郡部	9.02	1.28	12.5	65.6	13.1	10.3	10.0	1.1
医療(人口10万人当たり)				都市公園 m <sup>2</sup> ／人	高等学校 人／千人			
	病床	医師数	看護婦数					
日高計	1,826	82	480	7.4	34.3			
静内	2,576	91	558	22.4	54.7			
浦河	2,486	157	918	8.6	45.7			
門別	1,546	42	323	0.0	32.2			
全道	2,292	165	817	13.7	42.4			
道郡部	1,501	69	436	11.0	35.9			

このように都市的生活基盤が整備されている一方で、同じく表2-1-7によれば、静内町は都市的な問題性もかかえていると言える。それは端的に離婚率と生活保護率の高さに現れている。離婚率は人口千人当たり2.69組であり、これは日高平均の1.62や全道平均の1.8を大きく上回っている。また生活保護率は千人当たり27.5人で全道平均の16人を大きく上回っているだけではなく産炭地なみの高い比率となっている。住宅についても、静内町の持家比率は46.8と相対的に低く、民営借家および給与住宅の比率が高くなっている。

#### 5) 地方中心都市静内の農業

このように、あらゆる意味で静内町が日高管内の中心的拠点都市であるとすれば、そこにおける農業もそのことを反映したものとならざるをえないし、またその利点を生かすことが追求されるべきであろう。こうした観点からまず第一には、消費地としての位置付け

が考えられる。これは静内町の近郊野菜栽培の歴史にもあらわされているが、手近かな消費者が農業にとっても市場開拓の第一歩であるということがいえよう。また第二には、静内町が日高の中心都市として情報、交通・運輸の中心地であり都市的便益を備えているということから、農産物の産地市場の拠点となりうる。現実に、軽種馬の産地市場が静内で開催されているが、こうしたことの地域経済に対する波及効果は極めて大きい。軽種馬に限らず、隣接市町村をふくめた産地の集出荷施設や加工拠点などを静内におくことが検討しうるであろう。こうした施設の設置は、第三の労働力市場の広がりという点とも関連する。静内町が相対的に大きな人口、非農業人口を抱えているということは、逆に農業部門が市街地から必要に応じた労働力を吸引する条件もまた大きいということである。それは、農作業への吸引も可能であると同時に、前のような農業関連施設でも重要な役割を果たすであろう。

最後に、静内町が日高管内の中心都市であることからくる上のような特徴は、逆に静内町の農業が静内町の枠内だけで考えることができないことを示している。静内町の都市的性格は日高の経済圏、生活圏の中心としてはじめて成り立っているのであり、逆にいえば後背圏域と命運をともにするものであるといって過言ではない。農業の立場からみた消費地としての位置づけにしても、産地市場拠点としての位置づけにしても、また労働市場の広がりという点でも、それらは周辺農村部との強い関係の中で位置づけられるものである。その点で、静内町の農業を考える方向は、必然的により広域的な、いわば静内経済圏の地域農業の協力関係をどうつくりあげていくかということと深く結び付かざるをえないであろう。

## (2) 静内町の土地利用の現状と課題

### 1) 土地利用の現状

日高地方の農業構造は、典型的な「櫛の歯」状の土地利用構造をなしている（『北海道農業の切面』第1章）。すなわち、中小河川が海岸線に「櫛の歯」状に垂直に流れ込み、耕地は河川沿いの沢地に位置するとともに、上流部と海岸段丘には放牧地が立地している。こうした構造は、農業開発が一巡した大戦間期にすでに形成され、沢地は日本海沿岸の道南の土地利用に近似的であり、丘陵部は根釧地帯の主畜地帯に近似する二重構造をなしていたのである。静内町もこういった「櫛の歯」の土地利用構造を維持しつつ、歴史的に変化させてきた。戦後は、1960年代までは沢地の造田と、上流部の混牧林の草地造成を軸に土地利用は変化し、70年代以降は草地造成は限界となり、水田転作として軽種馬の採草放牧地が拡大した過程であった。

表2-2-1により、静内町の耕地面積の推移をみると。そもそも日高地方は、北に日高山脈が聳えたち、全道一高い林野率（84.4%）と全道一低い耕地率（8.5%）という特徴を

もつ。その中でも静内町の耕地率は、1965年3.3%、70年3.5%、85年5.6%、そして93年は耕地が減少したため5.2%である。限界地の耕地は減少しているとはいえ、軽種馬を中心として土地不足は深刻である。静内町の耕地面積の推移をみると、60年代は水田、牧草地とも増え、70年代になると水田が減り、牧草地が増え、さらに80年代後半になると牧草地の拡大（草地造成）も限界にきている。増加した耕地は、いうまでもなくそのほとんどが軽種馬のための牧草地である。70年から始まった米の減反・転作政策は、静内町の農業構造を軽種馬中心の農業に変えた。水田転作面積の推移は表2-2-2に示した。転作の99%は飼料作物であるが、地目としての水田も急減した。1970年の水田は966haであるが、93年には499haと500haを割ってしまった。したがって水田比率も70年の33%から93年の12%に、逆に牧草地比率は57%から84%へと大きく変わった。

表2-2-1 静内町における田・畠・牧草専用畠の耕地面積の推移

	田 (a)	畠 (b)	牧草専用畠 (c)	耕地計 (d)	耕地率 (d/e※)	水田率 (a/d)
1965年	734	1,900	397	2,635	3.3	27.8
1970	966	273	1,674	2,935	3.6	32.9
1975	883	172	1,792	2,857	3.5	30.9
1980	858	306	3,029	4,208	5.2	20.3
1985	738	233	3,577	4,550	5.6	16.2
1990	584	194	3,377	4,158	5.1	14.0
1991	534	360	3,407	4,303	5.3	12.4
1992	502	328	3,397	4,229	5.2	11.9
1993	499	201	3,557	4,259	5.2	11.7

注：1) 1965～1990年は『農業センサス』、その他は『北海道農業基本調査』による。

2) ※静内町の総面積は80,829ha (e) である。

表2-2-2 水稲作付面積および転作面積の推移

	水稲面積	転作面積	定着面積	水田面積	転作率
1970年	748	337	0	1,085	31.1
1975	720	361	0	1,081	33.4
1980	598	525	0	1,123	46.7
1985	608	509	0	1,117	45.6
1990	508	565	41	1,114	50.7
1991	477	596	41	1,114	53.5
1992	443	630	41	1,114	56.6
1993	419	639	41	1,099	58.1

注：1) 静内町役場資料による。

2) 1993年の転作作物のうち飼料作物は632.9haで、実に99%を占めている。

以上のような土地利用の変化は、作物作付面積の動向とも対応している。静内町における主要作物の作付面積の推移を示したのが表2-2-3である。これによると、水稻は1970年が877ha、80年が633haであったが、その後毎年減少し、93年は419haとなっている。麦類、豆類、ばれいしょなどの普通畑作物の作付面積はいずれもきわめて僅かであり、てんさいは作付されていない。野菜は80年に39haだったのが、91年にはピークの124haに拡大しとくにメロン、トマト、いちごなどの作付面積が増加している。

以上のような土地利用の変化は、農業粗生産額構成の変化に顕著に現われている。米は減反前の1968年に24%を占めていたのが70年代は10%台に、92年は6%に減少した。これに対し、構成比を高めているのが軽種馬と野菜である。軽種馬は70年に77%が92年の80%へ、野菜は同じく0.1%が6%になった（表2-2-4）。

表2-2-3 静内町における主要作物の作付面積の推移

	(単位: ha)					
	水稻	麦	豆	いも	飼料作物	野菜類
1970年	877	-	14	31	1,476	44
1975	665	-	14	16	1,957	31
1980	633	0	9	8	2,420	39
1985	608	24	5	15	4,986	69
1986	604	27	7	12	5,016	不明
1987	544	30	13	12	5,077	111
1988	539	7	18	12	5,031	119
1989	525	0	23	11	4,997	130
1990	508	0	22	11	4,996	119
1991	477	28	18	11	5,029	124
1992	433	0	11	11	5,027	107
1993	419	0	10	13	5,128	96

注：1970～1985、1990年は『農業センサス』、その他は『北海道農業基本調査』による。

表2-2-4 静内町における農業粗生産額の推移

	(単位: 100万円、%)						
	総額	米	野菜	肉用牛	乳用牛	軽種馬	
1968年	2,520(100.0)	601(23.8)	37(1.5)	1(0.0)	167(6.5)	1,655(65.7)	
1970	3,482(100.0)	483(13.8)	59(1.6)	5(0.1)	185(5.3)	2,660(76.3)	
1975	4,714(100.0)	912(19.3)	139(2.9)	35(0.7)	427(9.0)	3,050(64.6)	
1980	5,319(100.0)	391(7.3)	177(3.3)	52(0.9)	583(10.9)	3,933(73.9)	
1985	7,406(100.0)	861(11.6)	241(3.2)	28(0.4)	627(8.5)	5,462(73.8)	
1990	10,380(100.0)	656(6.3)	408(3.9)	56(0.5)	609(5.9)	8,481(81.7)	
1992	8,654(100.0)	485(5.6)	490(5.7)	73(0.8)	504(5.8)	6,962(80.4)	

資料：『北海道農林水産統計』。

注：カッコ内の数字は構成比である。

## 2) 農地移動の現状

近年の農業委員会に届けられた農地移動に関しては、表2-2-5に示した。この4年間の農地法3条・利用増進の延べ件数は298件、延べ面積は698haであり、平均2.3haとなっている。静内町の農地需給は全体として売手市場であり、土地不足の状態となっている。今回のアンケート結果をみてみよう（表2-2-6）。

表2-2-5 静内町における農地移動の推移

	所有権移転		利用権（賃借権）	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
1989年	38	77.3	35	63.3
1990	52	117.9	49	127.9
1991	35	79.1	28	79.4
1992	22	58.4	39	94.4

注：静内町農業委員会資料による。

表2-2-6 地域別、経営形態別 農地需給に関する意識調査

	合 計	地区				販売金額第1位の部門									
		本 豊	東 静	春 内	春 立	輕 種 馬	肉 牛	酪 農	稻 作	畑 作	烟 菜	野 菜	販 賣	そ の 他	無 回答
		沢	畠	内	立	馬	牛	農	作	作	菜	野	賣	な	い
合 計(戸)	316	85	110	85	36	178	4	18	53	3	25	15	11	9	9
農 地 の 需 給	無回答	107	41	35	24	7	63	2	3	15	2	6	9	2	5
	買い手いない	39	5	8	18	8	19	-	1	13	-	2	2	1	1
	売り手いない	34	7	15	10	2	27	-	2	3	-	2	-	-	-
	借り手いない	11	2	-	3	6	1	1	-	4	-	5	-	-	-
	貸し手いない	15	4	7	4	-	10	-	2	2	-	-	-	1	-
	わからない	110	26	45	26	13	58	1	10	16	1	10	4	7	3
地 実 価 勢	無回答	92	36	30	19	7	53	2	4	10	2	7	7	2	5
	高い	87	15	47	19	6	59	1	10	12	1	2	-	2	-
	適正	14	4	5	4	1	6	-	1	4	-	1	1	-	1
水 価 準 格	低い	22	4	2	10	6	11	-	-	6	-	4	1	-	-
	いつも該当しない	44	14	8	16	6	25	1	1	9	-	5	-	2	1
	わからない	57	12	18	17	10	24	-	2	12	-	6	6	5	2
小 作 料 水 準	無回答	106	42	35	22	7	62	2	3	13	2	7	8	4	5
	高い	38	6	15	12	5	20	-	7	6	-	4	-	1	-
	適正	42	13	16	9	4	35	-	2	2	-	1	1	1	-
	低い	14	5	5	4	-	9	1	-	1	-	1	2	-	-
	いつも該当しない	41	5	15	16	5	19	-	2	14	1	3	-	1	1
	わからない	75	14	24	22	15	33	1	4	17	-	9	4	4	3

まず農地の需給動向に關し、農地の売買についてみると、調査農家合計では「売り手いない」34戸、「買い手いない」39戸であり、「買い手いない」が「売り手いない」より若干多い。また農地の貸借についてみると、「貸し手いない」15戸、「借り手いない」11戸であり、こちらは「貸し手いない」が「借り手いない」より若干多い。したがって売買と貸借を合わせると、全体として農地の需要と供給のバランスがとれているようにみえる。

しかし、これを農家の經營形態別にみるとどうであろうか。軽種馬においては、売買について、「売り手いない」(27戸)が「買い手いない」(19戸)より多く、また貸借について「貸し手いない」(10戸)が「借り手いない」(1戸)よりはるかに多い。すなわち軽種馬においては農地の需要が供給を大幅に上まわり、いわば完全な売手市場である。酪農においては回答数が少ないが、同じように需要が供給を上まわり、売手市場の傾向が読みとれる。他方稻作においては、売買について「買い手いない」(13戸)が「売り手いない」(3戸)より多く、貸借についても「借り手いない」(4戸)が「貸し手いない」(3戸)より多い。すなわち供給が需要を上まわり、いわば買手市場である。野菜においては、売買について「売り手いない」(2戸)と「買い手いない」(2戸)が同数であるが、貸借について「貸し手いない」(10戸)より「借り手いない」(5戸)が多くこれも買手市場である。

農地の需給を地区別にみると、本沢と豊畠では需要が供給を上まわり売手市場であり、東静内と春立では供給が需要を上まわり買手市場であり、全く逆の傾向を示している(今回のアンケート調査および地区として分けている本沢、豊畠、東静内、春立は、農協支所の区分であり、行政地区とは若干異なる)。

次に地価水準(実勢地価)についてみてみよう。北海道の農地価格は、85年以降下落傾向が続き、静内町も例外ではない。しかし、日高地方は下げ幅が少ないのみならず、畑では一時上昇すらしている。また、北海道の他の地域では田は畑の地価の2倍というものが通例だが、日高地方ではその差はあまりなく、地域によっては畑の方が高くなっている。これらの現象は、いうまでもなく軽種馬生産による影響である。静内町の地価は93年には田550万円、畑512万円と日高地方の中では最も高い(表2-2-7)。しかも、これはあくまで平均値であり、本沢、豊畠では100~120万円が相場であるという。これらのことと農家サイドではどう見ているのだろうか(表2-2-8)。農家合計では、「高い」が87戸、「適正」が14戸、「低い」が22戸であり、「高い」が「適正」「低い」の合計数より多い。これを經營形態別にみると、農地の売手市場である軽種馬と酪農とでは、「高い」が「適正」「低い」の合計数より若干多く、野菜では逆に「適正」「低い」の合計数が「高い」より多い。他方農地の買手市場である稻作と野菜とについてみてみると、稻作では「高い」が「適正」「低い」の合計数より若干多く、野菜では逆に「適正」「低い」の合計数が「高い」より多い。

地区別にみると、売手市場の本沢、豊畠では、「高い」が「適正」「低い」の合計数よ

表2-2-7 10a当たり農地価格の推移

(単位:千円)

		田	畠
日 高 地 域	1970年	453	317
	1985	449	271
	1986	448	274
	1987	434	271
	1988	437	276
	1989	438	303
	1990	439	296
	1991	411	345
	1992	400	316
	1993	402	346
静内町 日高町 平取町 門別町 新冠町 三石町 浦河町 様似町 えりも町	静内町	550	512
	日高町	N A	N A
	平取町	N A	N A
	門別町	365	430
	新冠町	300	250
	三石町	450	200
	浦河町	400	500
	様似町	350	259
	えりも町	-	120

資料: 北海道農業会議『田畠売買価格に関する調査』。

- 注: 1) それぞれ中田・中畠の価格。  
 2) 各市町村の数字は1993年のもの。  
 3) N Aは報告なし。

表2-2-8 地域別、経営形態別 5年後の経営面積の状況

合 計	地区					販売金額第1位の部門									
	本 沢		豊 畠	東 内	春 立	軽 種 馬	肉 牛	酪 農	稻 作	畠 作	野 菜	販 葉	そ し	無 他	回 答
合 計(戸)	316	85	110	85	36	178	4	18	53	3	25	15	11	9	
無回答	45	18	14	4	9	24	-	-	5	2	3	5	-	6	
現状維持	122	30	42	36	14	69	1	12	19	-	12	1	8	-	
拡大	94	18	45	26	5	68	1	6	15	-	3	-	1	-	
縮小	11	5	2	3	1	4	-	-	1	-	3	-	1	2	
リタイア	44	14	7	16	7	13	2	-	13	1	4	9	1	1	
合 計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
無回答	14.2	21.2	12.7	4.7	25.0	13.5	-	-	9.4	66.7	12.0	33.3	-	66.7	
現状維持	38.6	35.3	38.2	42.4	38.9	38.8	25.0	66.7	35.8	-	48.0	6.7	72.7	-	
拡大	29.7	21.2	40.9	30.6	13.9	38.2	25.0	33.3	28.3	-	12.0	-	9.1	-	
縮小	3.5	5.9	1.8	3.5	2.8	2.2	-	-	1.9	-	12.0	-	9.1	22.2	
リタイア	13.9	16.5	6.4	18.8	19.4	7.3	50.0	-	24.5	33.3	16.0	60.0	9.1	11.1	

り圧倒的に多く、他方買手市場である東静内、春立では「高い」が「適正」「低い」の合計数と大差ない。

つぎに小作料水準についてみてみよう。農家合計では「低い」は少なく、「適正」と「高い」がほぼ同数である。経営形態別にみると、売手市場である軽種馬と酪農のうち、軽種馬は「適正」が「高い」より多いが、酪農は「高い」が「適正」より多い。買手市場である稲作、野菜では、いずれも「高い」が「適正」より多い。すなわち、軽種馬は現在の小作料水準でも採算がとれるが、酪農、稲作、野菜作では採算がとれないと考えていることを反映しているのであろう（表2-2-6）。

さらに今後の経営志向に関し、5年後の経営面積の状況についてみてみよう（表2-2-8）。「拡大」は、農家全体では29%であるが、経営形態別にみると、その比率がもっとも多いのは軽種馬（38%）であり、酪農（33%）、稲作（28%）がこれに次ぎ、野菜（12%）がもっとも少ない。他方、「縮小・リタイア」は、農家合計では17%であるが、これを経営形態別にみると、その割合がきわめて多いのは「販売なし」農家（60%）であり、野菜（28%）、稲作（26%）がこれに次ぎ、少ないのが軽種馬（9%）、酪農（0%）である。また表2-2-9は、1992年12月に静内町農業委員会の行ったアンケート結果である。この調査によっても静内町の土地不足状況がうかがえ、とりわけ軽種馬中核地帯の本沢での土地需要の強さがうかがえよう。

さて、今回農業振興計画にあたって実施したアンケート調査に基づき、土地利用の中身を検討してみると表2-2-10のとおりである。希望拡大面積のモードは5ha、しかもその部門・地目は軽種馬の放牧地に集中している。また、規模拡大方法は賃借よりも購入が多く、しかも軽種馬にその傾向が顕著である。

表2-2-9 現在の耕作面積について「あてはまるもの」（1992年12月調査）

(単位:戸)			
	今まで十分	まあまあと思っている	現在の面積では不十分
合 計	73	59	84
市街（神森・真歌）	19	12	13
本沢（目名～農屋）	24	21	40
東静内（浦和～東別）	27	20	25
不明（無回答を含む）	3	6	6

注：1) 静内町農業委員会資料による。

2) アンケート対象戸数は466戸、回答戸数は255戸で、回答率は48.3%であった。

表2-2-10 地域別、経営形態別 規模拡大予定農家の5年後の経営状況

	合 計	地 区					販売金額第1位の部門								
		本 沢	豊 畠	東 内	春 立		軽 種 馬	肉 牛	酪 農	稻 作	畑 作	野 菜	販 売	そ の 他	無 答
合 計(戸)	94	18	45	26	5	68	1	6	15	-	3	-	1	-	-
希 望 面 積	無回答	5	-	2	2	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	約1ha	3	-	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-
希 望 面 積	約2ha	7	2	3	2	-	4	-	-	2	-	1	-	-	-
希 望 面 積	約3ha	19	3	5	10	1	14	-	2	3	-	-	-	-	-
希 望 面 積	約5ha	32	7	18	5	2	23	-	2	6	-	1	-	-	-
希 望 面 積	約7ha	4	-	2	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	約10ha	9	1	7	1	-	7	-	1	1	-	-	-	-	-
希 望 面 積	15ha以上	15	5	7	3	-	12	-	1	2	-	-	-	-	-
希 望 面 積	無回答	3	-	1	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	採草地	15	3	6	6	-	9	-	1	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	放牧地	55	11	28	15	1	55	-	-	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	稲作	14	2	8	2	2	-	-	-	14	-	-	-	-	-
希 望 面 積	野菜	3	-	2	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-
希 望 面 積	花卉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	決めていない	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
希 望 面 積	その他	3	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	無回答	3	-	2	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	購入	37	7	18	9	3	30	-	-	6	-	1	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	賃借	20	4	10	6	-	10	-	6	4	-	-	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	共同牧野	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	受託	4	1	1	2	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	決めていない	28	6	13	7	2	22	-	-	4	-	2	-	-	-
規 模 拡 大 方 法	その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

### 3) 土地利用に関する課題

静内町でも毎年離農が続出しているが、これら離農の跡地は継続農家が買い入れて規模拡大をはかってきた。また近年は、農地の貸借も増加している。ところで、このような農地の積極的な買い手ないし借り手は軽種馬農家であり、これらは放牧地・採草地あるいはパドック団地として利用されるので、静内町では田が年々減少し、現在田の面積は耕地面積の12%にまで減少している。また静内町では、後継者のいない高齢農家が厚い層を形成しているので、これらを中心に今後も離農がかなりのテンポで続くものと予想されるが、離農跡地の需要者の主力は依然として軽種馬農家であると考えられる。しかし、これ以上

の水田の減少は、静内町農業のバランスある発展にとって支障となるので、今後農地特に田は、稲作農家対象に売却ないし貸し出されることが望ましい。そのためには、農地移動に関し、農業委員会はじめ行政、農業団体の意識的な調整が必要となる。

また、前述のように静内町の農地価格は日高管内でも高く、この価格では軽種馬農家以外は採算がとれないので、田については稲作収益還元地価の水準まで引き下げられるよう、なんらかの措置が必要であると考えられる。

他方、現在すでに軽種馬経営の少ない地区などでは、耕地（とくに水田）の買い手ないし借り手がいなく、耕地が利用されずに放置されている状態が散見される。今後高齢農家のリタイアなどによって離農跡地の増加が予想されるが、これについては継続農家への直接的な移動を基本としつつも、同時に買い手ないし借り手のいない農地についての対応策も必要である。これに関し、北海道農業確立対策会議は、1994年6月に「農業・農村政策の確立に関する要望書」を発表したが、その中で当面買い手のない農地に対し「都道府県公社が買い上げ、長期貸付を行う制度」と「市町村が買い入れ地域活性化のため活用できる特例措置」をあげている。これらについての地元での検討も必要となってくるのではないだろうか。

さらに、土地改良と交換分合の課題がある。今回のアンケートでも「経営上改善すべき問題点」で「経営規模」をあげた農家83戸（16.2%）とともに、「土地条件」をあげた農家が91戸（17.8%）と多かった。また、土地改良に関する今回のアンケートでは、土地改良が「将来必要」109戸、「緊急に必要」69戸で無回答を除くと77%が土地改良の必要性を訴えている。さらに、農地の分散状況については、「ほとんど分散なし」が87戸、「分散多いが問題なし」が56戸と多いものの、「分散多く団地化必要」が25戸あった（表2-2-11）。土地改良や交換分合も、前述の静内町全体の土地利用計画の中で位置づける必要があろう。

表2-2-11 地域別、経営形態別 集落内の農地の状況

		合 計	地 区				販売金額第1位の部門									無 回答
			本 郷	豊 浦	東 静	春 内	軽 種 馬	肉 牛	酪 農	稻 作	畑 作	野 菜	販 売 し な し	そ の 他		
合 計(戸)		316	85	110	85	36	178	4	18	53	3	25	15	11	9	
土 地 改 良	無回答	85	31	26	31	10	43	3	5	12	2	4	9	2	5	
	緊急に必要	69	14	25	5	7	48	1	6	6	-	5	1	2	-	
	将来必要	109	19	46	18	12	69	-	3	22	-	8	-	4	3	
	必要なし	19	10	6	20	-	7	-	3	3	1	2	2	1	-	
	実施しない方が良い	10	4	2	9	3	3	-	-	5	-	2	-	-	-	
	わからない	24	7	5	2	4	8	-	1	5	-	4	3	2	1	
農 地 分 散 の状 況	無回答	113	37	34	31	11	63	2	5	15	2	5	10	4	7	
	分散多く団地化必要	25	6	10	5	4	17	1	-	5	-	2	-	-	-	
	分散多いが問題なし	56	12	20	18	6	33	-	9	7	-	4	-	2	1	
	ほとんど分散なし	87	21	34	20	12	51	1	4	15	1	10	2	2	1	
	わからない	28	7	10	9	2	12	-	-	9	-	1	3	3	-	
	その他	7	2	2	2	1	2	-	-	2	-	3	-	-	-	

### 3. 経営形態別の課題

#### (1) 稲作の現状と課題

##### 1) 稲作の現状

2章でみたように、静内町の水田はかつて966haであったのが、現在（1993年）は499ha、作付面積も877haから419haへと減少してきた。また、93年における静内町の稲作農家は160戸であるが、これを経営形態別に区分すると、稲単作57戸（全体の36%）、野菜との複合30戸（同19%）、軽種馬との複合62戸（同39%）、乳牛との複合11戸（同7%）となっている（表3-1-1）。これを規模別にみると、2ha以下が57%、4ha以下だと86%を占め、10ha以上は僅か2戸である。稲作農家の世帯主年齢は、各世代に分かれてはいるものの、後継者のある農家は僅か14%である（表3-1-2）。

表3-1-1 水稲規模別農家戸数（1993年）

（単位：戸、%）

	水稻单作	施設野菜複合	乳牛複合	軽種馬	合計	比率
合計	57	30	11	62	160	100
50a以下	6	1	2	10	19	12
51～100	9	3	1	10	23	14
101～200	16	10	7	16	49	31
201～400	14	9	1	22	46	29
401～600	6	4	—	2	12	7
601～800	1	2	—	1	4	2
800～1000	4	—	—	1	5	3
1001a以上	1	1	—	—	2	1

注：静内町役場資料による。

表3-1-2 稲作農家の年齢と後継者

（単位：戸、%）

	30才代	40才代	50才代	60才以上	合計
合計	29(18.0)	52(32.0)	41(26.0)	38(24.0)	160(100.0)
後継者あり (後継者は23才以上30才未満とした)	-	-	12	10	22
後継者なし (40代以上の場合は主に未婚のため)	-	14	13	27	54
後継者不明(30代は未婚または子供が小さいため、40代以上は子供が23才未満のため)	29	38	16	1	84

注：1) 静内町役場資料による。

2) 30才以上を経営主とした。

今回実施した農家訪問調査では、6戸の稻作農家が含まれているが、その経営形態は稻単作1戸、稻と野菜との複合3戸、稻と野菜・軽種馬との複合1戸である。これら訪問調査農家の現状は、およそ次ぎのとおりである。

#### ○A農家（稻単作・豊畠地区）

農業就業者：経営主43才、妻37才、父72才、母69才。このほか田植と収穫に3人（親戚）雇用。

稻作：所有地7.5ha、借入地2.4ha。1992年の品種は、ゆきひかりを4.4ha、きらら397を6.5ha作付。单収は両品種とも6俵。等級はゆきひかりが2等、きらら397が1等。1988年から減農薬・有機栽培米を導入。

今後の意向：長男が高校卒業後就農予定なので、水田を拡大し稻単作の15ha以上経営を目指している。

#### ○B農家（稻と野菜との複合・東別地区）

農業就業者：経営主46才、妻46才。

稻作：所有地7.5ha、借入地5ha。もとからの所有地は1982～85年に、その後の購入農地および借入地は今年圃場整備を実施。1992年の品種は、きらら397を3ha、ゆきひかりを7ha作付。单収は両品種とも6.5俵。

野菜作：3年前からハウスメロンを栽培し、現在ハウス3棟（0.4ha）。

今後の意向：現在19才の息子が通勤兼業であるが、将来就農することを期待しており、そのため水田5haの買い入れを予定している。もし息子が就農しなくても、軽種馬農家に高く売却できると思っている。メロンは労働力確保が困難なので、近いうちにやめる予定。

#### ○C農家（稻と野菜との複合・東別地区）

農業就業者：経営主45才、妻42才。

稻作：所有地4.8ha、借入地0.5ha、1992年の品種は、ゆきひかりを2.8ha、きらら397を2.5ha作付。单収は両品種とも8俵。等級は全部1等。1992年に日高管内の優良米出荷共励会で表彰を受けている。

野菜作：水田転作として1981年に野菜のハウス栽培を導入。現在ハウス15棟（0.25ha）にトマトを栽培し、その一部に後作としてきゅうりを栽培。収穫時に2人雇用。

今後の意向：米価が下落し、水田の買い入れや借入によって稻作を拡大しても採算がとれないでの、ハウスを増設して野菜作を拡大するが、この場合労働力の確保と野菜価格の変動が不安である。

#### ○D農家（稻と野菜との複合・神森地区）

農業就業者：経営主55才、妻53才、息子27才、嫁26才。

稻作：所有地6ha、借入地0.6ha。1992年の品種は、ゆきひかりを3.6ha、きらら397を3ha作付。单収はゆきひかりが8俵、きらら397が5俵。1969年頃圃場整備を実施し、また泥炭地（2.5ha）については暗渠、客土を実施し、これら土地改良が現在の収量安定の

基礎になっている。

農作業：全部自家作業であり、このほか稲作の受託作業を実施中（後述）。

野菜作：1988年に転作としてハウス野菜を導入。現在10棟（0.3ha）に、ほうれんそうを中心としてトマトと花きを栽培。水稻とハウスで年間50人日のパートを雇用。

今後の意向：経営主は野菜はウスの増頭、息子は水田増加と意見が分かれているが、いずれかによって規模拡大をはかる。

#### ○E 農家（稲と野菜と軽種馬との複合・西川地区）

農業就業者：経営主55才、妻48才。長男22才は農外恒常的勤務で、農業には補助的従事。母69才も補助的に従事。

稲作：所有地6.1ha、借入地3ha。1992年の品種は、ゆきひかりを4.7ha、きらら397を3.9ha作付。単収は両方とも8俵。

軽種馬：水田転作地0.5haを牧草地として利用し、このほか採草・放牧地5haを所有。現在自己馬2頭を飼養。

今後の意向：軽種馬は現状維持。借地により稲作10ha以上を目指すが、地価の割に小作料が高いので、借地安定化対策を要望。

#### ○F 農家（稲と野菜と軽種馬との複合・神森地区）

農業従事者：経営主41才、妻40才、父76才。

稲作：所有地3.5ha。1992年の品種は、ゆきひかりを2.5ha、きらら397を1ha作付。単収はゆきひかりで8俵。

農作業：収穫・乾燥は集団組織で共同作業をおこない、このほか受託作業を実施中（詳細は後述）。

野菜作：6年前に転作としてハウスを導入し、以後毎年増棟。1992年はきゅうり7棟、ほうれんそう11棟を栽培し、93年は増棟した4棟にミニトマト、ピーマンを作付。このほかに畑地6.2haを借り入れ、露地キャベツを栽培。野菜作には自家労働ほか、市街地の主婦10人を100日間、のべ1000人日を雇用している。

軽種馬：採草地4haを利用し、サラ自己馬2頭飼養。牧草の収穫作業には、経営主と父が従事するが、それ以外の軽種馬飼養は父が担当。

今後の意向：稲作を縮小し、ハウスを増加する。野菜の「有機栽培」を導入する。またこの農家は、現在自己所有の堆肥場で3年かけて完熟堆肥をつくり、自家利用のほか一部を数戸の農家に販売している。

## 2) 稲作の課題

稲作に関する検討課題のひとつは、作業受委託問題である。1994年6月に静内町農協が実施した「作業受委託調査」によると、現在管内では二つの集団と、5戸の農家が作業受託しており、これらへの委託戸数は合計28戸である。また新しく委託を希望する農家が13

戸あり、このうち8戸は今すぐの委託を、5戸は将来の委託を希望している。これらに関する若干の実態についてみてみよう。まず現行受委託作業の事例である。

#### ○個人受託の事例

受託農家は前節のなかで述べた神森地区のD農家である。委託農家は地区内の5戸であるが、そのうち4戸は軽種馬農家であり、稲作付面積はそれぞれ264a、256a、200a、117aと小さく、また他の1戸は兼業農家（稲作付面積137a）である。

D農家は、4条刈自脱型コンバインと乾燥機3基を所有しているが、これらを活用し1992年は10月中旬～11月下旬の期間に、前述5戸の農家から合計974a分の収穫・乾燥を受託している。受託料は収穫10a当たり10,000円、乾燥1俵当たり1,200円である。

#### ○集団受託の事例

受託集団は神森ライスセンターであるが、この集団は1987年に稲作の共同作業を目的に発足し、現在の構成戸数は3戸（各農家の稲作面積はそれぞれ5.4ha、3.4ha、2ha）であり、6条田植機2台、5条刈自脱型コンバイン2台、乾燥機4基を所有し、稲作の主要行程について共同作業をおこなっている。同時に収穫・乾燥について受託作業を実施しており、1992年は静内町のほか、隣接の三石町、門別町の農家を含め、40戸、50haの受託実績があった。しかし、受託農家のうちに水田を軽種馬農家に牧草地として貸し出したものなどがあり、1993年の受託実績は25戸、25haに減少した。受託料は、収穫10a当たり11,000円、乾燥1俵当たり1,200円であるが、93年の收支をみると、受託料収入約500万円に対し、支出は物財費と償却費だけで500万円になり、人件費部分が赤字となっており、このままだと受託作業の維持は困難な状況にある。

次は新しく委託を希望している農家の事例である。

#### ○G農家（稲作と野菜の複合経営）

稲作98aのほかに、露地40aにピーマン、ハウス8棟（30a）にピーマンとほうれんそうを栽培している。農業就業者は、経営主32才、妻27才、母64才であるが、このほかに野菜作にパート4人を雇用。近年中に飯米用50aを残し、48aは露地野菜に転換するので、残り50aの稲作について全作業の委託を希望している。

#### ○H農家（兼業農家）

稲作面積6.2ha。経営主38才は農外に恒常に勤務し、農業には「土・日」あるいは帰宅後に就業しており、基幹的農業就業者は、経営主の妻35才、父65才、母60才である。現在10年前に導入した4条刈自脱型コンバインを使用しているが、機械費が高くつくこともあって、コンバインの更新期がきたら収穫作業を委託する予定である。

次に静内町が1993年5月に実施した「水稻作業受委託に関するアンケート調査」についてみてみよう（アンケートは160戸中88戸から回答があり、回答率55%）。

まず「あなたは、将来作業の受委託に対しなんらかの施策が講じられた場合、水稻の作業を引き受けたり、頼んだりすることを考えますか」の設問についての回答は、表3-1

－3のとおりである。

すなわち、14%が「引き受ける」とし、30%が「頼みたい」と答えている。受託希望面積は69ha、委託希望面積は54haであるが、「わからない」や「未回収」を含めるとかなりの受委託（とくに委託）の希望があるとみてよい。実際に町レベルで補助体制を含め組織的に行えば、さらに受委託希望を掘り起こせるものと思われる。

表3-1-3 水稲作業受委託に関する意向（1993年5月）

	作付面積(a)	1戸平均面積(a)	戸数(戸)	比率(%)
合計	38,640	240	160	100.0
未回収	13,980	190	72	45.0
回答計	24,660	280	88	(100.0)
回答内訳				
引き受ける	6,870	570	12	(13.6)
頼みたい	5,430	210	26	(29.5)
どちらも行わない	7,080	270	19	(21.6)
わからない	3,910	200	20	(22.7)
作付をやめる	1,370	120	11	(12.5)

注：1) 静内町役場資料による。

2) 水稲作付農家160戸（共済加入者）のうち回答88戸、回収率55%であった。

また「作業の引き受けはどういうところが良いと思いますか」の設問についての回答は、次ぎのとおりである。

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ライスセンターや共同利用組合。                    | 23% |
| 農協が機械や施設をもち直接引き受ける。                | 23% |
| 農協が補助事業を使って機械・施設を導入し、地元組織に貸しつけた団体。 | 28% |
| 個人農家。                              | 13% |
| わからない。                             | 13% |
- すなわち引き受けとして個人農家より農協や地区の組合・団体が適当であるとの考えが多い。

以上のこのほかの調査農家を含め、高齢農家、兼業農家、稻作と軽種馬あるいは野菜との複合経営農家のなかには、作業委託を希望するものがかなり多いことが明らかである。他方、稻单作農家では規模拡大志向が強いが、拡大方法としては、農地の買い入れ、借り入れと同時に作業委託も考えられる。いずれにしても、いかにして作業受委託を普及し、その定着化をはかるかについての検討が必要である。

稻作に関する検討課題の第二は、稻作生産力の向上・安定問題である。静内町の稻作単収を隣接の新冠町、三石町と比較すると、表3-1-4に示すように新冠町とは同水準であるが、三石町よりは低い水準にあるとみられる（同表によると1992年だけは三石町が低い）。また1等米比率についてみると、年による変動が大きいが、大部分の年は新冠町、

三石町よりも低い水準にある（1990年だけは静内町の比率が高い。しかも93年の大冷害には、日高管内の中でも一番低い水準であった。表3-1-5を参照）。ただし、静内町における単収や1等米比率は、農家間、地区間にかなりの差があるものと考えられる。事実前節でみた6戸の調査農家のなかには、単収水準が高い農家、1等米比率の大きい農家が多い。

表3-1-4 地区別水稻单収の比較

	1984年	85	86	87	88	89	90	91	92	93
全道	551	497	525	472	512	526	540	500	445	203
日高支庁	541	507	486	465	452	483	502	370	398	65
静内町	546	492	481	464	441	478	506	300	402	36
新冠町	541	493	477	403	433	477	504	289	406	58
三石町	542	536	507	480	457	488	513	388	388	54

資料：『北海道農林統計』北海道、各年より。

表3-1-5 地区別1等米比率の比較

	1986年	87	88	89	90	91	92	93
日高支庁	37.8	20.5	32.7	51.8	69.9	29.7	35.7	27.2
静内町	32.2	5.7	29.7	38.6	81.1	21.5	42.0	0.0
新冠町	47.6	15.6	43.8	56.1	75.9	18.1	43.0	32.7
三石町	39.2	7.9	34.4	40.4	56.5	22.3	46.0	1.6

資料：『日高の農業』日高支庁（1994年）。

稻作生産力の向上・安定と関連して、減農薬・有機栽培米の問題もある。現在静内町では、稻作振興会が中心となって減農薬・有機栽培米の生産に取り組んでいるが、その栽培基準はおよそ次ぎのように設定されている。

土作り：堆肥10a当たり2t以上、透排水性改善のためのサブソイラーの有効活用。

施肥：有機質肥料を全量の2分の1以上とする。追肥は原則としておこなわない。

本田防除：年間を通じて2回以内とする。

栽培目標：多収を望まず、安全・良質・良食味を追求する（収量は10a当たり480kg）。

品種：きらら397に限定する。

また1993年の実績は、参加農家28戸、栽培面積60haであり、生産された米はAコープなどで販売され、好評を博している。しかし1994年は、前年の冷害の影響を受け、きらら397よりゆきひかりが安定していること、防除が2回では心配などの理由によって、参加

農家18戸、栽培面積27ha（いずれも計画）へと減少している。現在、有機肥料の投入に対して町と農協による一定額の補助があるが、減農薬・有機栽培米を静内産米の質的向上の重要な一環として位置づけ、その普及・拡大さらに積極的に取り組む姿勢と対策が望まれる。

## （2）野菜生産の特徴と課題

### 1) 野菜生産の位置づけ

#### ①北海道の野菜動向

自由化の進展のもとで多くの農産物が国際的な競争にさらされていく中で、野菜は近年かなり急速に輸入が増えて来ているものの、表3-2-1に示されるように1991年で自給率90%と相対的には国内生産のウエイトがいまだに圧倒的に高い農産物である。これはひとつには鮮度の保持を必要とするという点があるが、同時に消費者要求の高度化、多様化にともない生産技術の向上と流通対策の開発が不斷に求められるということが重要な要因となっていると考えられる。このことは全体として、家計に占める食料費の割合が低下する中で、表3-2-2に示されるように、食料費に占める野菜の購買額の比率が上昇していることにも反映している。

表3-2-1 野菜の自給率

	国内生産量	輸入量	(千t、%) 自給率
1975年	15,674	230	99
1980年	16,470	495	97
1985年	16,455	866	95
1990年	15,739	1,551	91
1991年	15,310	1,724	90

資料：北海道農務部「野菜関係資料」

表3-2-2 食料費に占める野菜の割合の推移

		食料費計	内野菜類	(世帯当たり、円、%) 比率
全 国	1975年	646,887	49,259	7.6
	1980年	867,393	68,275	7.9
	1985年	957,528	71,131	7.4
	1990年	1,030,125	80,103	7.8
	1991年	1,076,325	86,499	8.0
北 海 道	1975年	615,542	44,075	7.2
	1980年	803,628	58,862	7.3
	1985年	846,920	58,662	6.9
	1990年	890,989	68,060	7.6
	1991年	917,341	70,897	7.7

資料：『家計調査』総務庁

このような中にあって表3-2-3に示されるように、全国的には野菜の作付面積は減少傾向にありその出荷量も横ばいないし微減傾向にあるが、北海道は作付面積で1975年の5万haから92年の6万8千haへ、出荷量も95万tから156万tへ大きく伸びしており、全国に占める比率もいずれも9%前後だったものが13%強に伸びて来ている。

表3-2-3 野菜生産における北海道の位置(29品目)

	作付面積(ha)			出荷量(t)		
	全 国	北 海 道	比率	全 国	北 海 道	比率
1975年	546,800	50,819	9.3	11,088,000	955,744	8.6
1980年	559,300	48,544	8.7	11,915,000	1,080,109	9.1
1985年	551,000	56,673	10.3	11,913,000	1,230,593	10.3
1990年	531,400	63,486	11.9	11,576,000	1,479,345	12.8
1992年	519,700	68,310	13.1	11,573,000	1,560,818	13.5

資料：北海道農務部「野菜関係資料」

この結果生産額でも表3-2-4にみるように北海道の野菜生産は全農業粗生産額に対して1965年は8.6%であったものが1991年には15.3%に、耕種の粗生産額の中では同じく11.4%が26.2%と、農業生産の中におけるウエイトを飛躍的に拡大してきている。

表3-2-4 北海道における農業粗生産額に占める野菜の位置

	合 計(A)	耕 種(B)	野 菜(C)	(C)/(A)	(C)/(B)	(100万円、%)
1965年	203,263	153,372	17,528	8.6	11.4	
1970年	345,418	230,884	35,068	10.2	15.2	
1975年	674,392	424,879	75,964	11.3	17.9	
1980年	895,452	516,523	111,507	12.5	21.6	
1985年	1,091,126	636,640	101,398	9.3	15.9	
1990年	1,117,492	640,823	157,366	14.1	24.6	
1991年	1,127,968	658,183	172,684	15.3	26.2	

資料：北海道農務部「野菜関係資料」

更に北海道野菜を品目別にその出荷量とそのうちの道外移出量の動向をみたものが表3-2-5である。まず全体的にみると、出荷量は1975年の合計約95万tから1991年には163万tと71%の大きな伸びを示しているが、その中でも顕著なものは道外移出の伸びである。道外移出は1975年には30万t強であったものが1991年には90万t強と3倍にも増加し、出荷全体に占める比率も32.1%から55.4%と過半が道外に移出されるに至っている。

表3-2-5 北海道の野菜の出荷と移出の推移

(t, %)

	1975年			1980年			1985年			1990年			1995年			出荷量指数(75=100)			
	出荷量A	移出量B	比率	出荷量A	移出量B	比率	出荷量A	移出量B	比率	出荷量A	移出量B	比率	80	85	90	95			
なす	13,511	-	-	6,646	2	0.0	3,050	37	1.2	2,110	0	0.0	2,150	0	0.0	49.2	22.6	15.6	15.9
とまと	23,134	-	-	17,107	185	1.1	15,992	650	4.1	19,000	4,100	21.6	20,700	4,300	20.8	73.9	69.1	82.1	89.5
きゅうり	25,398	-	-	19,964	21	0.1	21,607	206	1.0	19,300	1,100	7.3	19,700	1,600	8.1	78.6	85.1	76.0	77.6
かほちら	46,560	22,880	49.1	50,182	27,726	55.3	67,569	33,652	49.8	89,400	44,300	49.6	94,600	47,000	49.7	107.8	145.1	192.0	203.2
えだまめ	4,649	-	-	3,418	68	2.0	2,293	70	3.1	1,770	140	7.9	1,820	140	7.7	73.5	49.3	38.1	39.1
木戻れとう	103,966	3,922	3.8	103,504	5,678	5.5	143,879	4,938	3.4	166,200	7,740	4.7	168,200	11,110	0.7	99.6	138.4	159.9	161.8
青さやいん	2,121	-	-	1,828	2	0.1	1,499	81	5.4	1,590	270	17.0	1,710	390	22.1	86.2	70.7	75.0	82.0
青さやえん	635	-	-	592	0	0.0	725	192	26.5	805	280	34.8	831	380	45.7	93.2	114.2	126.8	130.9
小計	219,974	26,802	12.2	203,241	33,682	16.6	256,614	39,826	15.5	300,175	58,230	19.4	399,741	64,910	21.0	92.4	116.7	136.5	140.8
たまねき	260,269	229,147	88.0	375,355	331,820	88.4	432,715	367,820	85.0	542,000	453,300	83.6	604,500	500,900	82.9	144.2	166.3	208.2	232.3
ねぎ	18,161	-	-	16,056	88	0.5	20,528	3,264	15.9	24,200	8,300	34.3	26,500	6,600	24.9	88.4	113.0	133.3	145.9
はくさい	73,654	315	0.4	70,271	5,290	7.5	57,380	2,517	4.4	41,800	9,300	22.2	46,000	11,800	25.7	95.4	77.9	58.8	62.5
キャベツ	60,326	23	0.0	60,658	3,179	5.2	69,263	10,571	15.3	60,800	18,800	30.9	79,200	25,800	32.6	100.6	114.8	100.8	131.3
じとももとう	7,256	-	-	10,171	993	9.8	13,102	2,109	16.1	14,100	3,840	27.2	14,300	2,900	20.3	140.2	180.8	191.3	197.1
食用ゆり	1,200	1,150	95.8	1,750	1,700	97.1	2,996	2,811	94.8	3,320	2,880	86.7	3,540	3,110	87.9	145.8	219.7	276.7	295.0
小計	420,866	230,633	54.8	534,261	341,070	64.2	595,984	389,122	65.3	686,220	496,420	72.3	774,040	551,110	71.2	126.9	141.6	163.0	183.9
だいこん	154,959	1,141	0.7	142,241	8,399	5.9	136,087	22,584	16.8	176,800	66,100	48.7	197,300	92,200	46.7	91.8	87.8	114.1	127.3
にんじん	59,951	46,013	76.8	95,116	75,651	79.5	131,448	99,806	75.9	152,300	111,900	73.5	177,200	121,400	68.5	158.7	219.3	254.0	295.6
ごぼう	6,419	58	0.9	5,428	577	10.6	9,394	3,473	37.0	22,700	14,940	65.8	21,300	13,600	63.8	84.6	148.3	353.6	331.8
かぶ	3,229	-	-	3,469	0	0.0	3,261	40	1.2	4,170	229	5.3	4,970	170	3.4	107.4	101.0	129.1	153.9
やまいも	12,422	185	1.5	9,193	704	7.7	11,021	3,053	27.7	35,500	23,280	65.8	41,000	28,410	69.3	74.0	88.7	285.8	330.1
小計	236,980	47,397	20.0	255,449	85,331	33.4	291,211	128,956	44.3	391,470	236,440	60.4	441,770	255,780	57.9	107.8	122.9	165.2	186.4
すいか	36,990	1,564	4.2	31,235	1,050	3.4	24,316	1,602	6.6	20,200	5,340	26.4	23,000	4,000	17.4	84.4	65.7	54.6	62.2
いちご	2,681	-	-	2,658	11	0.4	2,751	69	2.5	2,820	18	0.6	2,790	45	1.6	98.8	102.2	104.8	103.7
露地メロン	15,773	446	2.8	18,584	1,691	9.1	26,136	3,612	13.8	45,600	16,900	37.1	49,700	20,800	41.9	117.8	165.7	289.1	315.1
小計	55,454	2,010	3.6	52,477	2,752	5.2	53,203	5,263	9.9	68,620	22,258	32.4	75,490	21,845	32.9	94.6	95.9	123.7	136.1
ピーマン	2,285	2	0.1	3,050	263	8.8	3,272	408	12.5	4,320	1,280	29.6	4,670	1,410	30.2	133.5	143.2	189.1	204.4
レタス	4,734	9	0.2	10,008	-	-	11,407	1,232	10.8	11,900	2,030	17.1	13,100	2,500	19.1	211.4	241.0	251.4	276.7
セリリー	605	-	-	2,823	-	-	2,038	533	26.2	2,240	780	34.8	2,420	880	36.4	384.0	336.9	370.2	400.0
カリフラワ	901	-	-	1,773	-	-	2,365	47	2.6	1,250	160	12.8	1,340	150	11.2	196.8	262.5	138.7	148.7
ブロッコリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,770	1,060	28.1	5,510	1,570	28.5	-	-	-	-
アスパラガス	13,685	280	2.0	17,527	3,389	19.3	14,499	4,886	33.7	9,380	3,200	34.1	8,610	2,980	34.6	125.3	103.7	67.1	61.6
小計	22,510	281	1.3	34,681	3,658	10.5	33,581	7,106	21.2	32,860	8,510	25.9	35,650	9,490	26.6	154.1	149.2	146.0	158.4
合計	955,784	307,135	32.1	1,080,109	468,493	43.4	1,230,593	570,293	46.3	1,479,345	821,858	55.6	1,636,691	906,135	55.4	113.0	128.8	154.8	171.2

資料：北海道農務部「野菜関係資料」

さらに表3-2-5から品目別に幾つかの特徴が指摘できる。まず第一に従来からの移出野菜の代表であるたまねぎやにんじん、かぼちゃなどがそれぞれ75年から91年に2倍以上に出荷量を増加させている。また第二に、露地の大量野菜の中でも75年時点ではほとんど道外移出がみられず道内自給中心に生産されていた大いこん、キャベツ、はくさい、ねぎ、ごぼう、やまいもなどが新たに移出野菜として登場して来ている。このうち白菜は道内出荷の減少を移出がカバーできず出荷量が減少しているが、だいこんなどは漬け物需要の落ち込み等からくる道内出荷量の大幅な落込みを移出がカバーして総体としての出荷量を増加させている。また第三に、メロンやトマトおよびレタス、ピーマン等の洋菜類がやはり新たな移出野菜として成長してきている。これらの品目の特徴は施設栽培など相対的に労働力と投資をより多く必要とする点であろう。

これを時間的経過の中で概観すると、先に見たように本州の野菜作付面積が都市化等の影響で減少し、これを補う形で第一のタイプの野菜がそのシェアを更に拡大するとともに、従来道内自給を中心としていた第二のタイプの野菜も移出されるようになり、さらにより高い収益性を求めて、特に稻作を代位するような形で第三のタイプの野菜が拡大して来ているといえるであろう。

## ②日高の野菜

上に述べたような全道的な野菜生産の動向の中で日高はどのように位置づけられるであろうか。表3-2-6は1975年から91年までの支庁別の野菜作付面積の推移を示したものである。ここで目立つのは上川、網走、十勝の3支庁だけで約4万haの作付を持ち全体の約6割を占めていることであり、かつこれらの地域で大きな伸び率が認められる。このうち上川は畑作と稻作がともにあるが、これらの地域ではおしなべて畑作地帯において先の第一および第二のタイプの野菜の拡大を反映していると考えられる。これに対して檜山、空知、留萌、胆振などの道央、道南地帯では一時作付面積の減少を経験しながら近年再び面積を拡大している。そして、第三のタイプの野菜の拡大、特に施設野菜の拡大は石狩、渡島など都市化の影響を受けている地域を含めてこれら道央・道南が中心であると考えられる。そして日高も絶対面積としては823haと全体の約1.2%を占めるにすぎないが、1975年を100とする指数では139.3と全道平均を上回る伸びを示しており、基本的に道央・道南型のひとつといえよう。

こうした日高の野菜作の動向を支庁管内の町村別にみると表3-2-7のようになっている。これによると日高支庁管内の野菜の粗生産額22億円のうち平取町が8億6千万円と約4割を占めて圧倒的な位置にある。そしてこれに日高町と門別町を加えると12億8千万円と日高支庁管内の野菜生産の約6割が日高西部3町に集中している。これに対して新冠、静内、三石の中部三町（日高中部普及所の管轄区域は新冠、静内の2町であるが）は合わせて7億9千万円と管内の約35%であり、また浦河、様似、えりもの東部三町は合計で僅か1億3千万円と6%を占めるにすぎない。つまり日高管内に関しては全体として平取を

表3-2-6 支庁別野菜作付面積の推移

	1975年		1980年		1985年		1990年		1991年	
	面 積	指 数	面 積	指 数	面 積	指 数	面 積	指 数	面 積	指 数
石狩	5,520	100.0	4,930	89.3	5,120	92.8	4,570	82.8	4,640	84.1
渡島	3,340	100.0	3,540	106.0	3,300	98.8	3,160	94.6	3,060	91.6
檜山	1,140	100.0	1,050	92.1	1,120	98.2	1,380	121.1	1,390	121.9
後志	5,730	100.0	5,580	97.4	5,470	95.5	5,080	88.7	5,240	91.4
空知	7,850	100.0	7,050	89.8	6,840	87.1	7,830	99.7	7,850	100.0
上川	8,820	100.0	8,840	100.2	12,600	142.9	14,600	165.5	15,900	180.3
留萌	491	100.0	466	94.9	440	89.6	789	160.7	938	191.0
宗谷	160	100.0	132	82.5	118	73.8	97	60.6	80	50.0
網走	9,870	100.0	8,220	83.3	9,880	100.1	10,400	105.4	11,400	115.5
胆振	4,080	100.0	3,720	91.2	3,840	94.1	3,940	96.6	4,060	99.5
日高	591	100.0	575	97.3	700	118.4	814	137.7	823	139.3
十勝	5,570	100.0	6,230	111.8	8,210	147.4	11,700	210.1	12,400	222.6
釧路	375	100.0	355	94.7	379	101.1	502	133.9	544	145.1
根室	203	100.0	69	34.0	70	34.5	80	39.4	22	10.8
全道	53,700	100.0	50,800	94.6	58,100	108.2	65,000	121.0	68,300	127.2

資料：北海道農務部「野菜関係資料」

擁する西部地域が野菜生産に関しては優位にあるということは否めないであろう。しかしながら、中部地域にある静内町は平取町に次いで4億1千万円と平取町の約半分程度の生産をあげていることが注目され、また隣接する新冠町が3億円と第三位の生産額となっており、この両町をあわせればやや平取町に匹敵する生産となっている。

表3-2-7 野菜作物別生産状況（1991年）

日高町		かほちや		アスラガス		未熟熱トモロコシ		ごぼう		はくさい		にんじん		キャベツ		たまねぎ		
作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作物面積	収穫量	作物面積	収穫量	
11.32	10	7	18	3	32	7	202	5	67	10	221	4	108	2	60	12	86	
平取町	416	85	189	58	818	6	174	33	538	3	63	3	78	16	566	—	—	
門別町	223	9	23	6	62	7	197	11	173	7	140	2	51	14	427	—	—	
新延静内町(A)	339	14	39	6	61	5	134	6	87	4	99	4	94	4	151	—	—	
二石町	176	2	6	9	101	11	326	2	31	7	169	7	182	7	210	—	—	
浦河町	6	55	0	1	3	27	3	99	1	12	1	22	2	52	2	62	—	
様似町	6	61	1	2	14	143	8	263	1	7	1	21	4	45	4	101	—	
えりも町	22	0	1	3	27	4	120	0	3	0	7	2	42	2	44	—	—	
日高計(B)	116	118	279	102	1,273	54	1,607	59	920	34	718	27	725	52	1,655	12	86	
北海道計(C)	6,880	101,100	4,470	9,450	14,800	182,700	5,670	223,400	1,160	23,300	6,220	188,000	1,350	56,200	2,210	92,700	12,900	638,300
(B)/(C)	1.69	1.35	2.64	2.95	0.69	0.70	0.95	0.72	5.09	3.95	0.55	0.40	1.29	2.03	1.79	0.09	0.01	
(A)/(C)	0.23	0.17	0.04	0.06	0.06	0.06	0.19	0.15	0.17	0.13	0.11	0.09	0.53	0.32	0.32	0.00	0.00	
想定貿易倍数改	1.2	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	0.8	0.0	0.0	
ほうれん草		ねぎ		トマト		きゅうり		ピーマン		メロン		いちご		その他		生産額(百万円)		
作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作物面積	収穫量	野菜面積	収穫量	野菜面積	収穫量	
日高町	9	103	1	27	0	8	0	5	0	0	0	0	0	1	18	71	150	
平取町	9	110	4	64	15	1,530	8	473	0	9	12	201	0	1	45	337	860	
門別町	7	79	4	259	1	24	2	28	1	17	8	156	3	54	23	120	270	
新延静内町(A)	1	6	1	23	1	32	1	22	7	273	11	210	0	5	27	120	390	
二石町	7	88	3	55	5	299	4	180	7	326	9	175	5	92	33	124	410	
浦河町	1	5	1	14	1	29	2	91	0	1	4	82	1	14	7	41	80	
様似町	1	7	0	5	1	12	1	8	0	0	0	1	1	7	8	71	80	
えりも町	0	3	0	6	0	13	0	4	—	—	—	0	0	2	2	30	40	
日高計(B)	37	418	15	472	26	1,998	19	865	15	628	44	836	13	200	169	938	2,200	
北海道計(C)	1,420	16,400	859	31,100	459	25,200	385	24,200	155	5,390	2,210	53,600	392	3,210	68,300	68,300	172,684	
(B)/(C)	2.61	2.55	1.75	1.52	5.66	7.93	4.94	3.57	9.68	11.67	1.54	3.32	6.17	0.25	1.39	1.27		
(A)/(C)	0.49	0.51	0.35	0.18	1.09	1.19	1.01	0.74	4.52	6.05	0.40	0.33	1.28	2.84	エラー	0.18	0.24	
想定期軸指數	1.8	0.6	0.6	0.6	3.5	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.3	6.9			

資料：日高支厅『日高の農業』、北海道農務部『野菜別系資料』。

## 2) 静内における野菜生産

### ①品目構成

ここでふたたび表3-2-7に戻って検討しよう。表3-2-7のうち「想定自給率」とあるのは、各野菜品目毎に次のような式によって計算したものである。

$$aP/p \{A - (B + C)\} \quad (a: \text{静内町の収穫量}, A: \text{北海道の収穫量}, B: \text{北海道の道外移出量}, C: \text{北海道の加工向け出荷量}, p: \text{静内町の人口}, P: \text{北海道の人口})$$

北海道の収穫量から移出と加工を除いたものは、道内出荷と農家の自家消費等を含めた広い意味での道内消費を示していると想定できる。これに対する静内町の生産量の比に、人口比率の逆数をかけたものは、静内町における当該野菜の自給状況を近似的に示すと考えられる。もちろん、特定の野菜が一方で札幌市場に出荷され、他方で道外の他市町村から静内に入荷してくるということはあり得るし、野菜の品目によって静内の一人当たり平均消費量が全道平均と異なることも考えられるし、また収穫時期の差も考慮しなければならないであろう。したがってこれはあくまでも一つの目安にしかすぎないが、しかしこれによってそれぞれの野菜生産が静内町において持つ意味を検討するのには役立つ。つまり、この値がほぼ1.0かそれ以下であるならば、当該野菜は静内町において自給的な性格のものであると考えることができる。これに対して1.0を大幅に上回っているものは、静内町から他の地域に出荷される割合の大きなものと判断される。このようにしてみると表3-2-7のうちアスパラガスからたまねぎまでの品目とねぎはほぼ域内自給中心の野菜であると考えられ、1.0を上回っているのは、かぼちゃ、ほうれん草、トマト、きゅうり、ピーマン、メロン、いちごの7品目である。ここで明らかなように、この7品目はかぼちゃ(1.2)を除けばほとんどすべて施設野菜である。

そうした中でも特に高い指数を示しているのがピーマン(19.1)、いちご(6.9)、トマト(3.5)であり、わけてもピーマンが抜きんでて高い指数を示している。作付面積という点では例えばメロンは、静内町で9haとピーマンの7haを上回っている。しかし、全道的な生産はメロンが2,230ha、53,600tに対してピーマンは僅か155ha、5,390tにすぎない。つまり静内町のピーマンは小さな全道的市場の中で相対的に大きな位置を占めていると考えられる。現に生産量については静内のピーマンは全道の6%強を占め、これに新冠町で生産されるものを加えると11%強に達する。このことは、特定品目で市場の一定のシェアを確保することが市場における発言権の確保につながるという事実からするならば注目すべきことであるといえよう。

### ②生産の推移

表3-2-8は静内町の農業生産にしめる野菜生産の位置をみたものである。1980の野菜の粗生産額は約1億8千万円で町内農業粗生産額約53億の3.3%であったが、1990年にはこれが4億円を越え約104億の3.9%になっている。これをみる限り農業粗生産にしめる野菜の位置は微々たるものにみえるがそれは静内町において軽種馬が圧倒的な位置を占めて

いるからであって、軽種馬を除いた農業生産の中での野菜の位置は80年の12.8%から90年の21.5%に急上昇を見せている。

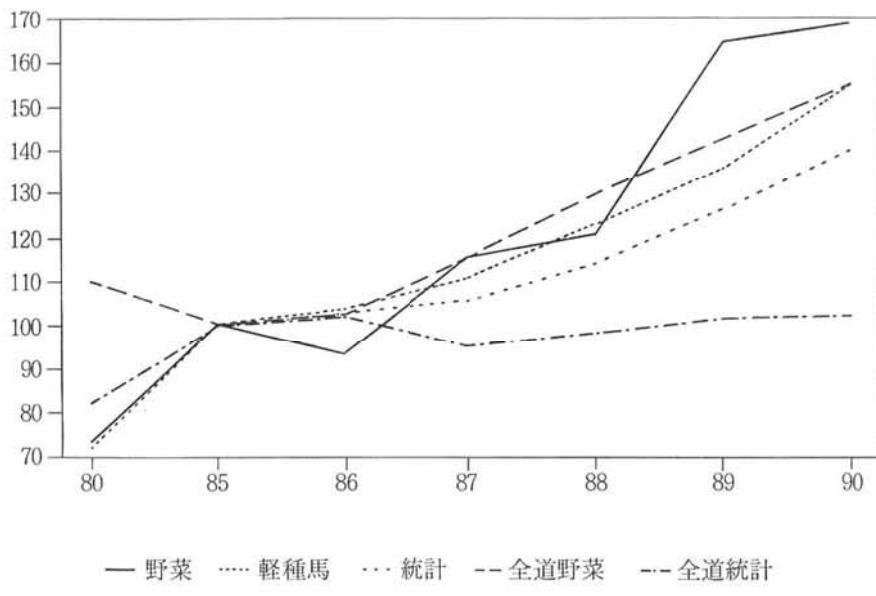
表3-2-8 静内町における野菜生産の位置

	野 菜 (A)	粗生産計 (B)	軽種馬を 除く (C)	(A)/(B)	(A)/(C)
80	177	5,319	1,386	3.3	12.8
85	241	7,406	1,944	3.3	12.4
86	225	7,603	1,927	3.0	11.7
87	278	7,830	1,763	3.6	15.8
88	291	8,464	1,741	3.4	16.7
89	397	9,369	1,932	4.2	20.5
90	408	10,380	1,899	3.9	21.5

資料：「静内町町勢要覧〈資料編〉」より作成。

この間の状況を図3-2-1によって確認すると1985年を基準とした推移では静内町の野菜が軽種馬の伸率をも越えて大きく伸びている。しかもそれは全道の野菜生産の伸びを上回る勢いを示していることが注目される。

図3-2-1 農業粗生産額の推移 (1980=100)



資料：「北海道農業統計表」、「静内町町勢要覧〈資料編〉」。

さらに品目別には、先の8品目のうち、かぼちゃについては1989年には12戸あった生産戸数が1992、93年とも1戸のみに減少したため、残りの7品目が野菜の生産上昇の主役であったと考えることができる。この7品目の生産の推移を普及所の資料によって見たもの

が表3-2-9である。ちなみにこれ以外の品目は同じ普及所の資料によると、1989年から93年にかけて、にんじん（3.95ha→0.20ha）、だいこん（2.91→2.00）、キャベツ（3.70→0.50）、白菜（2.07→0.58）とはっきりと減少傾向を示しており野菜の生産シフトがおきてきていることを示している。

表3-2-9 野菜品目別の生産推移

		89年	90年	91年	92年	93年
い ち ご	戸 数	13	13	13	14	14
	面 積	4.00	4.00	4.37	6.40	6.44
	生産量	62.00	70.90	60.32	61.64	
	生産額	59,720	64,196	62,465	80,858	
メ ロ ン	戸 数	13	15	19	19	19
	面 積	4.35	7.78	8.78	9.12	8.22
	生産量	102.00	168.10	151.28	130.44	
	生産額	50,941	47,441	62,406	68,408	
ピ ー マ ン	戸 数	8	7	10	10	10
	面 積	5.20	3.70	4.65	5.29	3.65
	生産量	220.00	252.25	309.92	218.58	
	生産額	41,134	47,201	76,916	45,550	
ト マ ト	戸 数	11	8	6	6	7
	面 積	2.00	1.60	1.80	2.05	2.41
	生産量	119.00	103.20	129.98	141.91	
	生産額	20,972	19,886	29,649	35,542	
ミニトマト	戸 数	5	6	6	6	7
	面 積	1.50	1.50	1.55	1.52	2.27
	生産量	55.00	67.26	84.16	86.03	
	生産額	24,912	32,070	43,673	46,564	
き ゆ う り	戸 数	8	11	11	11	13
	面 積	1.54	2.56	3.26	3.26	4.35
	生産量	28.40	142.50	173.88	165.00	
	生産額	15,142	32,366	43,214	24,953	
ほうれん草	戸 数	11	12	12	12	12
	面 積	1.23	1.20	1.00	1.10	1.66
	生産量	13.50	11.80	9.58	5.77	
	生産額	4,306	5,968	5,903	2,975	

資料：日高中部地区農業改良普及所資料による。

もともと静内町の野菜生産は、地方都市静内の地元消費需要に対応して市街地近郊において古くから一定の生産が続いてきた。こうした地元需要を媒介したものが丸静地方卸売市場であった。近年の動きは、こうした地元需要から移出需要への、また露地野菜から施

設野菜への変化を伴った転換、およびそれにともなう生産地区の拡大分化、そして都市近郊の市街化に伴う作付面積の減少といった動きが重なって現れている。

### 3) 野菜農家の概況

静内町農協組合員意向アンケート調査によると、野菜を販売金額第1位にあげた農家が25戸、第2位にあげた農家が12戸であった。それぞれ野菜が第1位の農家の第2位の部門、野菜が第2位の農家の第1位の部門を示したのが表3-2-10である。このうち第1位、第2位ともに野菜をあげた農家が2戸だったのでこのダブリを除くと、野菜が販売の1位または2位を占めている農家は35戸となる。このうち野菜と稻作を組み合わせているものが17戸と圧倒的に多く、ついで野菜と軽種馬、畑作が各2戸、野菜と肉牛、酪農が各1戸で、残り12戸は販売金額1位を無回答とした1戸を除くと大部分が野菜専作と考えられる。

表3-2-10 野菜が販売金額第1位（第2位）の農家の第2位（第1位）の部門

	軽種馬	肉牛	酪農	稻作	畑作	野菜	販売無	その他	無回答
野菜が販売金額第1位	1	1	1	9	2	2	3	4	2
野菜が販売金額第2位	1			8		2			1
計	2	1	1	17	2	2(4)	3	4	3

これら野菜生産農家の地域別分布をアンケート調査から抜き出したものが表3-2-11である。さらにこれらの作付状況をアンケート集計表の表3-2-12、表3-2-13で検討してみよう。

表3-2-11 野菜農家の地域分布

	本沢	豊畑	東静内	春立	計
野菜が販売金額第1位	10	3	2	10	25
野菜が販売金額第2位	3	4	3	2	12
計	13	7	5	12	37

表3-2-12 地域別、経営形態別 野菜・花卉の作付状況(1)

(単位:戸)

		台 計	地 区					販売金額第1位の部門									
			本 静	豊	東	春		軽	肉	酪	福	烟	野	販	そ	無	
								馬	牛	農	作	作	菜	し	他	回	
計		316	85	110	85	36		178	4	18	53	3	25	15	11	9	
野花作	無回答	139	41	52	38	8		106	3	2	15	2	1	2	2	6	
・の	あり	47	14	8	8	17		2	-	1	15	1	24	1	1	2	
	なし	130	30	50	39	11		70	1	15	23	-	-	12	8	1	
計		47	14	8	8	17		2	-	1	15	1	24	1	1	2	
作	無回答	5	1	1	3	-		1	-	-	2	-	1	-	-	1	
付	露地	10	7	2	-	1		1	-	-	2	1	5	1	-	-	
形	施設	22	2	3	2	15		-	-	-	8	-	12	-	1	1	
態	両方	10	4	2	3	1		-	-	1	3	-	6	-	-	-	
無回答		5	1	1	2	1		1	-	-	2	-	2	-	-	-	
作	5a未満	10	3	1	1	5		-	-	-	5	-	3	1	-	1	
付	5~10a	2	-	-	1	1		-	-	-	2	-	-	-	-	-	
面	10~50a	15	1	3	4	7		-	-	1	5	-	7	-	1	1	
積	50~100a	8	4	2	-	2		-	-	-	1	-	7	-	-	-	
	100a以上	7	5	1	-	1		1	-	-	-	1	5	-	-	-	
無回答		16	6	2	4	4		1	-	-	6	1	6	1	-	1	
施	200m <sup>2</sup>	5	1	2	-	2		-	-	-	3	-	2	-	-	-	
設	200~400	3	-	1	2	-		-	-	-	2	-	1	-	-	-	
面	400~800	9	2	2	1	4		-	-	1	2	-	5	-	-	1	
積	800~1000	3	-	1	-	2		-	-	-	1	-	1	-	1	-	
	1000m <sup>2</sup> 以上	11	5	-	1	5		1	-	-	1	-	9	-	-	-	

表3-2-13 地域別、経営形態別 野菜・花卉の作付状況(2)

(単位:戸)

		合 計	地 区				販売金額第1位の部門									
			本	豊	東	春	軽	肉	酪	稻	烟	野	販	そ	無	
			静				種				売な				回	
			沢	畑	内	立	馬	牛	農	作	作	菜	し	他	答	
計(複数回答)		122	50	17	24	31	3	-	4	32	1	67	5	4	6	
作付	無回答	2	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	
	メロン	13	-	4	2	7	-	-	-	5	-	6	-	1	1	
	トマト	14	8	-	3	3	-	-	-	4	-	8	1	-	1	
	ミニトマト	6	3	-	2	1	-	-	-	2	-	4	-	-	-	
	いちご	10	1	-	1	8	-	-	-	4	-	5	1	-	-	
	スイートコーン	10	6	1	2	1	1	-	-	3	-	6	-	-	-	
	きゅうり	13	5	1	4	3	-	-	-	1	2	-	9	-	1	
	ピーマン	9	2	3	3	1	-	-	-	1	2	-	6	-	-	
	かぼちゃ	4	2	1	-	1	-	-	-	2	-	1	1	-	-	
	だいこん	12	7	3	1	1	1	-	-	1	2	1	5	1	1	
	長ねぎ	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	はくさい	5	3	1	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	1	
	ほうれんそう	10	5	-	2	3	-	-	-	4	-	6	-	-	-	
	キャベツ	9	6	2	1	-	-	-	-	1	1	-	4	1	1	
	その他	3	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	
計		47	14	8	8	17	2	-	1	15	1	24	1	1	2	
開始年	無回答	3	2	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	
	1~2年前	2	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	
	3~5年前	18	3	4	6	5	1	-	1	10	1	3	-	-	2	
	5~10年前	7	1	3	-	3	-	-	-	-	-	6	-	1	-	
	10年以上前	17	8	1	-	8	-	-	-	3	-	14	-	-	-	

まず野菜作付農家戸数のもっと多いのは本沢と春立である。特に春立は集計農家36戸のうち12戸が1位または2位である。そして本沢の場合は露地栽培が14戸中7戸で、4戸が露地と施設を併用、施設栽培のみは2戸にすぎないのでに対して、春立は17戸中15戸が施設栽培である。これに対応して作付面積も本沢で大きくなっているのに対して本沢ではだいこん、キャベツ、スイートコーン等の露地野菜と、施設野菜ではトマト、きゅうりなどが中心である。

このように本沢と春立が対照的な姿を示しているのは野菜生産の歴史的経緯によるものである。先に述べたように静内は從来から日高地方の中心都市としての市街地を形成し、丸静という卸売市場をもって、市街地住民への野菜供給をおこなってきた。これに対応して静内の市街地周辺、本沢地区に古くから一定の野菜生産が続けられてきた。これに対して春立ではここ10年ほどの間に新たにいちごとメロンが導入されてきたという経緯をたどっている。このうちメロンについてはアンケート調査によれば豊畠に4戸、東静内に2戸栽培されているが、いちごについては春立以外では本沢と東静内で1戸づつ栽培しているのみである。

#### 4) 静内野菜の課題と展望

##### ① 静内町における野菜生産の位置づけ

すでに明らかなように、静内町の農業生産の中では軽種馬が抜きんでた位置を占めている。近年野菜生産が急速な伸びを見せてきているとはいえ、軽種馬主体という基本的な構造に大きな変化が予想されることはない。ではそうした中で静内町において野菜生産の振興を図ることはどのような意味を持つのであろうか。それは一言でいって、いわば「軽種馬モノカルチャー」に対して農業生産の多様性を確保することであるといってよいであろう。それは単に生産を複線化して危険分散を図るということだけを意味するものではない。実際に軽種馬の圧倒的な位置から見れば、軽種馬部門の変動からくる地域経済への影響を野菜部門が緩和することは限られた範囲でしか期待できないであろう。むしろ軽種馬の圧倒的位置を前提としたうえで、重要なことは地域内における農業生産の多様性を確保し、そのことによって地域内の多様な生産と流通に関する能力を高め、これらを有機的に関連させて地域経済の底上げを図って行く可能性を追求する必要があろう。

このような観点からするならば、一般論ではあるが、現在野菜生産が軽種馬生産とは断絶して、むしろ農地利用や労働力などいくつかの面では対立すらしている状況を考えなおす必要があろう。そこで基本的な考え方は軽種馬を中心とし、これと並行し、かつ軽種馬その他の地域の産業との有機的関連をもった野菜生産のあり方を模索すべきであろう。

そこでは農業者による具体的で多様な創意性が求められるわけであるが、当面幾つかの考えられる例をあげてみよう。

まず第一に、生産面では堆肥の利用があげられよう。現状でも愛知などの本州施設野菜

産地と比べると静内町の野菜施設に投下されている堆肥の量ははるかに多く、市場関係者によるとこれが静内野菜の品質に大きなプラスの効果をもたらしているといわれている。地域内における自然循環システムの構築が現代農業の大きな課題であるとすれば、静内町は、稲藁、堆肥、野菜を合理的に結び付ける地域内循環システムを構築するモデル地域ともなりえるであろう。

第二に、観光とのかかわりである。これまでの静内観光は桜並木と軽種馬牧場を中心であったが、これに加えてフルーツ村の企画が進められ成果をおさめつつある。これらの観光資源をどのように有機的に結び付けるかが重要な課題となるであろう。

三番目には、販売戦略におけるブランドの活用である。ハイセイコーかぼちゃの例に習うまでもなく、軽種馬産地としての全国的声価を市場対応に有効に生かすべきであろう。例えば先の堆肥の優位性も、充分に販売活動において生かされているとはいえないのが現状であって、軽種馬と結びついた地域有機生産システムができればそれ自体がブランド確立の強力な武器となりうるであろう。

更に、観光とのかかわりとも関連して、軽種馬農家の野菜栽培も無条件に検討の対象からはずすべきではない。現実に軽種馬と野菜生産を並行している農家は少数ながら存在している。さらに一つの想定としては、軽種馬観光の体験観光化がさらに進み、ファームステイなどが広がってくるならばハーブ野菜の栽培なども考えられうるであろう。

## ②品目設定と販売戦略

すでにみてきたように、全道的な野菜生産が伸びている中で日高地方も大きく生産を伸ばしてきてはいるがその全道にしめる比率はいまだに小さいといわなければならない。もともと日高は從来から気候的、土壤的に野菜作の適地であるといわれながら、期待されたほどには野菜産地としての集積をみずく現在に至っている。この背景には軽種馬主体の地域の農業構造があると考えられる。当面軽種馬生産が一定以上のレベルで維持される限り、経営の担い手、土地、労働力などの面で野菜作の発展に限界があることは明らかである。上で述べたように、軽種馬農家の野菜栽培も検討の課題とすべきではあるが、現状では野菜栽培の伸びは主として稲作からの転換という形をとらざるをえないが、その可能性の余地もかならずしも大きくはないといえよう。

そこで、次に述べるように町域を越えた広域的生産販売体制の確立が重要な課題となるが、しかしそのことによってもたらされる量的な拡大にもおのずから一定の限界があるであろう。

そうした中にあっての静内野菜生産の戦略的課題の方向は、中小生産主体の戦略方向の常として、質的高度化が重要なものとなろう。それはいわば市場のニッチ（隙間）を確保し、そこにおける主導権をえるということである。現在の静内いちごの生産の発展は、それ自体一定の生産規模に達しているが、同時に特定の時期に特定の市場仲卸業者との品質への信頼を前提とした安定的な取引関係を確保していることが大きく貢献しているという。

つまり、生産品目、品質、市場対応などの面でどのように他の産地と差別化していくかが課題となろう。ただしその場合でも、市場対応のそれぞれのレベルに応じた生産規模が問題となることはいうまでもない。

### ③組織化の課題

組織化は当面三つのレベルで考える必要があろう。一つは静内町内部の生産組合である。第二は農協であり、三番目は農協の枠を越えた広域的な組織化の課題である。

結論を先取りしていいうならば、町内の生産組合と広域的な組織化を結び付け、それを主体としながら農協がこれを支えていくという体制を確立することが必要である。

静内町農協の蔬菜振興会には9つの部会があるが、その中でもっとも活発に活動しているのは東別を中心とするいちごとメロンの部会である。これらは生産組合を組織し、選果と市場対応を独自に行っている。先のいちごの市場対応の例もこうした生産組合の努力の中で作り出されてきたものである。こうした生産者集団の成功は適切なリーダーシップと集団の調和によってもたらされるところが大きい。東別の二つの生産組合は、集落のまとまりを背景としてこのような条件を作り出してきたといえよう。しかしこれらの成功例も現状では二つの限界に直面していると考えられる。第一には、そのリーダーシップの担い手が個別的な努力によって支えられざるをえないということである。これは多かれ少なかれすべての組織に共通の問題ではあるが、小さな組織ほどそこからくる問題が顕在化しやすい。また第二に、生産集団が集落の範囲にとどまる限りこれ以上の生産拡大が困難になりつつあり、そのことがまた新たな市場対応にとっての制約条件になりうるということである。

こうした点から、集落を越えた生産集団の形成が課題となるが、しかし前述のように静内町の野菜生産の拡大余地にも一定の限界があるうえに、できる限り品目の多様性も確保することが望ましいであろう。そうしたなかで必然的に課題となるのが町域をこえた組織化である。支庁管内普及所畑作園芸部会による調査の取りまとめ結果によれば、静内町は現状でトマト、きゅうり、ピーマン、メロン、いちごの5品目について広域的生産出荷の対象となりうるという。

まずトマトとその後作としてのきゅうりであるが、これは最大の産地である平取の対応が鍵を握るであろう。

ピーマンは先にも述べたように、静内、新冠の隣接する町で全道生産の10%以上を生産しているという点から、町域を越えた広域化によって発展が期待されるが、その前提として町内の生産組織の活性化も重要な課題となろう。

メロンは平取、門別、新冠、いちごは三石、様似と品種、作型が共通しているということであるが、これらについては可能なところから広域化の実を積み重ねて行くことが必要であろう。その際、これまで培われてきた集団の和に裏打された担い手の創意性の強みと、集団の拡大による合理化・システム化の追究をどのように両立させるかが発展の鍵となる

と思われる。

そのような意味で、広域化のありかたとして農協間の提携という形だけではなく、それぞれの農協の支持の下に各生産組合が直接に提携、もしくは可能であれば農協の枠を越えて合併するという形を検討すべきであろう。限定された生産規模の産地の広域化を実のあるものとするためには、各生産集団の主体的な結び付きを強める努力が必要とされると考えられるからである。

さらに付け加えるならば、組織化の課題の一つとして消費者との結び付きも具体的に検討する必要があろう。堆肥を利用した有機野菜、または稲作の特栽米なども含め、消費者との結び付きを深めて行くことが比較的規模の小さな産地の今後の一つの方向性を示唆している。その場合当然、日高地方の中心都市である地元静内町の消費者との連携も模索されなければならないことは当然である。この点は野菜だけに限らない問題として農協の課題となろう。

#### ④投資負担と労働力問題

これまで述べてきたように静内町の野菜生産は、地域農業の多様性を確保し地域経済の有機的な厚みをもたらすためにも、格段の発展が望まれる。しかし現実には、土地利用の面でも、また担い手の確保という点でも発展を制限する要因が存在していることも事実である。これを克服するためには、町、農協を含めて積極的な政策的措置が望まれる。

農家が野菜の生産を手掛ける場合、特に先の7品目などの施設野菜は、投資負担と労働力の確保が大きな問題となる。

このうち農家が新たに野菜生産に参入する際は施設に対する投資負担が特に大きな問題となる。この点では、施設の新設や拡大に対する補助を拡充することはもちろん、長期低利の融資、それも施設投資だけではなく立ち上がり費用も含めた援助措置を一段と充実させる必要があろう。

さらに施設野菜生産が軌道に乗って、更に生産を拡大しようとした場合直面するのが労働力問題である。これを克服するために野菜農家は、それぞれに努力を払っている。つてをたよって市街地や漁家の主婦を頼み、そのための送迎の体制をとるなどしているほか、フルーツ村のいちご狩りなども、観光客の呼び込みということとならんと労働力不足への対応という側面も存在している。労働力の確保という点では、静内町はかなりの市街地人口を抱えているということから一定の条件を持っていると考えられる。問題はこれらを地域として効果的に組織することであろう。第一に農家が個々に行っている作業を外部化することが検討しうる。具体的には選別作業を共同集出荷施設に移行することが考えられる。第2には、個別農家の個人的関係だけに頼っている労働力確保を組織的に取り組むことが追求されるべきであろう。更に労働力確保に伴う諸困難への援助が必要である。例えば送迎体制にしても、農家にとって最も労働力を求めたい時期は農家の側も繁忙な時期であり、農家個々に送迎体制をとることは大変な負担となる。こうした問題も、町または農協レベ

ルの援助が検討される必要があろう。

### (3) 酪農・畜産の存立条件と展開方向

#### 〈酪農〉

静内町における酪農家戸数は、わずか25戸と全農家戸数の約500戸に占める割合は5%と少数派である。

静内町農業が総合的な発展を遂げる立場から、この数少ない酪農家を維持発展させることは重要な課題である。

ここでは、静内町酪農の現状と問題点を明らかにし、管内酪農の課題と展開方向を明らかにするものである。

#### 1) 管内酪農の現状と問題点

##### ① 規模別酪農家戸数の推移

全道的に農家戸数は年々減少の傾向にあるが、静内町でも例外ではなく表3-3-1に見るとおり、成牛飼養農家戸数は、1989年44戸であったものが、1993年には25戸に減少している。この5年間の減少率は43%となっている。この間の全道の減少率は約10%であるから、静内町では如何に激しい減少率であるかを物語っている。

表3-3-1 規模別乳牛飼養農家数の推移

	1989	1990	1991	1992	1993
成牛頭数	1～9頭	17戸	14戸	11戸	7戸
	10～19頭	13	11	8	5
	20～29頭	3	8	5	3
	30～49頭	8	7	9	11
	50～59頭	3	4	4	8
成牛飼養農家	44	44	37	30	25
乳牛飼養農家	46	48	45	35	30
乳牛飼養総頭数	1,343頭	1,429頭	1,359頭	1,257頭	1,094頭
1戸当頭数	29. <sup>2</sup> 頭	29. <sup>8</sup> 頭	30. <sup>2</sup> 頭	35. <sup>9</sup> 頭	36. <sup>5</sup> 頭

(北海道農業基本調査結果報告書)

これを成牛頭数の規模別に見ると29頭以下層では、33戸から13戸へと激減しているのに反し、30頭以上層では11戸から12戸へ、わずかではあるが増加している。しかも、さらに細かく見ると50頭以上層が3戸から約3倍の8戸へ増加している。

のことから、静内町酪農の傾向は、酪農+稲作、或いは酪農+軽種馬といった複合経

営は次第に減少し、酪農専業の方向が窺われ、しかも酪農主産地である根釧、天北と同様の成牛頭数50頭以上層が主流となりつつある。

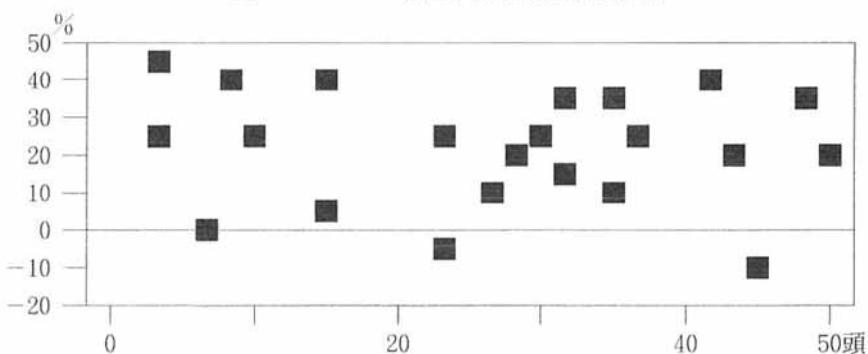
## ②酪農経営の現状と問題点

静内町の酪農経営について、農協に提出された1993年度営農計画書（24戸）に基づき分析を試みた結果、次のことが明らかになった。

まず平均数値を見ると1戸当たり乳牛飼養頭数は47.1頭で、うち経産牛が27.3頭、育成牛が19.8頭で育成牛の保有率は42%となっている。また、1頭当たりの飼料畠面積は18.2haで根釧地域の半分以下の飼料畠面積である。

次に、経産牛1頭当たり乳量は6,852kg、農業粗収入が1戸当たり16,849千円であり、農業所得は平均4,151千円で農業所得率24.6%となっている。酪農での目標所得率30%以上ということであるから、静内では若干低い所得率となっている。24戸の農業所得率を経産牛の頭数規模別で見たのが図3-3-1である。

図3-3-1 経産牛頭数別農業所得率



20頭以上層は、いわゆる酪農専業農家と言えるが、これを見ると農業所得と飼養頭数との間には何らの関係も見ることができない。通常は、頭数が増えるに従って右上がりの曲線の傾向となる。

それでは、静内の酪農家の農業所得率が何故このような分布になったかについて、専業酪農家と思われる16戸に限って経営分析を行った結果、飼料費と農業所得率に大きな関係があることが明らかとなった。すなわち、乳飼比（飼料費／乳代）の低い農家は所得率が高く、逆に乳飼比の高い農家が所得率が低いのである。ちなみに、静内の酪農家の乳飼比は、最低が20.3%、最高が36.1%であり、平均27.7%となっている。酪農経営における乳飼比率の目標は20%といわれているのであるから静内町の飼料比は極めて高いと言わざるを得ない。

このことは、静内では飼料面積が少ないとから、いきおい購入飼料に頼らざるを得ないという結果になったと判断される。しかし、ここで問題としたいのは、飼料面積が16haしかなく、乳飼比を23.5%に抑え、その結果36%の農業所得率をあげている農家もいるこ

とに注目したい。

なお20頭以下層では、稻作または軽種馬の複合経営農家であるが、稻作などの経営収支の資料がないため、その内容を分析することができなかった。

### ③担い手の動向

昨今の北海道農業は、高齢化がすすみ、しかも高齢農家に後継者が殆ど存在しないという憂慮すべき実情にある。

静内町酪農では、表3-3-2に見るとおり49歳以下の経営主が75%の18戸となっており、比較的若い経営主が分厚く存在している。また、50歳以上の高齢農家6戸中、3戸の農家にすでに後継者が農業に従事している。

このことは、さきにも触れた通り、ここ数年激しい離農によって、高齢農家で後継者のいない農家はすでに淘汰され、一般にいう後継者問題は解決され、酪農の担い手は明るい見通しにあると言つてよい。しかし問題は他の町村と同様「花嫁問題」が存在している。24戸の酪農家中、約30%に当る7戸にものぼる40歳前後の経営主が独身者であり、今後の花嫁問題が深刻な問題となっている。

表3-3-2 経営主の年齢構成

年 齢	戸 数
30~39歳	6 戸
40~49歳	1 2
50~59歳	6
計	2 4

## 2) 管内酪農の課題

### ①良質粗飼料の展開方向

静内町酪農の飼料畑面積は、酪農主産地である根釧、天北と比較すると50%以下であるにも拘わらず乳牛の飼養頭数は、酪農主産地に匹敵する規模になりつつある。このことから静内酪農が生き残る道は、根釧、天北より有利な条件にある気象条件を生かした飼料畑の有効活用を図る以外にない。それはデントコーン、ルーサンなどの栄養価の高い粗飼料を積極的に導入し、購入飼料をいかに低く抑えるかにある。

今回の調査の結果では、このデントコーン、ルーサンの作付けについては静内町では積極性が見られなかった。しかし一部の酪農家では、良質粗飼料生産の重要性を認識し、デントコーン、ルーサンを積極的に導入し、高い農業所得を上げている農家もある。例えばH農家では、採草地の30%にデントコーンを作付け、4~5年後に牧草に戻しており、その際、完熟した堆肥を投入するという理想的な粗飼料生産を行った結果、乳飼費20.6%、農業所得率43%と極めて高い農業所得を上げ、主産地酪農の経営に優るとも劣らない経営を維持していた。

のことから、酪農専業農家16戸が粗飼料生産に努力し、仮に乳飼比を20%に抑えることが可能となれば、平成5年度の営農計画書の数値をもとに試算した結果、農業所得率が30.8%となり660万円の農業所得をあげることができ、主産地酪農に比肩できる経営が可能である。

以上のことから、静内町酪農の目指すべき方向は、採草地の20%以上にデントコーン、ルーサンなどの栄養価の高い飼料作物を導入し、乳飼比を抑え、30%以上の農業所得率を目指すことである。

### ②育成牛の保有率

肉牛の自由化以前の酪農経営の副収入として、個体販売は極めて有利で、農業所得の引き上げに大きな役割を果たしてきたことは事実である。そのため大方の酪農経営では50%以上の育成牛を保有していた。

ところが、1991年4月、肉牛の輸入自由化が実施されて以降、個体販売価格は急落した。1989年、15万円の乳牛雄子牛が1993年には5万円に、また初妊牛は50万円から19万円に暴落したのである。このように個体販売価格は今後も安値で推移する見通しである。

このような情勢を踏まえて、酪農主産地においても、育成牛の保有率が低下しているのが現状である。1993年度の静内町酪農の育成牛保有率は、平均で42%、中には50%を超える育成牛の保有率の農家も存在している。更新牛確保の立場を考えたとしても30%の育成牛保有率で充分である。

静内町のような狭小な飼料面積を考えるならば育成牛の保有について真剣な取組みが必要である。

### ③公共牧場の有効利用

静内町は、酪農振興を図るため、1980年に国営農地造成事業で、東静内の川合に公共育成牧場(135ha)を開設した。この川合牧場の預託牛の収容能力は230頭といわれているが、現在その収容能力の半分の115頭しか預託されていない。

何故このように利用率が低いのかを農家の聞き取り調査を行ったところ「ダニが発生する」、「牛の事故が多い」、「草が良くない」などが指摘された。

川合牧場を調査した結果、確かに牧場を開設した当初は、農家の指摘した事実が存在したが、10年以上経過した今日、牧場管理が改善され、事故率は3%程度と低く、草種も土壌検査の結果アルカリ性土壌で、いまもマメ科のクローバーが残るなど良好であり、また預託料金が他の町村の公共牧場に比較して安価であるなど酪農家が安心して牛を預託できるものと思われる。

いずれにしても、静内町酪農の飼料面積が限られている現状を考えるならば、酪農家の先入観を払拭し、川合牧場の有効活用が図かれるよう町、農協の指導・PRが必要である。

### 3) 関係機関、団体の支援対策

#### ①規模拡大と地域問題

アンケート調査によると酪農家全体の35%に当る6戸の農家が規模拡大を希望している。規模拡大指向の6戸について、その地域を見ると、いづれも本沢、豊畑地区に存在している。静内町の農地価格の動向は、農業委員会の調査結果によると、本沢、豊畑地区は、最も地価の高い地域で、10a当たり60万円～100万円という状況である。このような高地価では、今日の酪農情勢を考える時、酪農の規模拡大は不可能と言ってよい。

一方、東別地区の地価は比較的低く、10a当たり15万円～40万円である。この程度の地価であれば、酪農の規模拡大は可能である。また、アンケート調査によれば、この東別地区で今後5年後、老齢化で後継者がいない7戸の農家がリタイヤせざるを得ないと回答している。東別地区の現状を考えると、7戸の離農跡地が耕作放棄地となる危険性がある。

これらのこと総合的に考えると、この東別地区を「酪農振興地域」として指定し、国の補助事業と相まって、町、農協の助成によって、土地改良、環境整備事業を積極的に実施し、他地域からの酪農家の移転入植を誘導することができるならば、静内町酪農の展望を見出さすことができる。

また、本沢、豊畑地区などの酪農家の跡地を農業委員会を中心となって軽種馬農家、稻作農家などに適正配分するならば、静内町農業全体の発展にも寄与することができる。

#### ②担い手と「花嫁対策」

さきにも触れた通り、静内町酪農は、49歳以下の比較的若い経営主が分厚く存在し、担い手問題では明るい見通しであると指摘したが、この49歳以下の18戸中約40%に当る7戸が40歳前後の独身者である。この大半は老いた両親と独身者の3人で酪農経営を営んでいる。この独身農家の聞き取り調査では、今後の酪農経営に対し、乳牛の改良、粗飼料生産などの面で意欲が見られない。これら若手酪農家に意欲を持たせることは静内町酪農の展望を画くうえで、重要な課題である。

花嫁問題は基本的には、個人の問題である。北海道農業会議が実施した1993年度のグリーンパートナーに関する調査によても、約60%が本人の女性への積極的な働きかけが結婚に結びついている。しかし、町や農協による「相談員の斡旋」、「集団交流」など関係機関、団体の第三者がサポートしたことによって成婚に結びついた事例も約20%ある。

そのためにも、酪農振興会や農業委員会を中心となり積極的な「花嫁対策」が必要となっている。

#### ③累積負債農家への対応

静内町では、ここ数年、酪農家の離農が激しい勢いで増加し、今や全農家戸数に占める酪農家の割合は5%にすぎない。これ以上の酪農家の減少は、静内町酪農を危うくする。しかし、24戸の酪農家の中で3戸ばかりの酪農家が累積負債に喘ぎ、このまま放置するならば、離農の道を辿らざるを得ない。これら累積負債農家の離農を防ぐためには、現在、

国がウルグァイ・ラウンド合意に伴う国内対策として、多額の負債農家に対し、低利の負債借り換え可能な新制度を検討中であるが、この資金の活用を図り、残りの利息部分を町と農協が肩代わりし、負債を一定期間棚上げすることによって、経営の再建を図る以外に道はないであろう。

#### ④農協の広域対応

アンケート調査で、農協の営農指導に対する希望の問に対し、「経営指導・経営分析」、「技術指導」と答えた農家が43%にのぼり、農協への指導強化を望む要望が如何に強いかが窺える。また、農家の聞き取り調査では、農協の技術指導は殆どなされていないとの不満が出されていた。

静内町農協の営農指導体制は、酪農・畜産の担当者が一人配置されているに過ぎない、しかもこの担当者は、諸般の事務処理に追われ、なかなか農家巡回に回れないとの悩みが出されているのが現状である。このことから見ても、先述の農家不満がでるのは当然のことである。しかし24戸の酪農家の負担能力だけでは静内町農協の酪農に関する営農指導体制を強化することは不可能といえる。

乳製品の自由化を目前に控え、今後の酪農経営にとって、良質粗飼料の生産、飼料設計に基づく飼養管理の改善、乳質の改善、長期的な乳牛改良、経営内容の点検・把握・分析による経営管理の徹底など、これまで以上に農協の営農指導体制強化が必要となっている。静内町農協単独でこの体制がとれないとするならば、農協の広域体制で、この問題を解決する以外にない。

基本的には、日高管内一円の農協合併を考えられるが、自由化対応を考える時、早急な対策が必要である。そのためには次の二つの方法を検討課題としてあげたい。

その一つは、現存する日高生産連を日高管内全農協の合意のもとに、生産連内に酪農部門を設置し、単協の営農指導を支援する方法である。

いま一つの方法は、最も現実的な方法として、隣の新冠農協との連携である。幸い、静内町と新冠町は早くから集乳、乳検などで交流の実績がある。この実績をふまえ、町、普及所、共済組合の協力のもとに静内町、新冠町、三石町の3農協による「日高中部酪農畜産センター」（仮称）が設立されるならば総合的な営農指導体制が確立されるであろう。

このセンターが実現されるならば、静内町の酪農家が望んでいるヘルパー問題も自ら解決されるものと思われる。

### 〈肉牛〉

「北海道農林水産統計」によると、1991年現在の静内町における肉牛飼養農家戸数は20戸であり、隣接の三石町（70戸）、新冠町（60戸）に比較して少ない。そして静内町農協の担当者によると、1993年現在の管内肉牛飼養農家は僅か6戸のことである。このうち

2戸を訪問して聞き取り調査を実施したが、各農家の経営概況は次のとおりである。

#### ○A農家

水稻作：0.5ha。

転作：ハウス0.4ha、採草地1.2ha、放牧1.1ha。

採草地：3.3ha。

放牧地：4ha。

農業就業者：経営主33才、妻28才、母60才。

転作地の牧草を有効に活用するため、10年前に繁殖牛3頭でスタートし現在14頭。飼養期間11ヶ月。300kg基準の肥育素牛として、農協を通じて白老畜市場へ出している。夏期は放牧と青草、冬期は放牧と乾草によって粗飼料を給与し、晩に配合飼料を給与している。採草地はおよそ7年で更新し収量維持をはかっているが、牧草は不足気味であり、今年乾草を一部購入した。近くに町有牧野があるが、ハウスの堆肥をとるために入牧していない。

牛の販売実績は、1991年が1頭平均50万円の8頭で400万円、92年が1頭平均33万円の11頭で364万円であった。しかし、1993年の販売価格は1頭平均20万円である。さらに農地を拡大し、肉牛を中心とした経営展開をはかるつもりであったが、このような肉牛価格の暴落でその気はなくなり、淘汰して頭数を減らす意向である。

他方、ハウスメロンは導入5年目で、現在6棟(1.3ha)を栽培しているが、労力的にこれ以上増やせないので、どのような経営を続けたら良いか困っている。

#### ○B農家

水稻作：0.5ha。

メロン作：ハウス100m×12棟(0.8ha。うち0.5haは後作にいちごを栽培)。

放牧・採草地：8ha。

農業就業者：経営主38才、妻37才、父68才。

この農家は、水稻をピーク時には3ha作付していたが、米価が下落し利益がないので、5年前にこれを飯米用の0.5haに縮小し、ハウスメロンと肉牛部門を拡大してきた。しかし、1991年には1頭平均50万円であった肉牛の販売価格が、93年には30万円まで暴落したので、現在8頭いる繁殖牛を淘汰して3頭くらいに減らす予定である。

以上の実態からも明らかのように、静内町では現存する数少ない肉牛農家も、このままで推移するならば肉牛部門の縮小・廃止に追い込まれる状態にある。このような危機打開のためには、根本的・総合的な対策が必要であるが、これについて静内町農協が単独で取り組むことは、肉牛飼養農家が少ないので容易でないと考えられる。隣接の新冠町、三石町などは、肉牛飼養農家戸数、頭数が多く、肉牛振興対策を積極的に実施しているので、これらの町の農協と連携し、広域的な体制のなかで、少なくとも現存の肉牛飼養を維持する方策を追及していくことが必要である。例えば新冠町は、「黒毛和種繁殖基礎牝牛貸出制度（通称仔返し制度）」を創設し、これによって島根県から血統の優秀な肉牛を導入し、

管内に普及してきた実績がある。牛肉輸入自由化以降、肉の品質向上のため、とくに血統が重視される傾向にあるが、静内町においても新冠町農協と連携するなどして、早急に繁殖牛の血統改善に取り組むことを考えてしかるべきではなかろうか。

## 4. 軽種馬生産の構造と課題

### (1) 軽種馬生産をめぐる環境変化 -「国際化」と「生産過剰」-

まず近年の、軽種馬生産をめぐる環境変化、競馬の「国際化」と「過剰生産」についてみておこう。これらの問題をどうみるかは、今後の静内町の軽種馬経営にとっても地域経済にとっても、大きな問題であるからである。

#### 1) 競馬の「国際化」問題

既に1971年に活馬の自由化はおこなっているので、競馬の場合、米などの場合のように「自由化」とはいわないで「国際化」と呼んでいる。

競馬の「国際化」に関するJRA案(「外国産馬出走制限緩和5か年計画(案)」)が最初に出されたのは1991年秋である。当初のJRA案は、生産者団体の反対もあって修正案が出され、1992年12月に一応の話合いがついた(以下「8か年計画」と呼ぶ)。その内容は、出走未経験馬の出走割合を当時の35%から55%(クラシック・レースは保留〔当初案65%。クラシック・レースを含む〕)へ、出走経験馬は当時の2レースから12レース(当初案17レース)へ、期間は8年(当初案は5年)である。その後、外国産馬の在厩頭数は増え、1991年末に在厩頭数は114頭(在厩頭数に占める比率は1.9%)だったのが、94年9月1日現在223頭(在厩頭数に占める比率は3.7%)となってきた。日本軽種馬協会が(株)三菱総合研究所に委託したシュミレーションによれば(条件は省略)、「8か年計画」の最終年(1999年)にはクラシック開放なしの場合で外国産馬の在厩頭数に占める比率は10.5%、クラシック開放ありの場合は16.7%と試算されている。競馬の「国際化」問題は、2~3年前に比べ、生産者や生産者団体の間で話題となることが少なくなったようにも感じられるが、現在の3%台の在厩比率が、10%~17%あるいはそれ以上になることの影響はばかり知れない。

したがって、馬の「国際化」問題はこれからが正念場である。92年の計画はあくまでも「8か年計画案」であり、9年目以降の「国際化」の方向について示されていないだけではない。全体としての「国際化」をどこまで、どのようにして行うか、日本の競馬の発展をどのように考えるかの論議は今キチンとしておかなければならないのである。

そもそも競馬の「国際化」とは、日本の生産馬の外国のレースへの参加や、日本人馬主、騎手・調教師等のレース参加という「競馬の国際社会への進出」の面と、外国産馬の日本のレース参加や、外国人馬主・騎手・調教師等のレースへの参加、さらに活馬(繁殖牝馬、競走馬)の輸入といった「日本国内での受入れ」の面とに分けられる。「8か年計画」は、この中の外国産馬のレース拡大のみを問題とする。全体としての「国際化」をどこまで、どのようにして行うか展望を示さず、一部の「国際化」を進めると、かえって矛盾が

拡大することになりかねない。

では、競馬の「国際化」とは一体なんであろうか。結論をあらかじめ述べておくならば、競馬は相対的なスポーツ（ゲーム）であり、完全な「国際化」はありえない。競馬はタイムを争うスポーツではなく、また条件が違いすぎることから、条件を設定した国際レース、招待レースは可能ではあっても、競馬のオリンピックは初めから不可能なのである。たしかに、それぞれの国の競馬も、レースの場面では素人目には同じように見える。しかし、生産構造、検疫システム、育成・調教システム、厩舎制度、コースや競馬場・施設の構造、競馬施行の目的やそのシステム、レース体系等々、要するに生産～育成～競馬、という競馬の全体系はそれぞれの国によって異なっている。もちろん、制度の改定や技術交流等を行なうことによって、その違いを埋められる点もあるし、必要なことでもある。しかしながら、自然環境の違いによる生産構造、歴史的につくられた厩舎制度、施行システムなど、同一条件にするのは不可能に近いものも多い。とりわけ、欧州と東南アジア・日本とでは競馬の歴史的・慣習的、風土的な違いは決定的である。したがって、欧州域内での、または欧米間の「国際化」と、日本・欧米間の「国際化」とは問題の性格は異なるのである。競馬は、それぞれの国の馬文化の集大成である。イギリスにはイギリスの競馬があるように、日本には日本独自の競馬があってよい。

しかしながら、同時に、競馬とくにサラブレッドはブラッドスポーツと呼ばれ、競走により改良が重ねて行われていくものであり、競馬の健全な発展のためには、レースを含めた国際交流が必要不可欠であることも確かである。日本競馬の独自性、創造性を求めるながら、「国際化」をどのように取り入れるか、日本競馬の発展と競馬の「国際化」をどう両立・統一するか、が今後とも問われているのである。

生産者や農協も以上のような認識に立ち、今後の「国際化」へ対応していかなければならぬ。

## 2) 軽種馬の「過剰生産」

軽種馬に「過剰」という概念があてはまるかどうかは微妙である。競走馬は初めから競争原理が貫かれるものであり、初めから「質」が問われるからである。生産馬のうち、何割かが淘汰される（売れない、競走馬として使えない）ことを前提にすれば、はじめから「過剰」は問題たりえない。しかしながら、軽種馬「過剰」はたえず問題になってきた。それは、軽種馬が経済動物であること、軽種馬経営の多くが零細な小生産者であること、のためである。軽種馬生産が「趣味」や「夢」であるだけならば「過剰」は問題にならないし、軽種馬経営が大企業だけなら「自主的生産調整」はある程度可能だからである。軽種馬生産は、その需要が他の農畜産物と異なるため生産構造も特殊な問題も多いが、農民の過剰問題への対応という点においては他の農畜産物と何ら変わることろがない。表4-1は北海道市場における購買者の動向である。バブル経済最盛期の90年とくらべ、92年以

降は登録者および購買者の人数は4割も減少している。

表4-1 北海道における市場購買登録人数並びに購買人数

	1986		87		88		89		90		91		92		93		94	
	団体	個人																
登録実人数	9	402	11	563	12	673	14	638	12	696	11	459	11	417	12	363	11	344
購買実人数	9	250	8	310	9	379	12	323	12	363	11	265	11	238	12	222	11	211
購買率(%)	62.2		55.1		56.3		50.6		52.2		57.7		57.1		61.2		61.3	

注：1) 日高軽種馬農協資料より作成。

2) 6月特別市場、7月特別市場、8月市場、9月市場、10月市場の実人数（団体数）である。

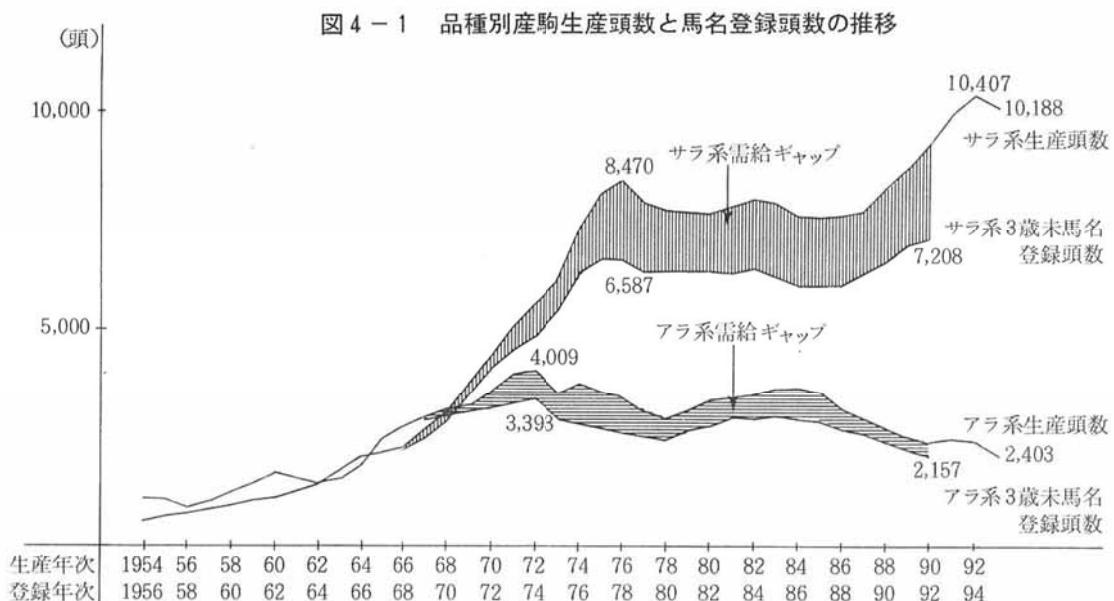
3) 1991年から、市場購買登録者は、「予納金を1頭につき500万円」を市場開始前に納めなくてはならなくなつた。これは、「代金の未払い」を防止するための措置ではあるが、登録人数を減少させた原因の一つであるといわれている。

競走馬の需要を見積もるのは難しい。仮りに馬名登録頭数（3歳末時）を競走馬の需要とすると（馬名登録頭数は明らかに必要競走馬より多めに登録されているが）、近年はサラ系は約7,000頭、アラ系は約2,300頭となる。1991年以降の生産頭数は、サラ系は10,000頭を越え、アラ系は約2,400～2,500頭である。途中の病気・事故等を考慮し、生産頭数の90%が競走馬になるとすると、サラ系約7,800頭、アラ系約2,500頭が必要という計算になる。したがって、サラ系は約2,200頭の「過剰」、アラ系はほぼ需給近郊ということになる。

しかしながら、馬名登録頭数は「過剰期」には多く登録されている。図4-1をみよう。1975年以降、生産頭数と登録頭数はほぼパラレルに動き、生産頭数が多くなると登録頭数も多くなる。中央競馬の年間開催日数は法律上決められており（最大288日）、レース数はこの28年間に2割しか増えていない（表4-2）。1レース当平均出走頭数は増えているものの、在厩頭数は急増しているので、その結果は1頭当平均出走回数の減少となる。つまり、厩舎サイドからすれば以前に比べ「効率のよい厩舎経営」ができるようになり、日本の内厩制度と相俟って厩舎（調教師）の立場をより強固なものにした。

これを第一次過剰期のピーク時1976年と、統計の把握しうる近年時の1990年とを比較してみる。1976年のサラ系生産頭数は8,470頭、登録頭数（1978年）は6,587頭、未登録頭数は1,883頭である。90年の生産頭数は9,319頭、登録頭数（92年）は7,208頭、未登録頭数は2,111頭である。未登録頭数も確かに228頭増えたが、登録頭数は621頭も増えている。91年以降、生産頭数は10,000頭を越えている。それでは、これまでのよう登録頭数もそれに見合って増えるのであろうか。若干は増えるかもしれない。しかし、それはますます使い捨ての馬が増え、厩舎の権限をますます強くするに過ぎない。表4-3は中央競馬のサラ系馬名登録の年齢・月別比率である。表4-2でみたように、レース数は若干増加しているものの登録頭数は増えている結果、年々登録時期が遅くなっている。1993年には3歳9月以降の登録（つまり入厩）が6割を占めるようになったのである。それだけ産地に産駒

が滞在していることになる。



注：『中央競馬年鑑』『軽種馬生産統計』各年より作図

表4-2 中央競馬の出走回数・出走頭数の推移

	開催日数 (日)	競争回数 (回)	出走実頭数 (頭)	出走延頭数 (頭)	1頭当たり 平均出走 回数(回)	1競争当たり 延平均出走 頭数(頭)
1965年	272	2,797	2,687	25,573	9.5	9.1
1970	286	3,074	4,061	30,446	7.5	9.9
1975	288	3,049	4,249	29,425	6.9	9.7
1980	288	3,090	5,043	33,433	6.6	10.8
1985	288	3,252	5,864	35,636	6.1	11.0
1990	288	3,353	6,680	38,397	5.7	11.5
1993	288	3,425	7,000	40,776	5.8	11.9

資料：『中央競馬年鑑』（中央競馬会）1991年度版より作成。

表4-3 中央競馬のサラ系馬名登録の年齢・月別比率

(単位: %、頭)

	3歳4月 まで	3歳 5~8月	3歳 9~12月	4歳以降	計	馬名 登録数
1965年	61.4	31.2	4.5	2.9	100.0	1,018
1970	70.2	26.8	1.0	2.0	100.0	2,065
1975	39.4	44.8	11.3	4.5	100.0	2,418
1980	36.8	29.5	25.6	8.1	100.0	2,969
1987	24.2	30.2	33.2	12.4	100.0	3,689
1992	14.4	25.1	37.1	23.4	100.0	4,419

資料:『中央競馬年鑑』(中央競馬会)1993年度版より作成。

注:理事長通達により、1984年3月1日より、受託できる3歳馬(含む2歳馬)の限度数が決められ、(定期貸付馬房数+8)×0.4となった。

1960年代後半の「第一次競馬ブーム」が70年代後半の「第一次過剰」をもたらしたように、1980年代後半の「第二次競馬ブーム」が90年代に入ってからの「第二次過剰」をもたらしたことは確かである。しかし、1990年代の「生産過剰」は、1970年代のそれとは根本的に異なっている。そのことをまとめてみよう。

①バブル経済は購買力を異常に拡大させ、このため需要をはるかに上回る産駒が購買されていた。すなわち、バブル経済による需給調整機能の破壊。バブル経済の規模が大きかったため、その反動は大きい(購買力の低下)し、バブル経済に触発された生産頭数の増大は前回「過剰期」の比ではない。

②第一次過剰期以降、産地やトレセン周辺に多く育成牧場が生まれた。産駒や育成馬は、産地育成牧場やトレセン周辺育成牧場に分散して飼養されるようになったため、「過剰」がある程度吸収されているようにみえた。前回の「過剰期」は、育成施設はそれほど充実してなかつたのでこの吸収機構(クッション)はあまりなかった、とみてよい。

③今回の「生産過剰」は、サラ系のみの「過剰」である。前回は程度の差こそあれ、サラ系、アラ系とも「生産過剰」であった。軽種馬生産がこの間、さらにサラ系に特化したためである。アラ系は現在のところ「生産過剰」ではない。しかしながら、中央競馬のアラ系抽選馬問題(アラ系レースの廃止)と地方競馬の不況程度如何によって、アラ系の不況も遠からず問題になろう。その時、部分的にせよアラ系経営がサラ系経営に転換を余儀なくされるとすれば、サラ系の「過剰」はさらに深刻になるであろう。

④しかもこの間、サラ系の繁殖牝馬を増やしているのは日高地方だけである。したがって、サラ系の「過剰」は日高地方の「過剰」を意味する。前述のように、ひだか東地域がサラ系に特化しているため、ひだか東農協としての独自の対応も必要となろう。軽種馬専業化・専門化、サラ系特化の構造は他の農業・産業への転換は難しく、「生産過剰」に対

しては経営的にも地域的にも、硬直的である。そのため、「過剰対策」は抜本的なものが要求されよう。

## (2) 静内町における軽種馬生産の構造と経営類型

### 1) 軽種馬生産と地域経済・地帯構成(静内町の位置)

日高地方は、1960年代以降、ことに1970年代の減反政策以降軽種馬特化の構造がつくれた。しかし、同じ日高管内とはいえ、軽種馬の位置づけ、経営形態、サラ系、アラ系の比率などは各町によって大分異なる。少し古いが、統計上年度の揃う1990年の数値をみると(表4-4)。日高9町のうち、日高町、平取町は軽種馬飼養農家率10%を割り、稲作、畑作・野菜、肉牛中心の農業構造をもつ。この日高町、平取町を除くと、軽種馬特化の町は、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町の7町であり、農業粗生産額中の軽種馬割合は60%を越える。しかし、様似町、えりも町は軽種馬飼養農家数も繁殖牝馬数も少なく、日高地方の中での軽種馬のシェアも少ない。したがって、軽種馬の比重が高く日高地方のシェアも高い町は、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町の5町となる。町別に見て1戸当たりの飼養頭数は8頭前後でたいして変わらないが、日高地方の東と西とでは飼養形態はかなり異なる。日高の西地方(門別町が典型)は、企業経営も多いが零細な複合経営多く、その結果として1戸当たり平均が8頭前後となる。この傾向は胆振地方では、さらに強い。これに対し、日高の東地方(浦河町が典型)は中核的な軽種馬専業経営が多くての1戸平均8~9頭である。

表4-4 日高9町の指標(1990年)

	農家率 (%)	耕地面積 (%)	1戸当たり 耕地面積 (ha)	水面比率 (%)	軽種馬飼 養農家数 (戸)	繁殖牝馬 頭数 (頭)	うちサラ 系比率 (%)	うちアラ 系比率 (%)	サラ系特 化系数 (%)	アラ系特 化系数 (%)	軽種馬飼 養農家率 (%)	1戸当り 頭数 (頭)	日高にお けるサラ 系シェア (%)	日高にお けるアラ 系シェア (%)
日高町	12.0	1.7	7.7	30.7	1	8	87.5	12.5	1.06	0.70	0.8	8.0	0.1	0.0
平取町	21.1	6.4	7.6	37.0	49	436	65.1	34.9	0.79	1.96	7.8	8.9	2.6	6.5
門別町	14.0	20.6	12.5	14.4	372	3,059	60.3	39.7	0.84	1.72	52.6	8.2	19.7	40.4
新冠町	17.7	12.6	18.8	10.9	187	2,010	88.4	13.6	1.05	0.76	47.6	10.7	16.1	11.7
静内町	5.1	7.2	12.4	15.3	299	2,401	81.2	15.8	1.02	0.89	61.4	8.0	18.8	16.4
三石町	25.6	10.7	7.3	39.6	234	1,589	76.7	23.3	0.93	1.31	46.3	6.8	11.3	15.9
浦河町	9.0	9.5	11.1	5.3	335	2,972	94.9	5.1	1.15	0.29	56.3	8.9	26.2	6.5
様似町	8.3	3.0	5.6	11.5	52	401	93.8	6.2	1.14	0.39	26.4	7.7	3.5	1.1
えりも町	5.5	7.2	16.8	0.0	23	209	81.2	15.8	1.02	0.89	19.0	9.0	1.6	1.4
日高計 (戸数)	11.3	8.6	11.0	16.9	1,552	13,085	82.2	17.8	1.00	1.00	41.6	8.4	100.0	100.0

注: 1990年『北海道農林業センサス』、『耕地面積』、『耕地面積』、『耕地面積』、『耕地面積』、『耕地面積』、『耕地面積』、『耕地面積』、『耕地面積』より作成。

経営形態の違いはアンケート調査にも現われている。実は北海道地域農業研究所が1990年にひだか東地域のアンケートをおこなっているので、これを今回の静内町と対比してみる。それによると、静内町は「生産専業」38.1%（ひだか東56.5%）、「生産+他作物」29.6%（ひだか東11.8%）、「生産+育成」25.9%（ひだか東28.6%）、「育成専業」1.1%（ひだか東1.9%）となっている。また兼業との関係をみると、静内町は、「兼業あり」16.9%（ひだか東12.4%）、「なし」56.7%（ひだか東65.2%）、「無回答」26.4%（ひだか東25.0%）となっており、静内町はひだか東に比べ専業経営が少なく、複合経営、兼業経営が多くなっている。

また、今日では日高地方の80%以上がサラ系である。日高地方が軽種馬に特化すると同時に、サラ系比率も高くなってきた（1965年51%、1992年82%。表4-5）が、一般的に日高の西地方はアラ系の比率が比較的高いのに対し、東地方はサラ系がさらに特化している。前述した複合経営が多いとアラ系多くなる。また、三石町は現在も水田比率40%近く、水田との複合経営の多い町である。

表4-5 軽種馬飼養農家・頭数の全国と日高

（単位：戸、頭、%）

	飼養農家数(協会会員数)			品種別生産頭数				日高 サラ系 (生産) 比率	日高サ ラ経営 1頭当たり 飼養頭数		
	全国	日高	日高の 割合	サラ系頭数		アラ系頭数					
				全国	日高	全国	日高				
1955年	2,526	354	14.0	660	-	1,076	-	-	2.1		
1960	2,177	693	31.4	1,115	-	1,683	-	-	3.0		
1965	2,632	1,069	40.6	2,165	62.8	2,472	53.7	50.6	4.2		
1970	3,296	1,664	48.9	4,389	70.8	3,561	61.9	58.5	4.8		
1975	3,526	1,930	54.7	8,113	70.1	3,534	63.6	71.7	6.8		
1980	2,968	1,782	60.1	7,731	72.1	3,350	70.8	70.1	7.7		
1985	2,669	1,657	62.1	7,629	73.5	3,569	73.5	68.1	8.0		
1990	2,414	1,525	63.2	9,319	82.3	2,506	77.6	79.9	9.3		
1992	2,391	1,510	63.2	10,188	80.1	2,403	76.1	81.7	9.9		

資料：『軽種馬生産統計』（日本軽種馬協会）、『中央競馬年鑑』（中央競馬会）、『業務成績資料』（日高軽種馬農協）各年次より作成。

このような中で静内町の軽種馬生産は日高地方の中でどのような位置にあるのであろうか。静内町は位置的にも、日高地方の中間に位置するが、表4-4でみたように構造的にも中間の位置を占める。しかし静内町には北海道市場があり、軽種馬関連企業が集中し、さらに種場所が多くあり、種牡馬とくに有名種牡馬が多く飼養されている。その意味で、日高地方の中でも最も有利な立地条件にあるといってよい。

しかしながら、同じ静内町の中でも地域によっては経営形態はことなる。表4-6は、

今回のアンケートによる軽種馬農家の地域別の経営形態である。また、軽種馬販売金額第1位と第2位の比率をみると、本沢地区は第1位58.8%、第2位15.3%で計74.1%、豊畠地区は第1位63.6%、第2位10.0%で計73.6%、東静内地区は第1位62.4%、第2位12.9%で計75.3%、春立地区は第1位13.9%、第2位2.8%で計16.7%、となり春立地区を除く3地区は軽種馬経営が75%前後を占めている。先程の表4-6及びアンケート全体から勘案すると各地区ごとの経営形態は、つぎのようになる。本沢地区は、軽種馬が主体で米、野菜、兼業がプラスされる。豊畠地区は、軽種馬が主体で、米と酪農がプラスされている。東静内地区は、軽種馬主体に米がプラスされる。さらに春立地区は米や野菜が主体で、それに軽種馬と兼業がプラスされている、といえよう。さらに表4-7によると、豊畠地区で8~15頭層という家族専業上層、家族大経営が分厚く存在しているのがわかる。

表4-6 軽種馬農家の経営形態（地区別）

	本沢	豊畠	東静内	春立	合計
合計	49(100.0)	71(100.0)	57(100.0)	5(100.0)	182(100.0)
生産+他作物	13 (26.5)	21 (29.6)	21 (36.8)	1 (20.0)	56 (30.8)
生産専業	21 (42.9)	29 (40.8)	19 (33.3)	3 (60.0)	72 (39.6)
生産+育成	14 (28.6)	19 (26.8)	15 (26.3)	1 (20.0)	49 (26.9)
育成専業	-	1 (1.4)	1 (1.8)	-	2 (1.1)
その他	1 (2.0)	1 (1.4)	1 (1.8)	-	3 (1.6)

表4-7 軽種馬農家の経営形態（地区別）

	本沢	豊畠	東静内	春立	合計
合計	49(100.0)	70(100.0)	56(100.0)	5(100.0)	180(100.0)
1~3頭	7 (14.3)	4 (5.7)	4 (7.1)	-	15 (8.3)
4~7	24 (49.0)	22 (31.4)	28 (50.0)	2 (40.0)	76 (42.2)
8~11	7 (14.3)	21 (30.0)	14 (25.0)	2 (40.0)	44 (24.4)
12~15	2 (4.1)	13 (18.6)	4 (7.1)	-	19 (10.6)
16~19	3 (6.1)	8 (11.4)	2 (3.6)	1 (20.0)	14 (7.8)
20頭以上	6 (12.2)	2 (2.9)	4 (7.1)	-	12 (6.7)

## 2) 軽種馬経営の特質

軽種馬経営の特質は、なんといっても資本が重装備（草地基盤、機械・施設、繁殖牝馬）なことであり、多額の資金を要することである。これに対して生産は不安定（受胎率の低さ、事故率の高さ）、回転も長期性を有し（種つけから販売まで2年、競走馬まで最低3年）、かつ製品（産駒）単価は高額であり、価格・販路は投機的で不安定である。日本の

生産者の多くは家族経営であるために、経営基盤は零細で脆弱である。

軽種馬生産においては、1頭当たりのコスト計算の意味はあまりない。例えば、中央競馬会が毎年発表している『軽種馬生産費調査』がある。この調査は、サラ系、アラ系ごとの1頭当たりの生産費が計算されている貴重な資料であるが、1頭当たり生産費はあくまで平均値であって、1頭1頭の馬が近似的にその生産費で生産されているわけではない。それぞれの牧場も、1頭当たりの生産費を意識して経営しているわけではなく、1戸当たり、しかも3～5年のサイクルでの目安にしているにすぎない。これが他の農業部門と決定的に異なるところである。また、軽種馬経営は、スケールメリットのきかない部門である、といってよい。大牧場は、資金、情報、人的ネットワーク、信用等において一般的に有利であるとはいえる、他部門にみられるようなスケールメリットがあるわけではない。1頭1頭の産駒は、初めから「質」が問題なのである。零細な牧場からG1ホースが出るかと思えば、大牧場でも何年も目立った勝ち馬が出ないことがある。1頭の競走馬が、その経営を大きく変えた、という話はよく見聞する。それが、軽種馬軽種馬の「おもしろさ」であり、経営者や家族、従業員の夢である。しかし同時に、これが軽種馬経営の落とし穴でもある。

### 3) 経営タイプの諸類型 一専門化・専業化一

今日、軽種馬には多様な経営が、地域的偏差を伴って存在する。さらに先にみた、静内町の中でも中核的地帯として伝統のある豊畑、本沢地区、新興地帯としての東静内地区、米、野菜との複合の多い春立地区がある。

1992年の数値で、日高軽種馬経営の1戸当たり繁殖牝馬飼養頭数は8.7頭（サラ系経営は9.3頭）である。しかし、この中には様々な経営形態があり、2頭飼養の複合経営もあれば、100頭以上飼養の大牧場もある。軽種馬経営は、他の農畜産物と比べ、企業経営の参加が多い部門であるとはいえる、経営の圧倒的多数は家族経営である。表4-8によれば、サラ系主体経営のうち、繁殖牝馬の飼養10頭以下の経営が72%を占め、このほとんどは家族経営であると思われる。表4-9は今回のアンケート調査の結果である。これによると、繁殖牝馬4～11頭層が67%を占め、3頭以下層が8%、12頭以上層が25%であった。繁殖牝馬11頭以下層はほとんどが家族経営、12頭以上層はなんらかの形の雇用が入っていると思われ、16頭以上層はほとんどが企業経営である。次に、経営形態（部門別）と繁殖頭数の関連をみよう。同表によると、3頭以下層はほとんどが複合経営、4～7頭層は複合経営と生産専業経営が混じり合い、8頭以上層になると生産専業の外に育成部門が入ってくるし（複合経営もある）、16頭以上層になると育成部門の比重の方が高くなってくることがわかる。表4-10、表4-11は、日高軽種馬農協資料より作成した静内町の規模別の品種別頭数割合と所有形態割合である。これによれば、規模の大きいほどサラ系比率は高く、規模の小さいほどアラ系比率は高い傾向にあり、所有形態別では規模の大きいほど自己馬が高

い傾向にある。ただし、4～15頭層という家族専業経営中心階層の仔分馬、預託馬の比率が比較的多いのは、家族経営であるが故の危険分散と階層上昇化の過程（仔分馬、預託馬から自己馬への過度）であると推察される。

表4-8 サラ系主体経営の繁殖牝馬飼養規模別戸数割合の推移

	(単位: %、戸)					
	1～5頭	6～10頭	11～15頭	16頭以上	計	戸数
1972年	64.9	23.2	6.9	5.0	100.0	1,808*
1975	61.9	24.7	8.3	5.1	100.0	2,081
1980	53.9	29.5	10.0	6.6	100.0	1,922
1985	50.8	32.0	9.5	7.8	100.0	1,621
1990	39.6	35.9	14.4	10.0	100.0	1,652
1992	36.5	35.0	17.1	11.4	100.0	1,665

資料：『軽種馬生産統計』（日本軽種馬協会）各年より作成。

注：\*の数字は1973年の数字。

表4-9 軽種馬農家の飼養規模（経営形態別）

	生産+他作物	生産専業	生産+育成	育成専業	その他	合計
合計	55(30.7)	72(40.2)	48(26.8)	1(0.6)	3(1.7)	179(100.0)
1～3頭	10(66.7)	4(26.7)	-	-	1(6.7)	15(100.0) (8.4)
4～7	32(42.7)	23(30.7)	19(25.3)	-	1(1.3)	75(100.0) (41.9)
8～11	10(22.7)	24(54.5)	9(20.5)	1(2.3)	-	44(100.0) (24.6)
12～15	2(10.5)	11(57.9)	6(31.6)	-	-	19(100.0) (10.6)
16～19	1(7.1)	6(42.9)	7(50.0)	-	-	14(100.0) (7.8)
20頭以上	-	4(33.3)	7(58.3)	-	1(8.3)	12(100.0) (6.7)

注：合計のカッコの上段は横計、下段は縦計の構成比。

表4-10 飼養頭数規模別軽種馬経営の品種別頭数割合（1993年）

	該当戸数	品種別頭数		同割合	
		サラ系	アラ系	サラ系	アラ系
合計	243戸	1,929頭	327頭	85.5%	14.5%
1～3頭	27	53	16	76.8	23.2
4～7	87	351	124	73.9	26.1
8～11	59	441	80	84.6	15.4
12～15	29	335	31	91.5	8.5
16～19	20	280	35	88.9	11.1
20頭以上	21	469	41	92.0	8.0

資料：『平成5年度繁殖飼養実態調査』（日高軽種馬農協）より作成。

注：飼養規模はサラ系、アラ系の繁殖牝馬の合計頭数とした。

表 4-11-1 飼養頭数規模別・所有形態割合（サラ系）

(単位：頭、%)

	実頭数			割合		
	自己	仔分け	預託	自己	仔分け	預託
合計	1,155	392	382	59.9	20.3	19.8
1～3頭	34	7	12	64.2	13.2	22.6
4～7	161	92	98	45.9	26.2	27.9
8～11	218	118	104	49.7	26.8	23.6
12～15	169	77	89	50.4	23.0	26.6
16～19	173	53	54	61.8	18.9	19.3
20頭以上	399	45	25	85.1	9.6	5.3

資料：『平成5年度繁殖飼養実態調査』（日高軽種馬農協）より作成。

注：飼養規模はサラ系、アラ系の繁殖牝馬の合計頭数とした。

表 4-11-2 飼養頭数規模別・所有形態割合（アラ系）

(単位：頭、%)

	実頭数			割合		
	自己	仔分け	預託	自己	仔分け	預託
合計	182	91	54	55.7	27.8	16.5
1～3頭	6	5	5	37.5	31.3	31.3
4～7	61	44	19	49.2	35.5	15.3
8～11	47	22	11	58.8	27.5	13.8
12～15	22	5	4	71.0	16.1	12.9
16～19	18	12	5	51.4	34.3	14.3
20頭以上	28	3	10	68.3	7.3	24.4

資料：『平成5年度繁殖飼養実態調査』（日高軽種馬農協）より作成。

注：飼養規模はサラ系、アラ系の繁殖牝馬の合計頭数とした。

さらに表4-12は規模別の労働力を示したものである。1～3頭層は2人、4～7頭層は2～3人の家族、8～11頭層は2～4人の家族と若干の雇用が入り、12～15頭層になると4人になり雇用が入る経営がほとんどになる。さらに16頭以上層になると多くの雇用が入る（企業経営）。

表4-12 軽種馬経営の労働力（規模別）

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	11(100.0)	68(100.0)	39(100.0)	19(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	163(100.0)
1人	-	1 (1.5)	1 (2.6)	-	-	-	2 (1.2)
2	7 (63.6)	25 (36.8)	9 (23.1)	4 (21.4)	1 (7.1)	1 (8.3)	47 (28.8)
3	2 (18.2)	25 (36.8)	14 (35.9)	2 (10.5)	3 (21.4)	1 (8.3)	47 (28.8)
4	2 (18.2)	13 (19.1)	11 (28.2)	8 (42.1)	3 (21.4)	1 (8.3)	38 (23.3)
5	-	2 (2.9)	1 (2.6)	2 (10.5)	1 (7.1)	-	6 (3.7)
6～10	-	2 (2.9)	3 (7.7)	3 (15.8)	5 (35.7)	3 (25.0)	16 (9.8)
11人以上	-	-	-	-	1 (7.1)	6 (50.0)	7 (4.3)

そこで、アンケートや表4-10、表4-11を念頭に静内町の軽種馬経営タイプの諸類型をモデル化すれば、以下の4つに大別できる。

### ①企業経営

古くからの伝統的牧場が多く、オーナーブリーダーのほとんどの経営がこれに属する。また、近年静内町ではマーケットブリーダーでも共同馬主制度をとっている牧場が多い。経営の規模は大小様々であるが、雇用労働力が主であり、家族労働力は管理者としての性格が強い。繁殖牝馬は16頭以上層であるが、頭数シェアを年々拡大しており、仔分、育成、種牡馬を通じ中小牧場を支配する傾向にある。ほとんどの企業経営は育成部門、あるいは育成分場を抱えている。近年、育成中心の企業経営も増え、スタリオンの多くも企業経営である。

### ②家族大経営

家族労働力が中心であるが（2～3人）、雇用労働力（1～2人）なしには成り立たない経営である。繁殖牝馬12～15頭層が中核を成し、育成部門を抱えているところも増えてきた。家族経営を出発とする経営がほとんどである。近年は、産地育成が求められ、育成部門と育成経営が増加してきた。

### ③家族専業経営

家族労働力2～3人の軽種馬専業経営で、繁殖経営がほとんどである。繁殖牝馬4～11頭が中心層をなす。1960年代ないし1970年代以降に水田、畑作、酪農から転換した経営が多い。現在はサラ系主体経営がほとんどだが、当初はアラ系や仔分の少頭数から始めた、

家族複合経営からの出発が多い。

#### ④家族複合経営・高齢農家経営

家族労働力1～3人の水田・畑作複合、または高齢農家経営である。高齢農家経営は静内町全域に存在するが、東静内、春立地区にこの経営は比較的多くなっている。繁殖牝馬3頭以下層が中心層をなすが、アラ系や仔分け、預託の比率が高くなる。

前述したが5年ほど前までは、③の家族経営の牝馬飼養頭数上限は8頭位であったが、この間の「第二次競馬ブーム」でそれぞれ1～2頭づつ増えて約10頭となってきた。したがって②の家族大経営の下限は11～13頭位に上乗せされてきた。

### (3) 軽種馬生産の課題

#### 1) アンケートによる軽種馬経営の課題

今回のアンケートにより軽種馬経営者が自らどのような課題を抱えているかをみよう。今回のアンケート調査は、項目によって違うものの、4分の1ないし3分の1が無回答であったため、軽種馬に関する集計では無回答を除いたパーセントを載せることにする。

まず、軽種馬農家（軽種馬が1位か2位の部門の農家）に「経営上の緊急に改善すべき課題」（複数回答）を聞いたところ「土地条件（農地の分散、土地改良が必要、起伏が多い、排水が悪い）」（39%）、「資金・負債」（30%）、「経営規模（が小さい）」（27%）と土地問題と資金・負債問題に関する改善課題が高位を占める。そのほか「労働力」（18%）、「機械・施設」（14%）等と続く（表4-13）。

表4-13 緊急に改善すべき点（規模別、複数回答：2項目）

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	15(100.0)	76(100.0)	44(100.0)	19(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	180(100.0)
経営規模	3 (20.0)	26 (34.2)	12 (27.3)	2 (10.5)	3 (21.4)	2 (16.7)	48 (26.7)
土地条件	6 (40.0)	26 (34.2)	19 (43.2)	10 (52.6)	6 (42.9)	3 (25.0)	70 (38.9)
資金・負債	3 (20.0)	20 (26.3)	16 (36.4)	6 (31.6)	5 (35.7)	4 (33.3)	54 (30.0)
機械・施設	2 (13.3)	9 (11.8)	9 (20.5)	2 (10.5)	2 (14.3)	1 (8.3)	25 (13.9)
生産資材	-	1 (1.3)	-	-	-	-	1 (0.6)
労働力	4 (26.7)	14 (18.4)	6 (13.6)	4 (21.1)	2 (14.3)	2 (16.7)	32 (17.8)
生産性	-	4 (5.3)	2 (4.5)	1 (5.3)	-	1 (8.3)	8 (4.4)
作付作物	-	1 (1.3)	2 (4.5)	-	-	-	3 (1.7)
生産技術	-	3 (3.9)	1 (2.3)	-	1 (7.1)	-	5 (2.8)
流通・販売	1 (6.7)	2 (2.6)	1 (2.3)	2 (10.5)	1 (7.1)	-	7 (3.9)
本人の問題	2 (13.3)	3 (3.9)	1 (2.3)	-	-	-	6 (3.3)
その他	-	2 (2.6)	1 (2.3)	-	-	-	3 (1.7)

軽種馬農家は「土地条件」が第1位であるが、他の部門（酪農、肉牛、稲作）では「経営規模」が、野菜では「労働力」が1位になっている。ともあれ「土地条件」と「経営規

模」を経営課題とする軽種馬経営が過半数を越える。軽種馬の場合の土地問題は放牧地の不足、分散、土地改良等が問題であることをうかがわせる。表出してないが、土地改良の必要性について「緊急に必要」は30%、「将来必要」は47%、「必要なし」8%、「実施しない方がよい」4%となっている。さらに、農地分散に関しては「団地化必要」は12%、「分散多いが問題なし」28%、「ほとんど分散なし」43%となっている。

次に、「今後の生産技術の問題点」で圧倒的に多いのが「繁殖牝馬の質」であり、56%を占める（表4-14）。「生産過剰」の今日、「繁殖牝馬の質」の改善と繁殖牝馬の淘汰を組合せることが「国際化」への対応ともなろう。次いで「牧草の質」（27%）と「厩舎環境」（25%）とが続き、以下「飼料給与方法」（11%）、「受胎率悪い」（7%）、「伝染病・怪我」（6%）となっている。

表4-14 今後の生産技術の問題点（規模別、複数回答：2項目）

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	15(100.0)	76(100.0)	44(100.0)	19(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	180(100.0)
牧草質・収量	4 (26.7)	20 (26.3)	11 (25.0)	7 (36.8)	4 (28.6)	2 (16.7)	48(100.0)
給餌方法	2 (13.3)	10 (13.2)	5 (11.4)	1 (5.3)	1 (7.1)	-	19 (26.7)
繁殖牝馬の質	4 (26.7)	40 (52.6)	31 (70.5)	9 (47.4)	11 (78.6)	6 (50.0)	101 (56.1)
受胎率の低さ	3 (20.0)	5 (6.6)	2 (4.5)	2 (10.5)	-	-	12 (6.7)
伝染病・怪我	-	6 (7.9)	4 (9.1)	1 (5.3)	-	-	11 (6.1)
厩舎の環境	4 (26.7)	21 (27.6)	10 (22.7)	4 (21.1)	4 (28.6)	1 (8.3)	44 (24.4)
その他	1 (6.7)	3 (3.9)	4 (9.1)	1 (5.3)	-	-	9 (5.0)

「5年後の規模拡大」について、軽種馬農家で回答のあった157戸のうち「現状維持」は72戸（46%）、規模拡大希望農家は68戸（43%）で両者がほぼ拮抗する。その他は「リタイア」13戸（8.3%）、「規模縮小」4戸（2.5%）である。「規模拡大」農家を経営階層別にみると、「1～3頭」層が13%、「4～7頭」層が30%、「8～11頭」層が61%、「12～15頭」層が47%、「16～19頭」層が82%、「20頭以上」層が67%となっており、ほぼ大規模層ほど規模拡大志向にある、といってよいであろう（表4-15-1）。地区別にみると豊畠（56%）、東静内（40%）、本沢（32%）、春立（25%）の順に「規模拡大」志向農家が多い（表4-15-2）。拡大の土地は、「放牧地」が圧倒的に多く（83%）、拡大面積は「3～5ha」（56%）が多い。さらに拡大方法は、「購入」が多く（45%）、「賃借」は15%、「決めていない」は33%となっている。

第2章でもみてきたように、静内町の農地市場は、地区間で需給関係が異なり、本沢、豊畠地区はどちらかというと売手市場、東静内、春立地区は買手市場である。これは専ら作物間の地代負担力の差であるといってよく、今後の振興計画では土地利用における地域間調整の必要が求められているといえよう。

表4-15-1 5年後の経営規模（規模別）

	(単位:戸、%)						
	1~3	4~7	8~11	12~15	16~19	20頭以上	合計
合計	15(100.0)	67(100.0)	38(100.0)	17(100.0)	11(100.0)	9(100.0)	157(100.0)
現状維持	8 (53.3)	37 (55.2)	15 (39.5)	8 (47.1)	2 (18.2)	2 (22.2)	72 (45.9)
規模拡大	2 (13.3)	20 (29.9)	23 (60.5)	8 (47.1)	9 (81.8)	6 (66.7)	68 (43.3)
規模縮小	2 (13.3)	1 (1.5)	-	-	-	1 (11.1)	4 (2.5)
リタイア	3 (20.0)	9 (13.4)	-	1 (5.9)	-	-	13 (8.3)

表4-15-2 5年後の経営規模（地区別）

	(単位:戸、%)				
	本沢	豊畠	東静内	春立	合計
合計	41(100.0)	63(100.0)	57(100.0)	4(100.0)	165(100.0)
現状維持	20 (48.8)	26 (41.3)	26 (45.6)	2 (50.0)	74 (44.8)
規模拡大	13 (31.7)	35 (55.6)	23 (40.4)	1 (25.0)	72 (43.6)
規模縮小	4 (9.8)	-	1 (1.8)	-	5 (3.0)
リタイア	4 (9.8)	2 (3.2)	7 (12.3)	1 (25.0)	14 (8.5)

次に労働力の問題である。日高地方の軽種馬経営の後継者・花嫁問題は、他の農業地域、農業形態に比べれば恵まれている方である。軽種馬経営は、収益・コストも大きく、経営者能力が問われる部門であり、“魅力的”な部門のため、比較的後継者も多く残り、農外・道外からの花嫁・花婿も結構来るからである。しかし、個々の経営とりわけ零細農家にとっては後継者・花嫁問題は相変わらず深刻な問題である。また、軽種馬経営における農業労働力の特質（多くの雇用が必要、育成部門での熟練労働が必要）のため、日高地方特有の労働力問題を抱えている。

まず、アンケート（表4-16）により、後継者の有無をみる。軽種馬経営において、「後継者いる」は34%、「後継者いない」は20%、「まだはっきりしない」は46%である。管内の他の部門で「後継者いる」が酪農16%、稲作26%、野菜16%であるから、軽種馬は比較的恵まれているといえる。「後継者いる」を経営階層別にみると、「1~3頭」層が13%、「4~7頭」層が26%、「8~11頭」層が33%、「12~15頭」層が53%、「16頭以上」層が60%台と、見事な「階層性」を示している。

表4-16 後継者の有無（規模別）

	(単位:戸、%)						
	1~3	4~7	8~11	12~15	16~19	20頭以上	合計
合計	15(100.0)	72(100.0)	40(100.0)	19(100.0)	13(100.0)	10(100.0)	169(100.0)
いる	2 (13.3)	19 (26.4)	13 (32.5)	10 (52.6)	8 (61.5)	6 (60.0)	58 (34.3)
いない	7 (46.7)	23 (31.9)	3 (7.5)	1 (5.3)	-	-	34 (20.1)
はっきりしない	6 (40.0)	30 (41.7)	24 (60.0)	9 (42.1)	5 (38.5)	4 (40.0)	77 (45.6)

経営における労働力の問題点は（表4-17）、回答の多い順にみると、高齢化が54%でトップである。経営階層でみると、「15頭以下」層で多く、家族專業経営を中心であるものの、いずれの階層とも高齢化問題を抱えている。ついで「後継者なし」が19%、「雇用者いない」が18%あり、以下「乗り役いない」「乗り役の技術不足」がそれぞれ3%となっている。

表4-17 労働力の問題点（規模別）

（単位：戸、%）

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	9(100.0)	38(100.0)	20(100.0)	9(100.0)	13(100.0)	6(100.0)	95(100.0)
高齢化	6 (66.7)	18 (47.4)	13 (65.0)	7 (77.8)	6 (46.2)	1 (16.7)	51 (53.7)
後継者なし	2 (22.2)	13 (34.2)	2 (10.0)	1 (11.1)	-	-	18 (19.0)
雇用労力不足	1 (11.1)	3 (7.9)	5 (25.0)	-	5 (38.4)	3 (50.0)	17 (17.9)
乗り役なし	-	1 (2.6)	-	-	1 (7.7)	1 (16.7)	3 (3.1)
乗り役の技術	-	1 (2.6)	-	1 (11.1)	1 (7.7)	-	3 (3.1)
その他	-	2 (5.3)	-	-	-	1 (16.7)	3 (3.1)

「5年後の経営形態」はそれぞれの経営形態に変化なしとするのが過半数以上ではあるが、「生産専業」から「生産+育成」へ（17%）、あるいは逆に「生産+育成」から「生産専業」へ（22%）、さらに「生産+他作物」から「生産専業」へ（17%）、あるいは逆に「生産専業」から「生産+他作物」へ（8%）という動向はかなり変化がありそうである（表4-18）。

表4-18 今後（5年後）の経営形態（経営形態別）

（単位：戸、%）

	生産+他作物	生産専業	生産+育成	育成専業	その他	合計
合計	48(100.0)	66(100.0)	46(100.0)	2(100.0)	3(100.0)	165(100.0)
生産+他作物	25 (52.1)	5 (7.6)	1 (2.2)	-	1 (33.3)	32 (19.4)
生産専業	8 (16.7)	44 (66.7)	10 (21.7)	1 (50.0)	-	63 (38.2)
生産+育成	5 (10.4)	11 (16.7)	34 (73.9)	-	-	50 (30.3)
育成専業	-	-	-	1 (50.0)	-	1 (0.6)
考えていない	8 (16.7)	5 (7.6)	1 (2.2)	-	2 (66.7)	16 (9.7)
その他	2 (4.2)	1 (1.5)	-	-	-	3 (1.8)

「農協の営農指導への希望」は、「経営指導。経営分析」(24.6%)が一番多く、ついで「消流対策」(20.9%)、「技術指導」(16.4%)となっている(表4-19)。

表4-19 農協の営農指導に何を望むか(規模別)

(単位:戸、%)

	1~3	4~7	8~11	12~15	16~19	20頭以上	合計
合計	14(100.0)	55(100.0)	30(100.0)	13(100.0)	13(100.0)	9(100.0)	134(100.0)
営農集団の育成	-	3 (5.5)	1 (3.3)	2 (15.4)	-	-	6 (4.5)
経営指導・分析	3 (21.4)	16 (29.1)	10 (33.3)	2 (15.4)	2 (15.4)	-	33 (24.6)
技術指導	2 (14.3)	9 (16.4)	4 (13.3)	3 (23.1)	3 (23.1)	1 (11.1)	22 (16.4)
部会の活性化	-	2 (3.6)	1 (3.3)	-	-	1 (11.1)	4 (3.0)
消流・市場対策	1 (7.1)	7 (12.7)	11 (36.7)	4 (30.8)	3 (23.1)	2 (22.2)	28 (20.9)
施設の充実	1 (7.1)	3 (5.5)	2 (6.7)	-	2 (15.4)	1 (11.1)	9 (6.7)
なし	2 (14.3)	9 (16.4)	-	1 (7.7)	1 (7.7)	3 (33.3)	16 (11.9)
わからない	5 (35.7)	5 (9.1)	1 (3.3)	1 (7.7)	2 (15.4)	1 (11.1)	15 (11.2)
その他	-	1 (1.8)	-	-	-	-	1 (0.7)

## 2) 競馬の「国際化」と計画生産について

競馬の「国際化」についてのアンケートでは、「これ以上の国際化すべきでない」が72%と圧倒的に多い。しかし、生産者の中にも「レース含めもっと国際化すべき」とする意見が僅か(4.3%)ではあるがある。生産者も「国際化」を積極的に受け止めようとする現われなのか、「時代の流れ」とのあきらめなのか。さらに「レース以外の国際化すべき」も14%あった。ともあれ、競馬の「国際化」に対応する生産者の心構えと、経営対応が求められよう(表4-20)。

表4-20 今後の国際化について(規模別)

(単位:戸、%)

	1~3	4~7	8~11	12~15	16~19	20頭以上	合計
合計	14(100.0)	64(100.0)	41(100.0)	16(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	161(100.0)
すべきでない	6 (42.9)	49 (76.6)	31 (75.6)	13 (81.3)	9 (64.3)	8 (66.7)	116 (72.0)
レース以外すべき	2 (14.3)	8 (12.5)	7 (17.1)	-	3 (21.4)	2 (16.7)	22 (13.7)
レース含めすべき	1 (7.1)	1 (1.6)	1 (2.4)	1 (6.3)	2 (14.3)	1 (8.3)	7 (4.3)
わからない	5 (35.7)	6 (9.4)	2 (4.9)	2 (12.5)	-	1 (8.3)	16 (9.7)

つぎに軽種馬「生産過剰」に対して、管内の生産者はどのような意識にあり、また今後どのように対応しようとしているのであろうか。これもアンケートからみてみよう。この調査では、軽種馬が「過剰である」とした者が68%をしめている(表4-21)。しかしながら、経営階層別にみると、8~15頭層の家族大経営の中心をなす層に「過剰」の危機感が特に強い。また、今後の「計画生産」に関しても「必要」とした者が65%を占める(表

4-22)。特筆すべきは16頭以上層は「必要なし」が比較的多いことである。企業経営にとっても「生産過剰」が深刻な問題であることには変わりはない。しかし、企業経営はオーナーブリーダーとして自分で産駒を走らせるか、販売する場合でも有力なコネがあるとか、さらに資金力があるので企業内で柔軟に対応するとかの余地がある。しかし、多くの家族経営は主に産駒の販売で生計をたてており、有力なコネをもたず、資金力もないで「生産過剰」の影響をモロに受けてしまう。しかも、「第一次過剰期」には、「過剰対策」が結果的には中小牧場だけの、しかも生産者団体内部だけの対策で終わってしまったことへの不満があるのであろう。

表4-21 生産過剰と思うか（規模別）

(単位: 戸、%)

	1~3	4~7	8~11	12~15	16~19	20頭以上	合計
合計	14(100.0)	71(100.0)	41(100.0)	18(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	170(100.0)
過剰	9 (64.3)	45 (63.4)	33 (80.5)	14 (77.8)	9 (64.3)	6 (50.0)	116 (68.2)
質が問題	1 (7.1)	14 (19.7)	4 (9.8)	4 (22.2)	4 (28.6)	6 (50.0)	33 (19.4)
過剰でない	-	1 (1.4)	-	-	1 (7.1)	-	2 (1.2)
わからない	4 (28.6)	11 (15.5)	4 (9.8)	-	-	-	19 (11.2)

表4-22 計画生産は必要か（規模別）

(単位: 戸、%)

	1~3	4~7	8~11	12~15	16~19	20頭以上	合計
合計	12(100.0)	62(100.0)	41(100.0)	16(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	157(100.0)
必要	6 (50.0)	42 (67.7)	24 (58.5)	13 (81.3)	10 (71.4)	7 (58.3)	102 (65.0)
必要なし	3 (25.0)	9 (14.5)	9 (22.0)	1 (6.3)	3 (21.4)	4 (33.3)	29 (18.5)
他の方法で必要	-	1 (1.6)	2 (4.9)	-	-	-	3 (1.9)
わからない	3 (25.0)	10 (16.1)	6 (14.6)	2 (12.5)	1 (7.1)	1 (8.3)	23 (14.6)

では「過剰」対策はどのようにすべきか。残念ながら、決め手はない。しかしながら、多くの経営は現在の労働力、牧場・施設の規模からみて、繁殖牝馬飼養頭数はどうみても「過剰」である。この「過剰」は、個々の経営にとっても決して好ましいはずはないからである。それぞれの経営は、自らの経営に見合った「適正頭数」を見極める必要があるのである。また、本来馬の生理からすれば、隔年生産がよいとされる。事実、大牧場では隔年とまではいかないまでも、数年に一度は休ませている所がある。小牧場では、経済的な余裕がなく、それは無理だとしても「目一杯」の生産、経営はいつか破綻する、ということは肝に銘すべきである。再三の繰返しになるが、軽種馬経営はスケールメリットのきかない部門であり、はじめから「質」が問題なのである。このことは、かなりの程度まで生産者も自覚していると思われる。先の調査でも「今後の生産技術の問題点」との設問で「繁殖牝馬の質」をあげた者が圧倒的に多い。軽種馬経営が「量より質」であるとの自覚であると受け止めてよさそうである。とはいえ、「計画生産」も「総論賛成、各論反対」で

「自分の経営は例外」なのである。この点で、個別経営の自覚と指導機関の強力なリーダーシップが必要となる。

「過剰」対策の基本は、生産者個々の自覚であるとはいえ、何らかの計画生産は必要であろう。そのためにはまず、「過剰」の実態と構造を指導機関が把握することである。また「計画生産」をする場合には、前回の「過剰対策」の教訓を生かすことが必要である。前回の「過剰対策」は生産者団体内部だけの、しかも結果的には中小牧場だけの「生産調整」で終わってしまった。地域的にもアンバランスであり、徹底しなかった。したがって、「過剰対策」をするのならば馬主団体や企業的経営と一体となった対策が必要である。

### 3) 合理的経営と近代的契約

#### ①合理的経営感覚の醸成

軽種馬経営を行うということは、まず馬の生理・生態を熟知する技術者であり、管理者であるのみならず、経営者であり、営業マンであることが求められる。一頭当たりのコスト計算の意味はあまりないと前に記したが、経営当たりのコスト計算は行い、厳密な経営管理は必要なのである。このことを生産者や指導者が十分に理解しておかないと、今後の経営は困難なものとなろう。軽種馬経営はリスクの高いものであり、経営もはじめから「質」が問われていることの認識が必要である。経営に必要なものは何か、必要なないものは何か、の整理が必要である。「国際化時代」、「生産過剰」の時代こそ、「ムリ、ムダ、ムラ」を失くす経営が求められている。例えば、現在は種付け料が下落しているので、必要以外のシンジケート株はもたない習慣を作るチャンスもある。

#### ②近代的契約関係（仔分け契約、庭先取引の契約）

バブル経済がはじけた1991年（JRA案の出された年でもある）から、産駒市場は、完全に買手市場となった。バブルの時代はいざしらず、このような時代こそ経営の責任とリスクを自ら負う姿勢が求められてくるのである。このような時こそ、軽種馬に独特な生産・流通の日本的性格を払拭しないと、矛盾のシワ寄せは生産者にのみ及ぶことになる。「国際化」の時代には、国際的流通契約書の締結が求められ、近代的契約が求められる。

#### イ. 仔分け契約について

静内町の繁殖牝馬を所有形態別にみると、サラの場合は自己馬6割、仔分馬2割、預託馬2割である。近年は、仔分けが減る傾向にあり、かわって預託が増えている。また、仔分けの内容も、生産者の最低保障額や定額（牡、牝別）契約も増える等変化してきていく。仔分け方式は、コスト負担の軽減や危険分散のためには必要でもある。しかし、仔分け契約は、ほとんどが口頭契約であり、それがためのトラブルは絶えない。仔分け契約については、文書で取り交わすこと、価格条件はもちろん、引取り条件や代金の支払時期は最低はっきりさせることである。この点では、新規の仔分けや預託については、農協等第三者機関の仲介が必要ではないだろうか。また、アンケート（表4-23）によれば、現在

の仔分けの分収率は「適正」が41%と多いものの、「馬主に有利」34%で、「生産者有利」はわずか3%弱にすぎない。これはもちろん、生産者の立場からみたものであり、第三者あるいは馬主からみれば別の結果がでるとは思われるが、投入料からみた分収率をみても「馬主に有利」との試算もある（注：『昭和53年軽種馬生産に関する調査報告書』所収の永木正和氏の試算によれば、馬主、生産者の投入料による分収率は、馬主45.5対生産者55.5になる）。

表4-23 仔分け条件は適正か（規模別）

（単位：戸、%）

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	11(100.0)	57(100.0)	39(100.0)	17(100.0)	14(100.0)	9(100.0)	147(100.0)
馬主に有利	4 (36.4)	14 (24.6)	18 (46.2)	5 (29.4)	8 (57.1)	1 (11.1)	50 (34.0)
生産者に有利	-	-	1 (2.6)	1 (5.9)	1 (7.1)	1 (11.1)	4 (2.7)
適正	3 (27.3)	24 (42.1)	13 (33.3)	10 (58.8)	5 (35.7)	5 (55.6)	60 (40.8)
わからない	4 (36.4)	19 (33.3)	7 (17.9)	1 (5.9)	-	2 (22.2)	33 (22.4)

#### 口. 庭先取引の契約と手数料

軽種馬の産駒取引は、その多くが相対の庭先取引であり、しかもその契約が曖昧だったり、口頭であったりするため、また、取引に不明朗な人間関係が入り込むため、様々なトラブルが生じやすい。アンケートにより、過去5年間の取引上のトラブルをみると（表4-24）、トラブル「なし」が軽種馬農家の41%で、過半数がなんらかのトラブルにあったのである。トラブルの中身は、多い順に「代金の未遅払・遅払い」33%、「契約期日超過」19%、「引取後のクレーム」7%である。近年、取引上のトラブルは以前に比べ少なくなってきたといわれるが、アンケートを見る限りかなりの数である。

表4-24 過去の取引に関するトラブル（規模別）

（単位：戸、%）

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	10(100.0)	79(100.0)	56(100.0)	19(100.0)	19(100.0)	8(100.0)	191(100.0)
なし	5 (50.0)	36 (45.6)	17 (30.4)	9 (47.4)	8 (42.1)	3 (37.5)	78 (40.8)
契約期日超過	2 (20.0)	14 (17.7)	15 (26.8)	2 (10.5)	4 (21.1)	-	37 (19.4)
代金未(遅)払い	3 (30.0)	24 (30.4)	21 (37.5)	6 (31.6)	6 (31.6)	3 (37.5)	63 (33.0)
引き取り後クレーム	-	5 (6.3)	3 (5.4)	2 (10.5)	1 (5.3)	2 (25.0)	13 (6.8)

次に、取引の問題点は（表4-25）、「仲介料が高い」が45%と断然多く、次いで「接待費が多い」が17%で、以下「代金の未払い遅払い」17%、「契約不履行」12%、等となっている。庭先取引の文書契約は、以前に比べると進んできたようである。しかし、完全に買手市場となった今日、近代的契約をしておかないと、結局は生産者が痛い目にあうことになる。生産者一人一人は弱い立場にあるが、「契約書の締結が当然である」、という

環境を早く作る必要がある。

表4-25 産駒販売上の問題点（規模別、複数回答：2項目）

(単位：戸、%)

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	15(100.0)	76(100.0)	44(100.0)	19(100.0)	14(100.0)	12(100.0)	180(100.0)
接待費が多い	1 (6.7)	8 (10.5)	11 (25.0)	8 (42.1)	3 (21.4)	-	31 (17.2)
宣伝費が高い	-	3 (3.9)	1 (2.3)	2 (10.5)	1 (7.1)	-	7 (3.9)
仲介料が高い	2 (13.3)	32 (42.1)	24 (54.5)	12 (63.2)	9 (64.3)	2 (16.7)	81 (45.0)
契約不履行	1 (6.7)	14 (18.4)	4 (9.1)	1 (5.3)	1 (7.1)	1 (8.3)	22 (12.2)
産駒不取引	1 (6.7)	5 (6.6)	2 (4.5)	-	1 (7.1)	-	9 (5.0)
馬主からのクレーム	1 (6.7)	4 (5.3)	1 (2.3)	-	-	1 (8.3)	7 (3.9)
未払い・遅払い	3 (20.0)	13 (17.1)	6 (13.6)	2 (10.5)	4 (28.6)	2 (16.7)	30 (16.7)
その他	-	2 (2.6)	-	-	-	-	2 (1.1)

また、仲介者、最終購買者を明確に、仲介者と代理人を区別させること、仲介料はむしろある基準を作る（現在の水準より当然低く）ことも場合によっては必要であろう。さらに、接待費は常識の範囲内におさめるよう、生産者同士のまとまりが先決であろう。

#### 4) 产地形成と消流対策

アンケートによると（表4-26）、軽種馬農家のうち「固定客あり」と答えたのは52%と半数を占めるものの、「固定客なし」が29%、「はっきりしない」が19%となっている。しかし、規模階層別にみると「固定客あり」は「1～3頭」層は33%、「4～7頭」層で38%なのに対して、「12～15頭」層は72%、「20頭以上」層は91%というように階層性は明確である。また、「固定客の変化」に対して（表4-27）、「変わらない」が35%、「はじめから固定なし」が25%であるが、「増加している」（27%）が「減っている」（13%）より倍多い結果となっている。これはどう評価すべきなのだろうか。「固定客は増えているがなかなか売れない（あるいは良い値で売れない）」ということであろうか。

アンケートで「農協の営農指導に何を望むか」（前掲表4-19）では、「消流市場対策」21%で第2位にあげられていた。ひだか東農協での調査では第1位（35%）と高かった。これはどのように見たら良いのだろうか。旧浦河農協は、日高地方の農協の中でも最も熱心に消流対策を行ってきた。他方、生産過剰による買手市場は売れ残りの馬を多数発生させた。つまり、ひだか東では消流対策の実践と販路確保の必要性が、農協への消流対策の要望となって現われているとみてよいであろう。これにたいして静内町はどうか。不況による販路確保の必要性は同じである。ところが、静内町農協では従来消流対策はほとんど行ってこなかったといって良い。農協への消流対策にはあまり期待していない結果となっているとみてよさそうである。したがって、アンケートで消流対策への要望があまりないからといってその対策を怠って良い、ということにならないのは言うまでもない。静内町

表4-26 固定客の有無（規模別）

(単位：戸、%)

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	12(100.0)	66(100.0)	41(100.0)	18(100.0)	14(100.0)	11(100.0)	162(100.0)
いる	4 (33.3)	25 (37.9)	24 (58.5)	13 (72.2)	8 (57.1)	10 (90.9)	84 (51.9)
いない	4 (33.3)	30 (45.5)	4 (9.8)	5 (27.8)	3 (21.4)	1 (9.1)	47 (29.0)
はっきりしない	4 (33.3)	11 (16.7)	13 (31.7)	-	3 (21.4)	-	31 (19.1)

表4-27 固定客の変化（規模別）

(単位：戸、%)

	1～3	4～7	8～11	12～15	16～19	20頭以上	合計
合計	10(100.0)	59(100.0)	40(100.0)	18(100.0)	13(100.0)	10(100.0)	150(100.0)
増加	-	11 (18.6)	13 (32.5)	10 (55.6)	2 (15.4)	5 (50.0)	41 (27.3)
変化なし	4 (40.0)	22 (37.3)	16 (40.0)	2 (11.1)	6 (46.2)	2 (20.0)	52 (34.7)
減少	-	6 (10.2)	6 (15.0)	4 (22.2)	2 (15.4)	1 (10.0)	19 (12.7)
はじまからなし	6 (60.0)	20 (33.9)	5 (12.5)	2 (11.1)	3 (23.1)	2 (20.0)	38 (25.3)

のブランドを広め、販路の確保・拡大をはかることは農協の大きな課題である。この点で、ひだか東農協でおこなっている当歳馬、生産予定馬のブラックタイプブックの作成は急務であろう。

軽種馬は他の農畜産物と違って“産地銘柄”で取引されるわけでなく、「静内町農協」のブランドで軽種馬が売れるようになるには限界がある。軽種馬は、初めから個々の産駒の「質」が問題になるからである。軽種馬は産地“銘柄”で取引されるわけがないが同時に、他の農畜産物と同様、“産地”的イメージや信頼感によって、購買者を引き付けることはできるし、そういう対策は絶対に必要である。競走馬全体としてのレベルアップをはかることが基本となる。静内町の馬は、よく“走る馬”だけでなく、“丈夫な馬”“安心して買える馬”である、という評価をうるようにならなくてはならない。そのため、生産のみならず、産地育成にも責任をもち、馬の移動にも責任をもつようになることである。そのための、静内町での分業化と高付加価値化による産地形成がもとめられる。この点で、静内町は日高地方のなかでも最も立地条件に恵まれている。静内町には軽種馬の家畜市場や有数の種馬場があり、軽種馬関連企業の事務所があり、日高地方の商業中心地である。さらに、従来も数々のG1馬、名馬を育ててきた実績がある。これらの条件を生かし、購買者を引き付け「静内町」の名を高める必要がある。

## 5) 軽種馬生産と地域経済

静内町の軽種馬の分業化・高付加価値化と産地形成は、先述の消流対策上だけではなく、これから地域経済の発展と経営展開のためにも必要である。

今日生産地では、調教師を頂点に特殊な人間関係が形成されている。その場合、人、馬のみならず、血統・配合まで調教師主導にインテグレートされようとしつつあるのが現状である。しかも不況期には、必ず経営間格差の拡大と経営の淘汰がもたらされる。競走馬の「国際化」問題でも、競馬主催者側の論理、いわば「上からの論理」だけで進められようとしている。これに対抗するためにも、生産者側の論理、いわば「下からの論理」や力が必要である。個々の生産者、個々の地域だけでは対抗できない。そこで、経営の主体性を維持しながらも、生産・販売・育成の出来る部分を共同化や部分協業にすることを真剣に考える時期に来ているといえよう。生産者・生産地域主導の、生産～育成までの協業、協力関係を確立しておかないと、経営の自立性まで奪われることになりかねない。

さらに、冒頭の課題で述べたように、従来軽種馬に特化していた農業振興を地域農業構造に即した総合的なものに拡大する必要がある。第2章では、静内町の軽種馬以外の部門、稲作、野菜、酪農、肉畜の現状と課題をみてきた。これら軽種馬以外の部門と軽種馬との共存、協調をどのようにはかっていくかは大きな課題である。本報告の課題、静内町農協の課題は、総合的産地形成、即ち、軽種馬と稲作・野菜、酪農・畜産の両立、軽種馬生産を含めた地域複合にある。

## 5. 静内町農協の組織・事業体制の課題

純農村地帯における農協の社会的・経済的位置づけは相対的に高い。それは、農協という企業体が「協同組合」なるが故に、自己の利潤追求を第一義的な目的とせず、「組合員の利益」を運営の根底に据えているという、かなり公共性の強いものであることと、地域内産業の中心である農業を全面的に掌握しているため、地域内経済活動の重要な柱であり、多数の労働力雇用の場であること、さらに農業が生活に不可欠な食糧生産を担当していること、等々のあらわれといえよう。

それだけに、農協の社会的責任は、同規模の会社等に比し加重されるわけであるし、地域内の農業をどう展開させ、農家の生活をどのように良くし、地域全体の活性化のためにどのような方策をとるべきか、などについての明確な目標・戦略・戦術が要求されることになる。

また、会社等と異なり、経営が困難になっても容易に廃業するわけに行かず、黒字事業の拡大や赤字事業からの撤退も容易になし難いという、その土地から逃れられない土着性を持っている。従って、現今の如く環境の激しい変化の中において、農家や地域の人々と共にどう生きぬくか、ということを模索し続け、試行錯誤を続けなければならないのが、今の農協の置かれている立場であるといえよう。

静内町農協についても、このことは全く同じであるが、町内農業の最大生産額は軽種馬であるという特殊性を持つため、他管内の農協とは異なる経営上・事業展開上の制約と課題も生ずるわけである。

ここでは、過去10年ほどの数値により、農協の経営基盤、事業、財務などの変化について、同じ軽種馬主産地であるひだか東農協、日高管内平均、全道平均などと対比しながら検討し、1993年8月に実施した全戸アンケートの結果も参考しながら、課題と対応策について考えてみたい。なお、収集資料の制約から、検討する数値は1992年度までが中心になる。静内については、その後の変化の著しいことのみをとりあげる。

### (1) 組織基盤

#### 1) 組合員の変化

表5-1にみるように、1980年以降の12年間に、静内の正組合員戸数も正組合員数も1割減少した。管内は4割増、全道は1割減となっているが、これは、この期間中に農協合併が進行し、資料に集計された農協数が管内は13→8に、全道は277→248に減少したことによるものである。この期間中における正組合員総戸数は、管内12.8%の減、全道19.5%の減である。また静内は1戸1正組合員であるが、他は1戸1.2人~1.4人の複数組合員となっている。

正組合員戸数の減少とは離農であるが、これら離農した人の居住地は、かつての高度経済成長の頃のように他町村への転出が主体でなく、町内在留者が増加している<sup>1)</sup>。この町内に居住する元農家と、これから発生するであろう離農家を、どれだけ農協の協力者として組織化できるかということは非常に重要である。この人達は農協の「身内」であった人であり、たとえ准組合員・員外となっていても、この人達が農協に好意的か批判的かということは、大きな波及をもたらすからである。

准組合員は、全道的に都市農協を中心として比率を高めていた。静内は1993年に急増して、准組合員比率は64.4%と高い水準になった。この増加した准組合員が、農協の「協同組合」としての事業運営に賛同して加入した人達ならば、今後のことはさして心配することはない。もしそうでなく「取引の都合」で加入した人達ならば、必要がなくなれば脱退する人達である。実情は不明だが、せっかく准組合員に加入してくれた人達だから、今後一層農協の事業活動に協力してもらえる方法を模索しなければならない。正も准も「組合員」であることに変わりはない。

表5-1 組合員の推移（1農協平均）

(単位：人、%)

		1980年	1985年	1990年	1992年	1993年	92/80
静 内	正組合員戸数	5 5 1	5 4 2	5 0 6	4 9 3	4 8 7	0. 8 9
	正組合員数	5 5 8	5 4 7	5 1 0	4 9 5	4 8 9	0. 8 9
	組合員数	5 0	1 0 7	1 8 6	2 3 3	8 8 6	4. 6 6
	計	6 0 8	6 5 4	6 9 6	7 2 8	1. 3 7 5	1. 2 0
准組合員比率		8. 2	1 6. 4	2 6. 7	3 2. 0	6 4. 4	
ひだか東	正組合員戸数	8 8 8	8 3 4	7 3 4	7 2 2		0. 8 1
	正組合員数	1, 1 6 5	1, 1 1 3	1, 0 1 2	9 9 6		0. 8 6
	組合員数	5 0 2	4 9 5	5 7 3	5 5 5		1. 1 1
	計	1, 6 6 7	1, 6 0 8	1, 5 8 5	1, 5 5 1		0. 9 3
准組合員比率		3 0. 1	3 0. 8	3 6. 2	3 5. 8		
日高管内 平 均	正組合員戸数	2 9 5	3 3 2	3 2 8	4 1 9		1. 4 2
	正組合員数	3 3 9	3 8 3	3 9 1	5 0 0		1. 4 7
	組合員数	1 1 2	1 3 7	1 8 1	3 3 1		2. 9 6
	計	4 5 1	5 2 0	5 7 2	8 3 1		1. 8 4
准組合員比率		2 4. 8	2 6. 3	3 1. 6	3 9. 8		
全 道 平 均	正組合員戸数	3 9 5	3 7 6	3 5 9	3 5 5		0. 9 0
	正組合員数	5 1 1	5 0 0	4 4 3	4 7 3		0. 9 3
	組合員数	3 1 3	3 9 9	6 0 8	6 9 6		2. 2 2
	計	8 2 4	8 9 9	1, 0 5 1	1, 1 6 9		1. 4 2
准組合員比率		3 8. 0	4 4. 4	5 7. 8	5 9. 5		

資料：静内～農協「業務報告書（各年度）」。

ひだか東、管内、全道～道農政部「農協要覧（各年度）」（平成5年度は未発表）。

注：1) ひだか東の80、85、90年は、合併農協を合計した数値である（以下第6表まで同じ）。

## 2) 協力組織

農協の運営も事業活動も、組合員、その家族、地域住民など、各種各層の意見をできるだけ多く引出し、その希望にこたえ、地域の活性化につながるものでなければならない。もちろん多くの意見の中には実現可能のものと不可能のものもあるし、すぐ実行できるものと5年・10年を要するものもある。その場合、実行不可能のものは理由を明確にしてことわらなければならないし、実行可能のものでも資金、人員等からくる制限は当然あるから、優先順位をつけ、1つのことに先ず金と人を投入し、その波及効果をみながらすぐ次のことにとりかかる、という取組み方と、毎年それらに対する検討・反省をくり返す必要がある。

さらに、意見を聞き出す際には、個人毎の意見と並行して「利害関係の共通するグループ」即ち協力組織を数多くつくり、その意見を集約することが、批判も希望もより公平なものに近づくと考えられる。「利害関係の共通するグループ」の主なものは次のものであり、よく機能しているグループもあるが、まだ期待する余地のあるグループもある。

### ①地域ごとの利害関係＝農事組合

500戸に満たない農家数で、農事組合が38あることは、外部から見ると多いように思われる。それぞれの集落に固有の歴史や財産があり、地理的条件もあるので簡単には進まないだろうが、およそ半分に統合できないものか。構成員が1ヶタの農事組合が13ある。人数が少ないと「地域の総意」といわれるものが「特定少数者の意見」となる懸念があるし、組合員相互間の意見調整も難しくなるからである。

### ②作物ごとの利害関係＝各種部会

各種振興会やその内部組織としての部会を含めると16の組織があり、それぞれの活動をしているが、中には形だけのようにみえる組織もある。必要があって作られた組織であるからには、もう少し農協が立ち入ってもよいのではないか。技術は生産者が上であっても、経営管理とか流通事業、よその管内の取組みなどの情報提供も可能であろうし、組織の自主性を尊重しながらも、活動の活性化のために農協がもう一步ふみ込み、意見をひき出してよいと思う。

### ③世代ごとの利害関係＝青年部

該当者が全員加入しているわけでないことは、それぞれ事情のあることであろうが、現在の組織はかなり活動していると思う。今後「楽しみながら役に立つ」活動の支援、即ち視察、研修、情報分析、遊び、文化活動、ボランティア活動、その他いろいろな分野の組み合わせの中から、次の経営者となる世代の意見を引出し実現させるべきでないか。「張りのある活動」は全員加入への途であろうし、後継者育成の側面援助としての機能も果たすことになろう。現在4つの内部班を有するが、稲作そ菜班と軽種馬班の活性化を支援したい。

#### ④性別による利害関係＝婦人部

婦人部と一口に言っても、世代によって農協に対する期待や希望は異なる筈である。現在内部組織として若妻会があるのは良いことだが、これを更に3つか4つの内部組織に分化した方が、共通する意見が出やすいのではないか<sup>2)</sup>。子供に手のかかる世代、手のかからなくなった世代、孫のいる世代、補助労働化した世代など、それぞれに組織化した方が世代共通の意見が浮かび上がりやすいことと共に、役員の交代についてもスムースになると思う。協力組織全般について、農協が「カネと事務局の援助はするが口は出さない」ことは、自主性を育てる大事な要件であるが、条件整備は農協の仕事である。婦人部の目標は「全戸、全員加入」である。

#### ⑤高齢引退組合員の利害関係

経営移譲した人、離農しても在町している人達は、農協生誕から苦勞を共にし、発展に寄与した人達である。そのような組合員OBの声を聞き、実現するためには「年金友の会」的な組織だけでは充分に機能し得ない。趣味、生きがい、健康管理まで幅広く考えると、農協が主体となった取組みを必要とする。

今回実施したアンケート調査によれば、今後5年の間にリタイア予定の農家は44戸あるが、「現在の家に住む、町内市街地に転居する」予定は77%にのぼる。「町外へ転居」はゼロ、「わからない、無回答」23%である。リタイアしても町内に居住する人が大部分であれば、この組合員OBの農協に対する姿勢が、現組合員或いは市街地の人達に与える有形・無形の影響は大きいと考えるべきである。

#### ⑥次の世代の組入れ

今回のアンケート調査によれば、後継者「いる」27%、「いない」29%、「不明」39%である。「不明」39%のうちの42%は「子供就学中又は幼児」であり、17%は「子供の判断次第」である。静内農業高校の生徒のうち、地元の農家の子弟は1割に満たないと聞くが、そうなれば尚更、これからの中学校卒業者への取組みが大事になる。次のようなことを実施している農協があることも参考としたい。

(イ) 農業系の高校や大学進学者に対して農協が奨学金を出す（役場の助成も入ってよい）。条件は①農家の子弟、②卒業したら帰郷して就農するが、親が手がけていない作物も試みる、③就農すれば返還不要、である。これは速攻性を狙う方法である。

(ロ) 小学生や中学生を対象とした取組みである。当然市街地の子供も入るが、それは将来地元の農業や農協に親しみを持ち、協力者をふやすための播種と考えればよい。遊びと学習を兼ねた行事、集団として農業に親しませる行事、文化的行事、地元産の農畜産物による学校給食など、とにかく農業を身近に感じさせる機会をおおくして次の世代を育てる、といういわば遅効性の方法である。

#### ⑦市街地の人の組入れ

農協が職能組合であるか地域組合であるかの論争は、既に20年以上も前からなされてい

る。ここで論議するつもりはないが、農協が「農業に立脚する協同組合」であることとともに、「地域に存在する協同組合」である事実を素直に認めれば足りることではないかと考える。法制上は准組合員制度があり、員外利用の制限はあるが、「協同組合である農協が行なっている事業」に関心と理解を持ち、利便性を感じてくれる市街地の人が農協に加入し、事業を利用することは自由である。

ただ、農協は地域の「独占体」ではない。農家の役に立つ事業なら、他の企業を押しのけても全部実施する、ということでなく、地元の商工業との「共棲体」として事業を行なっているのであから、その視点から「総合事業の利便性」により市街地への浸透を充実すべきであると共に、後に述べる生活文化活動への取組みも、同じ視点からとらえるべきである。

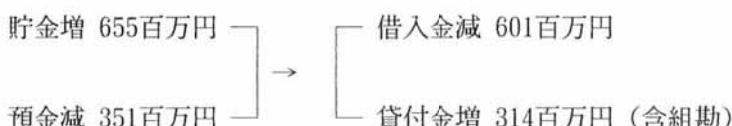
さきに表5-1でみた准組合員の急増も、組織化のレールに乗せなければ、一時的・名目的准組合員と化してしまう懸念がある。准組合員としての意見をどう引出し、どう具体化するか（将来の経営参加を含めて）が、当面する大きな課題の1つである。

## (2) 主要事業

表5-2を中心に、いくつかの課題と対応を考えてみたい。

### 1) 信用・共済

静内町農協の信用・共済事業は、全道・管内と比較して、順調に推移しているといえよう。静内の1993年度の特徴は、



という動きであり、借入金の大幅減により収支改善を図ったことである。既にひだか東は1991年度からこの方策をとっているが、こうした動きも1つの政策である。

貯貸率は静内も管内も全道の2倍ほどの高い水準である。金融機関とすれば、貯貸率70～80%というのは妥当な水準であるが、銀行と異なり農協の貸出は「組合員の事業又は生活に必要な資金」と農協法第10条により制限される。「組合員」とは正・准の合計であるから、全国的にも全道的にも都市化農協を中心とする准組合員の増加傾向は、法の範囲内における運用先開拓の結果といえる。

静内の准組合員は、さきに表5-1でみた通り、1992年度までは比較的少ないから、貸付金の中心は正組合員であり、そして軽種馬という特殊事情が貸付金を高水準に推移させ

表5-2 主要事業の推移

(静内)

(単位:百万円)

	1980年	1985年	1990年	1992年	1993年	92/80		1980年	1985年	1990年	1992年	92/80
貯金	6,514	8,518	10,985	11,985	12,641	1.84	貯金	2,633	4,060	6,004	8,643	3.28
借入金	2,966	5,769	5,643	5,375	4,774	1.81	借入金	1,408	1,981	1,221	1,604	1.14
預金	3,624	5,117	7,782	8,129	7,778	2.24	預金	1,411	2,339	3,534	4,577	3.24
貸付金	6,189	8,983	8,548	8,910	9,224	1.44	貸付金	2,767	3,923	3,968	6,105	2.21
(貯貸率)	(95.0%)	(105.5%)	(77.8%)	(74.3%)	(73.0%)	0.78	(貯貸率)	(105.1%)	(96.6%)	(66.1%)	(70.6%)	0.67
受託資金	936	1,175	1,579	3,764	3,396	4.02	受託資金	716	1,026	1,204	2,165	3.02
長期共済保有高	20,912	34,114	45,320	49,109	51,165	2.35	長期共済保有高					
生産	1,884	1,624	1,651	1,663	1,637	0.88	生産	865	1,026	1,169	1,582	1.83
購買生活	481	951	1,153	1,185	1,112	2.46	購買生活	462	638	732	982	2.13
計	2,365	2,575	2,804	2,848	2,749	1.20	計	1,327	1,664	1,901	2,564	1.93
農産	353	864	885	720	439	2.04	農産	263	729	697	784	2.98
販売畜産	339	459	461	417	392	1.23	販売畜産	699	900	1,478	1,679	2.40
計	692	1,323	1,346	1,137	831	1.64	計	962	1,629	2,175	2,463	2.56

(ひだか東)

(全道平均)

	1980年	1985年	1990年	1992年	92/80			1980年	1985年	1990年	1992年	92/80
貯金	9,319	12,713	18,055	20,568	2.21	貯金	3,623	4,895	6,087	8,176	2.26	
借入金	3,754	4,734	2,937	2,152	0.57	借入金	1,442	1,471	963	773	0.54	
預金	4,426	6,176	8,623	6,652	1.50	預金	2,217	3,272	5,323	5,892	2.66	
貸付金	9,638	12,751	13,502	17,362	1.80	貸付金	2,766	3,139	2,767	3,237	1.17	
(貯貸率)	(103.4%)	(100.3%)	(74.8%)	(84.4%)	0.82	(貯貸率)	(76.3%)	(64.1%)	(39.6%)	(39.6%)	0.52	
受託資金	1,654	2,611	2,643	2,660	1.61	受託資金	1,593	2,256	2,305	2,398	1.51	
長期共済保有高						長期共済保有高	12,935	21,642	31,788	36,815	2.85	
生産	1,779	2,178	2,800	2,793	1.57	生産	1,487	1,484	1,540	1,683	1.13	
購買生活	972	1,240	1,674	1,783	1.83	購買生活	571	671	684	731	1.28	
計	2,751	3,418	4,474	4,576	1.66	計	2,058	2,155	2,224	2,414	1.17	
農産	130	439	311	265	2.04	農産	1,595	2,143	2,250	2,297	1.44	
販売畜産	1,254	1,563	3,187	1,891	1.51	販売畜産	899	1,176	1,326	1,378	1.53	
計	1,384	2,002	3,498	2,156	1.56	計	2,494	3,319	3,576	3,675	1.47	

資料: 表1に同じ。

注: 1) 長期共済保有高は、農協要覧には全道合計しか記載されていない。

ているといえよう。本来、貸付金の水準が高いこと自体には何等問題ないにしても、多額になるほど固定化が懸念されるのも金融の常道である。債権の固定化は、どこの金融機関にも存在することであるが、銀行等と異なり、「貸倒償却」を実際に行なうのは非常に困難であることが農協系統の特色でもある。

債権の固定化は、単に資金の流動化を阻害するばかりでなく、未収利息の累積と併せて組合員の営農意欲を減退させ、農協の収支を圧迫する悪循環となるから、具体的、長期的に貸付金水準の引下げのための取組を強化する必要がある。

さらに、貸付金の中で短期貸付金のウエイトが高いことも気になる。本来、短期貸付金は单年度返済可能なものに限るべきで、それ以外は中期・長期の自己資金、信連の転貸資金、農林公庫資金によるべきである。長期化することについて現在の貸出規程等の条件に適合しなければ、規程等の再検討と併せて、返済計画が成り立つ営農条件の確立が裏付けされなければならない。今までと同じことをくり返すだけでは組合員の営農収支も改善されないことを、農協内部で、また組合員とヒザをつき合わせて徹底論議することが必要であろう。

## 2) 購買

生産資材は、1985年に農業機械の取扱を農機具センターに移管して以来、横ばいである。肥料と石油類の減少が他の品目の増加を相殺している形となっているが、その原因までは調査していないのでわからない。

生活用品は全道・管内に比べて伸びが大きい。1984年の本所店舗改築により、生鮮食品の増加したことが主因であるが、近年横ばいであることと、事業損益レベルで赤字になっていることが気になる。店舗分析をしていないので詳細不明であるが、取扱品目別の再検討が必要であろう。

さらに、生産資材、生活用品ともに、手数料率は他の小売業に比べると低い<sup>3)</sup>。手数料率が低い分だけ売価が他の小売業より安くなっているだろうか。もしそれほどの差がないとすれば、仕入体制が効率性かに問題が残る<sup>1)</sup>。

## 3) 販売

農産は静内・管内とも全道に比べ高い伸びを示しているが、これは近年の野菜の抬頭による。とくに、1993年は米の大凶作にもかかわらず野菜は健闘している。

静内の畜産は牛乳が主力であるが、全道・管内と異なり漸減傾向にある。

軽種馬代金のうち、組勘に振り込まれて生産資材や借入金の精算に充当されているのは、1992年で11億3千万円、93年で12億3千万円である。このほかに直接貯金や借入金返済のために振り込まれるものも多く、組勘と合計して35~40億円と推定される。これは軽種馬粗生産額84億円（1990年）の45%前後である。旧浦河農協の「およそ8割が組勘に入る」

<sup>5)</sup> のに比べると還流力が弱い。現実問題として、直ちに還流額を増加させるのは困難であるが、諸々の対策と合体した強い取組が必要である。

#### 4) 営農

今回のアンケート調査でみれば、経営形態、地区により意見は様々であるが、「営農指導に対する希望」は、上位から経営指導・経営分析、技術指導、消流・市場対策、であり、「必要な情報」は、上位から軽種馬、天候・作期、自分の経営成果、農政・国際情勢、資材、が主なものである。

営農部が限られた職員数で多種多様の仕事をかかえながら、組合員の要望にすべて応えてゆくことは不可能である。全戸を定例的に巡回訪問することも無理だし、軽種馬のことがわかる職員でなければ話が通じにくいのも事実であろう。しかし、組合員の多様な要望に応え、信頼されるためには、「度々顔を出して話をする」こと以外に出発点はないと思う。その為には、「外回り専門担当課」を設置するしかない<sup>6)</sup>。

外回りの効果が数字であらわされるのは、当分先のことである。半年か1年は、組合員から「言いたいことを腹蔵なく言ってもらう」ことを第一義と考えるべきであり、その合間に情報の媒介や農協の考えを正確に伝えることが可能になる。そうすれば次第に専門知識も増加しようし、各戸の経営内容を具体的・計数的に把握できるようになる。経営指導や技術指導はそのあとからついて行くものと考えてよいし、さらにそのあとから資金還流も負債対策もついて行くものと考えたい。このことは、現状変革の最優先課題であると思う。

#### 5) 加工

農産物の付加価値を高めるということは、量のまとまる農産物のブランド化、差別化により高価格を実現することと同時に、加工により端物・規格外まで含めて農家の所得増加と地元雇用労働増に結びつけることも重視すべきことである。それは農業が1次産業から1.5次産業を目指すことである。取組み方は、自然・社会立地条件によってことなるから、「静内に適合する方法は何か」を模索するしかないが、富良野のような大規模農協の取組み方よりも、むしろ大分県の大山町農協や群馬県の沢田農協の取組み方が、より多くのヒントを与えてくれるのではないかと思う<sup>7)</sup>。その基本姿勢は「少しでも、何でもよいから全部農協へ持って来い。加工と直販で全部売ってやる」であって、都市の特定市場に的をしぼった加工と販売であり、それ相応の収益をあげながら農家の所得増と地元雇用に寄与している。

静内についても、いくつかの方法がある。

①現在の漬物加工をさらに充実する（金と人の追加が必要になろう）。原料は、山菜を含めて地元産を前提とするが、近隣農協との提携があってもよい。原料と製品の種類をふやすためには販路の開拓も必要になる。札幌のデパートやスーパーの売場を見て歩き、府

県から来る物産展を見れば、農村で見捨てられている物が高く売られていたり、少量多品目的な加工食品をいくつも発見できる。製品の売り込み先も、見て歩く間にヒントが得られよう。

②婦人部の協力を得て、多種類の料理の中から加工用の可能性を探す。当面は「売るための加工」でなく、「自家用の加工だが余ったから売る」くらいから始めるべきだろう。

③菓子・食品メーカーや、試験場、研究所、大学の知恵をかりることである。業界は生産者にわかりにくい「消費者の好み」に敏感であるし、研究者の中には思いがけないことを研究している人もいて、予想外のヒントに恵まれることも多い筈である。

いずれにせよ、加工の途を探すこととは金と時間がかかる。年単位で考えることが必要であるが、加工が所得増と雇用の増加につながるならば、その金と時間は「組合員と町のために役立つ投資」である。

### (3) 財務と損益

#### 1) 財務の構成

表5-3に財務の構成を掲げた。共通して資産・負債の大部分が金融事業であるのは当然としても、高度成長期以前と異なり、金融部門が他の部門の余剰資金の運用をまかされている形、換言すれば金融部門が他の部門から資金を借りて運用にまわしている形、となっている。従って、経営分析をすれば、金融部門が内部金利を支払う状況にある。

経済事業の資産の中心は生産資材と店舗の棚卸資産であり、負債の中心は購買未払金と支払手形などの未払金である。静内は在庫と未払金がほぼ均衡しているが、ひだか東、管内、全道は在庫の方が多い。それは資金の内部借入によって仕入代金を支払い、在庫しているということであり、内部金利計算すれば、表面上の黒字も減額ないし赤字となる要因をふくんでいる。

その他資産が共通して多いのは、貸倒・退給などの引当金である。

全道は固定資産が自己資本を上回っている。これは事務所などの収益を産まない固定資産に、金利のかかる内部資金を振り向けている場合が多く、財務上は適切でない。静内は自己資本の方が多いけれども、財務規模から比較すれば自己資本の絶対額が少ない。出資金や内部留保をふやし、経営体力を強化することの必要性を示している。

表5-3 財務の構成 (1992年)

(静内)				(館内外)				(単位:百万円)	
資産	(A)	負債・資本	(B)	(B-A)	資産	(A)	負債・資本	(B)	(B-A)
金融	18,518	金融	18,112	△ 406	金融	11,114	金融	10,716	△ 398
経済	430	経済	457	27	経済	585	経済	465	△ 120
その他	94	その他	435	341	その他	87	その他	428	341
固定資産	903	自己資本	941	38	固定資産	610	自己資本	817	177
計	19,945	計	19,945	0	計	12,426	計	12,426	0

(ひだか東)				(全道平均)					
資産	(A)	負債・資本	(B)	(B-A)	資産	(A)	負債・資本	(B)	(B-A)
金融	24,596	金融	23,799	△ 797	金融	9,477	金融	9,378	△ 99
経済	1,279	経済	1,071	△ 208	経済	658	経済	405	△ 253
その他	48	その他	755	707	その他	147	その他	541	394
固定資産	1,232	自己資本	1,530	298	固定資産	992	自己資本	950	△ 42
計	27,155	計	27,155	0	計	11,274	計	11,274	0

資料: 表1に同じ。

注: 1) 静内の金融資産、負債から受託金を除いた(ひだか東、管内、全道には含まれてないので、合併性を保つため)。

2) 繰延資産と合併特別勘定は、その他資産に含めた。

## 2) 損益

表5-4に損益の内訳を掲げた。経常損益レベルでの比較が経営内容を判断するのに最適であるが、ここでは資料の制約から、事業総利益レベルの比較に止まる。

全体的に、信用、共済、購買が黒字部門の柱であり、販売は年により(豊凶の影響が大きく)変動幅が大きい。ひだか東は整備工場が「その他」の黒字を大きくしている。

近年の全道的特徴は、①信用のウエイトが低下傾向にあり、代わって共済のウエイトが高まっている、②購買を分解すると、各農協とも生産資材の黒字は大きいが、生活店舗は半分以上の農協が赤字、となっている。

府県の農協は、黒字は信用と共済だけで、他の部門はすべて赤字というのが恒常的になっているが、北海道は農業県であるだけに府県とは異なる結果となっている。

静内も「北海道的」な構成を示しているが、当期剰余金が他に比較して少ない。事業規模や財務規模からみれば、1980年程度(91百万円)の剰余金が妥当でないかと思う。それは手数料率や貸付金利の引上げを意味するものでない。さきに主要事業の項で述べたことへの取組みを土台にして、赤字部門の赤字額をいかに縮小させるかということと、資金運用の効率化・健全性が一層要求されるということである。

表5-4 損益の内訳(1992年)

(単位:千円)

		静 内	ひだか東	管 内 平 均	全 道 平 均	
事	信 用	162,224	28.6%	394,392	28.6%	183,083
業	共 濟	101,320	17.8	174,519	12.7	83,531
総	購 買	259,127	45.6	579,665	42.1	278,807
利	販 売	35,694	6.3	18,056	1.3	28,576
益	その他の営農	15,322	2.7	232,739	16.9	46,620
	△ 5,591	△ 1.0	△ 22,239	△ 1.6	△ 9,824	△ 1.6
	計	568,096	100.0	1,377,132	100.0	610,293
	事業管理費	597,720		1,254,139		568,130
	事業外損益	△ 23,928		△ 45,443		40,482
	特別損益	78,817		4,067		△ 33,275
	当期剰余金	25,265		81,617		49,370

資料:表1に同じ。

## 3) 自己資本

表5-5によると、静内は全道・管内に比して、法定準備金、任意積立金の「内部留保」の比率が高い。しかし表5-4で見たように、剰余金の絶対額が少ないこともあって、自己資本の伸びは他に比べて低い。

組合員規模、財務規模から見て、組合員が要望する生産・生活に直結する設備投資=固定資産をカバーできる出資金の増加を目指したい(内部留保については次に述べる)。

表5-5 自己資本の構成

(単位:百万円)

(静 内)			(管内平均)					
	1980年(A)	1992年(B)	B/A		1980年(A)	1992年(B)	B/A	
出資金	410	499	1.22	出資金	191	440	2.30	
法定準備金	157	251	1.60	法定準備金	74	238	3.22	
任意積立金	70	166	2.37	任意積立金	23	99	4.30	
剰余金	96	26	0.27	剰余金	40	40	1.00	
計	733	942	1.29	計	328	817	2.49	
内部留保率	31.0%	44.3%		内部留保率	29.6%	41.2%		

(ひだか東)

(全道平均)

	1980年(A)	1992年(B)	B/A		1980年(A)	1992年(B)	B/A
出資金	508	742	1.46	出資金	274	512	1.87
法定準備金	271	538	1.99	法定準備金	92	249	2.71
任意積立金	84	164	1.95	任意積立金	33	141	4.27
剰余金	167	86	0.51	剰余金	49	48	0.98
計	1,030	1,530	1.49	計	448	950	2.12
内部留保率	34.5%	45.9%		内部留保率	27.9%	41.1%	

資料:表1に同じ。

注:1) 剰余金=繰越剰余金+積立金目的取崩+当期剰余金。

2) 内部留保率=(法定準備金+任意積立金)÷計。

#### 4) 剰余金処分と内部留保

表5-6によると、剰余金処分の対象となる額は、この10年ほどで全道と管内は増加したが、静内もひだか東も減少している。特に静内の減少幅は大きく、1985年以降の利益剰余金は2~3千万円前後で推移している。

処分額のうち、法定準備金と任意積立金は「内部留保」と呼ばれるものであり、出資配当と特別配当はいわゆる「社外流出」である。静内の内部留保率は全道と同じであるが、剰余金の額が小さいため、内部留保される絶対額は他に比べて少ない。

当期剰余金は「法人税を支払ったとの利益額」であるから、剰余金を大きくしょうとすれば必然的に法人税額も大きくなる。そこで、静内では法人税額算定の前に、相当額を役場に寄付し、その蓄積を地域農業振興に活用しようとする賢明な方法をとっているが、しかし他方で農協自身の経営体力の強化も考えなければならない。

「経営体力」には、事業分野、事業量、職員の能力、財務体质などいろいろの側面があるが、少なくとも財務面で言えることは、内部留保の資金は、一度法人税を支払ってしまえばあとは税金も利息もかかるないものである。したがって、単年度でなく5年・10年の視点に立って内部留保をふやし、その内部運用益によって管理部門人件費をかなりカバーできるくらいになれば、他の事業部門が負担すべき管理部門経費が減るから、その分を組

表5-6 剰余金の処分

(静内)				(管内平均)				(単位:千円)			
	金額		構成比			金額		構成比			
	1980年	1992年	1980年	1992年		1980年	1992年	1980年	1992年		
法定準備金	18,220	5,055	19.0%	19.3%	法定準備金	9,318	13,209	23.4%	23.4%		
任意積立金	8,142	5,553	8.5	21.2	任意積立金	4,394	12,296	11.0	21.7		
出資配当	28,680	9,820	30.0	37.6	出資配当	8,428	8,314	21.1	14.7		
特別配当	36,142	4,432	37.7	17.0	特別配当	15,414	19,628	38.6	34.7		
次期繰越	4,555	1,270	4.8	4.9	次期繰越	2,332	3,129	5.9	5.5		
計	95,739	26,130	100.0	100.0	計	39,886	56,576	100.0	100.0		
(ひだか東)					(全道平均)						
	金額		構成比			金額		構成比			
	1980年	1992年	1980年	1992年		1980年	1992年	1980年	1992年		
法定準備金	50,000	17,000	30.0%	19.8%	法定準備金	11,328	11,608	23.2%	23.1%		
任意積立金	28,250	29,700	17.0	34.5	任意積立金	5,050	8,579	10.3	17.1		
出資配当	29,395	21,795	17.6	25.4	出資配当	7,877	6,995	16.1	13.9		
特別配当	49,636	13,069	29.8	15.2	特別配当	21,071	19,079	43.2	37.9		
次期繰越	9,392	4,424	5.6	5.1	次期繰越	3,509	4,046	7.2	8.0		
計	166,673	85,988	100.0	100.0	計	48,835	50,307	100.0	100.0		

資料:表1と同じ。

注:管内と全道は、欠損金のない農協の平均である。

合員に対する貸付金金利や購・販手数料率の引下げという形で還元できることになる。さらに、貯金、共済、店舗などを利用する准組合員や員外の人にも、迂回還元方法を考える財源とすることもできる。

どの程度内部留保し、どの程度を配当に充てるかは、夫々の農協の政策判断によるが、全国的には内部留保をふやす農協が主流を占める。農水省の総合農協統計表によれば、剰余金処分に占める内部留保の比率は、1980年43%から1991年は57%に上昇している。全道は表5-6の如く、33.5%から40.2%に上昇している。他の一般企業の決算公告を見ても、内部留保を厚くして不況や取引先の倒産などの不測の事態に備えた体力強化を継続していることは、十分参酌に値すると思う。

#### (4) その他の課題

##### 1) 小規模農家と高齢農家対策

町勢要覧によれば、1992年で2.9ha以下の農家は114戸ある。さらに今回のアンケート調査によれば、今後5年以内に縮小予定11戸、リタイヤ予定44戸あるが、この最大の理由は「高齢」であり、次で「後継者なし」「採算合わない」「先行き暗い」などである。

今農協で進めている「ハウス1棟運動」は、その視点からも強く進めてほしいが、高齢化を考えれば「重労働から解放される」「しかし長年親しんできた土から離れない」ことも重視しなければならないだろう。

一村一品運動の先駆者となった大分県の大山町農協が「梅栗植えてハワイに行こう」の運動を始めた時に、大山町で農業改良普及員をしていた人が、定年後隣の小さな農協に8年間勤め、その間に平均年齢62才というじいさん、ばあさん、かあさん達の農業を改革し、野菜販売高2千万円を4億3千万円に引き上げた。その方法は①軽労働である、②栽培がたやすい、③面積あたりの収益が大きい、④先進地と競合しない、の4つを柱として、ホテルや料亭で使う業務用野菜の多品目少量生産を狙い、70種類の野菜の中から「適人適作」で「1戸1品運動」として呼びかけた結果であるという<sup>8)</sup>。

高齢化が進行する中では、この4つの柱はこれから益々重要になると思う。苦小牧、札幌という大消費地に近く、千歳空港にも近い立地条件と、静内の自然条件の中で、この4つの柱を実現する作物は何であるかを、既存の作物に限定せず、薬草、花木、果樹まで含めて模索することは、今すぐ始めて決して早くないと思う。

##### 2) 市街地対策

さきに「組合員の変化」の項で述べた准組合員の協力を含め、非農家にも利便を提供して満足を与えることは、農協の事業拡充と表裏の関係にある。また、涉外担当者は、街の人に対する農協の顔であり直接窓口であるから、農協の全事業についての概略知識がなけ

れば、農協の総合事業のメリットを生かすことができない<sup>9)</sup>。その為には、たえずOJT、OffJTの機会を提供し、知識と話題の領域を広げさせる必要がある。

名古屋市内の或る農協は、外務員に剪定鋏と農薬セットの携帯を義務づけていると聞く。庭木のちょっとした手入れや病害虫の応急措置をして帰り、貯金や共済は次の訪問の時の話題であるという。方法はいろいろあろうが、相手が「よかった」と思ってくれれば、事業の成果は「あとからついてくる」ものと考えたいし、定積、カードなどの単品から店舗、園芸資材、灯油、ガソリンに広がり、その延長上に税金や相続の相談があろうし、耳よりな情報を聞かせてくれるものと考えたい。

また、農協の事業とは直接関係ないが、農協が街の人から信頼される間接的なものとして「職員の地域の中での活動」がある。1993年10月の農協内部調査によれば、職員88名（うち男54名）のうち、地域活動に責任ある立場で参画している人は16名いる（町内会の役員9名、役場関係の委員等4名、スポーツ指導員など7名だが、1人で複数の活動をしている人もいるので16名である）。他の農協の調査事例は知らないが、職員の2割（男だけなら3割）が地域活動に積極的に参加していることは、おそらく全道的に見ても高率と思う。職員が信頼されれば、農協が信頼されることに直結する。今後この人数がふえて、より町民から信頼されることを期待したい。

### 3) 生活文化活動

農協法第1条は「組合員の経済と心が豊かになる」ことを期待するものである。「経済=営農面」については、過去も現在も、どこの農協でも積極的に取り組んでいるが、「心=生活文化面」については、全国的にも全道的にもまだまだ不十分である。

出発点は、農繁期であっても休む時間、趣味に使える時間を意識的につくり出すことであろう。日本人は、古来、農作業の節目節目に集会やお祭り、行事などの休日を作つて疲れをいやし、次の労働へのバネとしてきた。時代が変わり、休み方が変わっても、折々の休日は必要である（それは同時に、農協の完全週休2日制への環境づくりである）。休み方、遊び方についても農協の支援が必要であろう。例えば碁、将棋、絵、書、俳句、料理、大正琴、ダンス、ワープロ、パソコン、釣り、盆栽、その他個人ごとの趣味を生かす場を定期的に提供することである。公民館などで既に実施しているものと競合しないことと、子供も含めたものを考えたい。

それは同時に、街の人々を農協へ集める手段でもある。街の人達に、なるべく沢山、度々農協へ来てもらう機会をつくる。その接触の中から店舗、カード、建更、スタンドなどの利用がふえてこよう。長期的にみれば、生活文化活動は農協のイメージを高め、結果として事業伸長に役立つ有力な方法である。

さらに、健康問題への取組みがある。組合員が次第に高齢化し、引退した在町OBがふえるということは、健康、医療、介護の問題に直結する。厚生連が数年前から取組み始め

たし、町の医療行政が他町村より優れているとはいえ、十分ということにはならない。現在のドック助成を進展させ、全員の健康データ作りから、在宅医療システムまで展望して、役場とタイアップすべき時に来ている。

#### 4) 情報提供の拠点

組合員からの希望は多方面に亘るが、その中のいくつかはコンピュータを活用しなければ対応しきれないものもある。パソコンを扱う農家が次第にふえている、という時代の流れの中では、気象、生産技術、流通、経営管理、生活などについての幅広い情報を、キメ細かく総合的に提供する情報センターが求められていると理解すべきであろう。

すでに、府県でも道内でもいくつもの先進事例があり<sup>10)</sup>、それぞれ組合員の営農対策や所得増加に結びついた成果をあげているという。役場、普及所、共済組合、その他多くの関係機関と協調した情報センターは、農協が担当するのが一番望ましいといえよう。近隣の農協、町村との提携も考慮すべきである。

#### 5) より良い職場づくり

農業経営が広範な分野に亘る専門的知識の集積により営まれ、その農業を支えるための農協が総合事業を営むということは、職員に対して、総合事業全部についての知識と技能を要求することを意味し、何年おきかに職員の配置転換がなされる理由もそこにある。農協の行なうどの事業も、多数の他業種会社との競合の中で行なわれるから、職員は他の企業に負けないだけの仕事のプロとなることが要求されるわけである。配置転換の度に、次々と異なる業態のプロとなることは、人間に不可能を要求することであるが、少なくとも「プロに近づく」努力は続けなければならない。土台になるのは職員個々の自己啓発であるが、有形・無形の農協の支援がなければ、自己啓発は長続きしない。

次の3点を考えたい。

##### ① O T J と O f f J T

日常の仕事の中で部下を育成する、という管理者や上司に課せられた責任の1つがOJT (On the Job Training) であって、職員教育の中心となるものである。しかし、これだけではどうしも限界があるので、外部研修 (Off the Job Training) が必要になる。それには通信教育、研修会受講、試験場実習、市場や先進地視察など、いろいろの方法はあるが、いざにせよ費用を伴う。静内町農協は、農協学校の研修会参加は、職員数に比べると全道でも高い水準にあった。試験場や視察については不明だが、少なくとも、よそへ出て見聞する刺激は、直ちに仕事に反映される部分もあることだから、「組合員のため、農協のため、自分のため」という考え方で外との接触を高く保ち続けたいし、農協の支援も続けたい。

### ②資格取得

各種の国家試験をはじめ、世の中には多種多様の資格がある。資格を取得しても、直ちに仕事に効果がある場合と、そうでない場合があるが、取得に要した努力と、蓄積された知識は有形・無形に役立つから、たとえ今の担当している仕事と無関係であったり、農協の業務に無関係であっても、資格取得は奨励すべきである。組合員や取引先との話の場で活用できる可能性は十分あるし、相手の話が正しく理解できれば、新しいキッカケが生ずることになるからである。

静内の1993年10月の農協内部調査によれば、中央会の1種29名、2種12名、普通自動車87名、大型自動車等36名、危険物43名、毒劇物31名等々、農協の業務に直接関係ない資格まで含めると、延べ369の資格を取得している。職員1人平均4.2である。他の農協の調査事例を知らないので明言できないが、静内は良くがんばっているといえよう。欲をいえば、中央会の3種や監査士があってよいことと、全体的に「現場に生かせる資格」が多いとみられるから、もっと幅を広げて「頭を使う」資格にも挑戦してほしい。

### ③努力が認められる職場づくり

どこの農協であれ企業であれ、職員の心を満足させることに万全な職場はない。企業体の規模により管理者数の制限があり、努力した成果に対する昇格、昇給にも限界があるから、むしろ「心理的な環境づくり」を重視したい。

責任に見合う権限を与えること、権限をできるだけ下におろすことのほかに、部下の意見をしっかり聞くこと、それを採りあげない場合は理由を説明して納得させること、部下の努力をみとめる言葉等が「努力を認めてもらった」意識となり、次の活力の源泉と、明るい職場づくりに直結する。この点についての静内の事情はわからないが、全道的にはこの「心理的な環境づくり」の遅れている農協が多くみられるので、あえてとりあげた。全道の先進モデルとなるような環境づくりを期待したい。

## 6) 人件費圧の回避

新しいことへの取組みや、キメ細かな取組み、或いは専門的知識・技能の高度化を目指す場合は、人員増を避けられない場合が多い。全道的に見ても、事業総利益に対する事業管理費の比率は95%前後であり、事業管理費の中に占める人件費の比率は80%前後である。静内も同じような水準である。

これ以上の人件費圧を避けるために、多くの農協が「臨時・パート」化に取組み、それなりの成果をあげている。しかし、基本的には、事業種類と取扱量の増加による利益の増と、近隣農協との提携による専門化、省力化、効率化の視点に立って、人件費圧回避の方策を見出してゆくべきものと思う。「縮小ないし現状維持」では、アンケートにあらわれているような組合員の多くの希望に応えることはできない。

## 7) 合併と業務提携

外部環境、内部環境の変動を考えれば、今のような1町村1農協の永続がむづかしいことは周知の通りである。農協は一方で事業区域の法規制があり、他方では協同組合として「人のつながり」を重視しなければならない立場にあるため、一般会社の如く、事業拡張を図るための支店網の拡大とか、不採算事業や不採算支所の撤退は容易になし難い。

そうした条件の下で、組合員の期待に応えながら、企業として規模の経済性による効率化を追求するため、次の3つの方法がとらえられている。

- ①特定事業についての農協間の業務提携。
- ②近隣農協で特定事業のための連合会をつくる。
- ③複数農協の合併。

全道でもそれぞれについて多くの事例があり、コスト圧や事業量の伸び悩み、職員の能力向上のために様々な取組みがなされている。

管内においても、広域合併構想が検討されていると聞くが、何年か先の広域合併を検討することと併行して、今やれるものから取り組むという前段の準備に、しっかりとした対応をすることが必要である。普及所や共済組合の合併が、組合員に是非様々な反応を与えるのはどこの地区も同じであろうが、少なくとも農協の場合は「前より良くなった」と組合員に言ってもらえる条件を、どうつくっていくかの問題である。

さし当たり、次の3点に留意したい。

①販売面で、それぞれの農協が長年かけて築き上げた銘柄と取引先がある。それは大事にしながらも、新しい作物や少量作物については、共通銘柄で有利販売をすべく、近隣農協と提携すべきであろう。道内でさえ、都市の住民（消費者）は、町村名をいわれても、それがどこに所存するのか明確に承知していない場合が多い。まして全国を視野に入れた場合は、府県の消費者になじめる共通（統一）銘柄でなければ覚えてもらえない（それは通常特定町村名ではない）。

②過去の道内における合併事例からの反省点として、不良債権は明確にして、その対処方策を相互に確認しておくことが重要である。事前に十分準備さえしてあれば、何年もたってから突然表面化して組合員の結束が乱れる、ということは避けられる。

③府県の大型広域合併の結果を見ると、プラス面としては管理、労務、業務、財務など計数としてとらえられる面の効果は上がっている。しかし、マイナス面としては、組合員のつながりが弱まる、組合員の不便さが増える、組合員の希望が反映しにくい、職員が官僚化する、など主として心理的側面での後退がみられるという。協同組合の根底をゆるがす問題である。合併にふみきる前提として、このようなマイナス面をどのようにして除去するかについて、具体的に対策を考え、準備して行くのは、経営者にとっての大変な責務である。

課題と対応について、常識のことと共に、一見無謀と思われるようなことも述べてきた。しかし、環境が流動している中では、農協の活動は一步先を見た取り組みが要求される。改善や新しいことへの取り組みを常に心がけなければ、停滞と衰退しかないことは、企業の興亡を見ても明らかである。

農協の40周年記念誌を見ると、婦人部や青年部の発言の中には今でも取り上げるべき内容が沢山ある。それに今回のアンケートにあらわれた諸々の意見を加え、農協の経営実態と総合して、取り組むべき課題を検討し、具体化の対策には優先順位をつけて取組み、組合員の幸せと地域の活性化のために、より努力を続けられることを期待する。

#### [注]

- 1) 道農政部調査によれば、離農後の同一市町村内居住者は1970年44.8%であったが、1991年は89.1%になった（『北方農業』1993年4月号）。道内についても同じ傾向と聞く。
- 2) 内部組織を「双葉会」「三つ葉会」「四つ葉会」と年代により分けている婦人部もある。ネーミングにも配慮したい。
- 3) 中小企業庁監修『中小企業の経営指標』同文社刊、により農協の取扱品目と類似する各種小売業の粗利益率と比較した。
- 4) 『農協40年』（日本農業年報第36集）御茶の水書房刊、89頁以下で、鈴木佐市郎氏も論じている。
- 5) 坂下明彦「広域合併農協の事業と組織体制の課題」（地域農業研究叢書No.10）85頁。
- 6) 全国でいくつかの事例があるようだが、筆者の見たのは宮崎県国富町農協の「ふれあい課」の取組事例であり、貴重な先進事例と思う。
- 7) 大山町農協については、矢幡治美『農協は地域でなにができるか』家の光協会刊、沢田農協については、『農村文化運動』（1994年7月号）農文協刊、が詳しい。
- 8) 1992年10月4日、日本経済新聞。
- 9) 道内の主に都市的農協では、若年新卒者を専門担当者としている例が多い。職員教育の面では速効性あろうが、それは「農協の都合」でしかない。「相手のことも考える」のが協同組合の根底思想の1つであるから、訪問してもいろいろな相談にのれないような年代は出すべきでない。来られる側に不満を抱かせる原因となる。
- 10) 府県の例では、一ノ瀬正輝『日本一農家のハイテク技術』講談社刊、田上隆一『村のネットワークが農業を変える』日本経済新聞社刊、などが参考になるし、道内では栗山町農協の取組みが参考になる。

## 6. 静内町農業の今後の課題

### (1) 静内町農業の特徴

静内町は、日高支庁管内の中间に位置するのみならず、人口も管内の25%強を占める中心的地方都市である。したがって、就業構造も第三次産業、とりわけ商業・サービス業の比率は高く、小売販売額も管内平均を大きく上回っている。また、人口構成は比較的若年層が多く、老齢層は少ない。静内町農業の今後の課題を考えるとき、町のこういった特徴を十分に生かすことが必要である。

とはいっても、静内町の産業の基幹は第一次産業、とりわけ農業であることはいうまでもない。『生産農業所得統計』(1992年)による静内町の農業粗生産額は86億5,800万円(91年93億8,200万円)であるが、そのうち、軽種馬が81%(69億6,200万円)と圧倒的な割合を占め、以下、乳用牛6%(5億400万円)、野菜6%(4億9,000万円)、米6%(4億8,500万円)、その他1%となっている(『生産農業所得統計』には軽種馬の項目は入っておらず軽種馬は「その他畜産」である。また軽種馬の粗生産額は市場取引額からの推計であり、しかも預託料、生産者賞等が入っていない。これらを含めれば静内町の軽種馬関連生産額は100億円になると思われる)。

軽種馬の特化傾向は続くものの、近年は野菜が伸びている。米は、70年の減反開始から減少してきた。土地利用も地目としての水田が減少しているのみならず、水田転作の99%までもが飼料作物であり、軽種馬生産のための牧草地の増加が目立つ。こういった軽種馬特化の土地利用構造は静内町農業の今後にいくつかの問題を提起している。

静内町の農業経営は軽種馬経営が中心とはいって、稻作、野菜、酪農、肉牛経営も重要な位置を占める。したがって、静内町における農業経営は多様である。軽種馬経営内においても他部門との複合、兼業、さらには生産、育成の部門がそれぞれの比重で存在する。軽種馬の経営類型は、企業経営、家族大経営、家族専業経営、家族複合経営・高齢農家経営に分けられるが、地区別に見ると、例えば豊畠では8~15頭層という家族専業上層、家族大経営が分厚く存在しているのに対し、東静内、春立は比較的小規模で稻作、野菜との複合経営が多く存在する。

軽種馬以外の経営形態も実に多様である。稻作は、一部に大規模専業農家が存在するものの(稲単作経営は36%)、その多くはさまざまな作目との複合経営、兼業農家、小規模高齢農家である。野菜は、零細な複合的・家庭菜園的農家、高齢農家も多いが、春立を中心にメロン、いちごを基幹作目とした農家群が存在する。酪農家は、豊畠を中心に分布するもののそれぞれの地区に散在する。肉牛は、自由化以降基幹作目として位置づけている農家はおらず、数少なくなった農家は副業的である。

軽種馬、稻作、野菜、酪農・畜産のそれぞれの部門での多様な組合せが存在し、しかも

町内の地区によって存在形態も異なる。本沢地区は、軽種馬が主体で米、野菜がプラスされるが、兼業農家も多い。豊畠地区は、軽種馬が基幹で、米と酪農がプラスされている。東静内地区は、軽種馬主体に米がプラスされる。さらに春立地区は米や野菜が主体で、それに軽種馬と兼業がプラスされている。

静内町農業の振興計画には部門ごとの生産振興と販売戦略を打ち立て、部門間の調整と協力関係を打ち立てること、さらに、同じ経営形態でも町ごとに、本沢、豊畠、東静内、春立の各地区、沢ごとに異なる振興策が考慮されるべきである。

## （2）総合的産地の形成 ー軽種馬モノカルチャーからの脱却ー

本報告書の第2章では、このような多様な経営の存在、地域総体としての土地利用の特徴を明らかにし、第3章では、軽種馬以外の部門、稻作、野菜、酪農・畜産の現状と課題を、第4章では基幹である軽種馬生産の現状と課題をみてきた。

静内町農業の課題は、主要な地位を占める軽種馬生産のいっそうの充実をはかるとともに、なによりも地域農業に即した総合的なものに拡大する、すなわち総合産地の形成をはかることがある。総合産地の形成をはかるという意味は、生産部門からいえば従来軽種馬に特化していた農業振興を軽種馬以外の作目・畜産の位置を明確にし、軽種馬との有機的結合をはかることである。

静内町の米はかつては質・量とも優良米地帯として名を馳せていた。しかし、一方で軽種馬に特化し、他方で減反、価格の低迷が続いたため作付面積は縮小し、現在は400ha余りを残すのみとなった。地域農業の発展、農業経営の維持、水利構造の維持のためにもこれ以上の作付面積の縮小に歯止めをかけるべきである。また、日高支庁の提唱する3Aライス（安全で、味よく、愛される日高米）、あるいは特別栽培米をつくるため、関係機関の協力を得る必要がある。馬地帯の米は堆肥がたっぷり入り、農薬も少ないので本来は優位性、差別性があるはずである。水稻作付け面積を維持するため、また効率的な経営を図るために、なんらかの型の受委託組織を作り、再編する必要がある。第2章でみたように稻作受委託の希望はかなりある。しかし、そのネックとなっているのは、一つは委託農家が軽種馬農家に牧草地として貸した方が採算が良いということであり、二つは受託者の採算が合わないことである。前者は、町全体の土地利用計画をたて、委託者を説得することにより、後者は町・農協の受託者へのなんらかの補助をすることによって解決すべきであろう。

静内町の恵まれた気象・立地条件や軽種馬の堆肥に囲まれていることからみても、これから農業振興には野菜の拡充がポイントになる。現在（92年）でも、静内町で4億9,000万円の販売高を誇る。1980年に1億7,700万円であったことを考えると、その伸びは注目に値する（『生産農業所得統計』）。静内町野菜の販売品目は、メロン、いちご、ほうれ

ん草、トマト、きゅうり、ピーマン、かぼちゃである。生産農家はメロン、いちごを基幹作目とした農家群もあるがその多くは稲作との複合経営である。また、地区別には新興の春立と、市街地近郊野菜としての本沢が歴史的にも異なる展開を示してきた。作目も、春立はメロンといちごの施設野菜、本沢はだいこん、スイートコーン等の露地野菜と施設野菜ではトマト、きゅうりがある。専業農家の規模拡大はある意味では限界に達しており、新規参入の可能性、現実性をさぐることにより中心農家群を育成・発展させること、それとともに零細な複合的・家庭菜園的農家、高齢野菜農家も大事に育てる必要がある。その意味において、現在農協が進めている「ハウス1棟運動」は大切にしたいものである。

農協の蔬菜関連部会は9つあるが、活発なのはいちごとメロン部会である。これらは生産部会を組織し、選果と市場対応を独自に行ってきた。今後は、集落を越えた生産集団が課題となるが、いちご、メロンなどの施設野菜を基幹品目として位置づけつつ、できる限り品目の多様性も確保することが望ましい。そうした中で必然的に課題となるのが、町域をこえた組織化である。日高管内野菜広域出荷推進協議会によれば、静内町は現状でトマト、きゅうり、ピーマン、メロン、いちごの5品目が広域的生産出荷の対象となるという。

静内町には現在、25戸の成牛飼養農家、1,094頭の乳牛（1993年）、5,659 tの乳量（1992年）実績がある。静内町酪農の経営は、酪農+稲作、あるいは酪農+軽種馬といった複合経営は次第に減少し、酪農専業の方向がうかがわれ、根釧、天北地域と同様に成牛50頭以上層が主流になりつつある。静内町酪農の課題は、まず、町全体として現在の飼養農家数、飼養頭数を減少させないことである。酪農家の経営主は、比較的若い層が分厚く存在しているので担い手は明るい見通しにあるといってよい。しかし、花嫁問題は深刻であり、町としての独自の対策が必要となっている。酪農の経営・技術上の課題は、いかにして乳飼比を低めるかにある。根釧、天北地域より有利な条件にある気象条件を生かした飼料畑、デントコーン、ルーサンなどの栄養価の高い飼料畑への転換を図る必要がある。酪農においても土地問題は深刻であり、町全体の土地利用の調整と効率化をはかる、または公共牧野の有効活用によって土地問題の解決が図られるべきである。また、静内町の酪農家の育成牛保有率は高すぎると思われる所以、30%の保有率に抑える努力が求められよう。さらに、農協の営農指導体制は隣の新冠町との連携を含め、広域的な体制の確立が望まれよう。

牛肉の自由化以降、現存する数少ない肉牛農家も、このままでは肉牛部門の縮小・廃止に追い込まれる状態にある。このような状態の打開のためには、根本的・総合的な対策が必要であるが、現時点では静内町単独で取り組むことは容易ではない。隣接の新冠町、三石町の先進農家、農協と連携しつつ肉牛飼養を維持する対策を追及する必要がある。

静内町農業の課題は、総合産地の形成をはかることであると述べた。この点で、軽種馬と軽種馬以外の部門との共存、協調をどのようにはかっていくかが大きな課題となる。この課題に取り組むにあたっては、以下の4点が重要である。

①軽種馬以外の作目・畜産と軽種馬との有機的結合という点では、なんといっても馬の堆肥利用がポイントになる。昔から「牛の寒肥、馬の温肥」といって、馬の堆肥が最高級の有機肥料であることが知られている。敷料として稲わらとの交換を含め、馬や牛の堆肥を野菜や米生産に有効利用できるような町レベルの組織的なシステムを考える必要がある。

②労働力の調整。静内町農業の労働力問題といえば、全ての部門における後継者・花嫁問題とともに、特殊的には軽種馬の常雇・乗り役不足、さらに野菜の収穫時の臨時雇用不足がある。とくに、これから静内町が野菜産地として発展するためには、農作業の外部化（例えば、収穫・選果）をはかるとともに、季節的労働力を確保することが不可欠である。この点では静内町は市街地の女性労働力の存在という有利な条件がある。とはいっても個別的に確保することは難しいので関係機関の組織的な対応が求められるし、臨時雇用の送迎を援助するなどの手立ても必要となろう。さらに、季節労働の確保という点で決定打にはならないとはいっても、中・高校生を学校教育の一環として農業体験をすることも検討してほしい。

③静内町は管内の中心的地方都市であり、一大消費地（小売機能）でもある。その意味では、産地市場の拠点の可能性をもつ。また、静内町は桜並木をはじめ観光地が多く「道路を走っているだけで観光になる」名勝の地である。さらに、軽種馬の産地として、北海道市場や軽種馬関連施設、ふるさと案内場があり、牧場見学・ファームステイも盛んである。これらの優位性を農産物の市場・流通に生かすべきであろう。すでに春立にフルーツ村構想があるが、仁木、余市とは違った観光農業として、町全体の農業振興政策の柱として期待したい。

④軽種馬と軽種馬以外の部門との共存、協調をはかっていくうえで最大の問題となるのは、土地問題である。農地市場は、地区別には豊畠、本沢は売手市場、春立は買手市場、東静内はどちらかといえば買手市場の状況にある。北海道の他の農業地域では農地価格の急落が続いている中で、静内町は地区によっては今も上昇傾向にある。これは、いうまでもなく軽種馬飼養によるものであり平坦部では軽種馬の放牧地として利用されるためである。立地条件の良い水田は、軽種馬のための牧草地とりわけ放牧地に転換され、水稻は追いやられてきた。軽種馬生産の展開は、地代負担力の相違をもたらし全体として軽種馬以外の部門である稲作、酪農・畜産の農地利用を阻害してきたのである。静内町の土地問題の解決は非常に困難であるが、全町的な視野で解決に向けて努力する必要があろう。その際、「農地不足」と「農地過剰」を同一町内にかかえていることを、むしろ利点として行政、農協が一体となった対策が講じられるべきである。そのためには、軽種馬生産と軽種馬以外の部門である稲作、酪農・畜産の大まかな土地利用区分をし、土地利用の効率化をはかるための交換分合を伴う土地改良を計画的に行う必要がある。但し、受益者負担の条件が現行制度のとおりであれば、農家とりわけ軽種馬以外の農家の大半は今後ともその負担に耐えきれないことも事実である。基盤整備事業に関する受益者負担に関しては、今後

抜本的な制度改革の必要性がある。さらに、制度改革を待ち続けるだけではなく、受益者負担が軽くなるように配慮した、町や農協が独自に支援する基盤整備事業を仕組むことを考えるべきであろう。さらに、畜産部門の発展には公共牧野の充実とその積極的利用が欠かせず、それが土地不足の解決の補完的役割を果たすことにもなる。

### (3) 広域的生産販売体制

本報告書の第3章では、稲作、野菜、酪農・畜産の各部門の、第4章では軽種馬の生産・販売対策の提言をし、第5章では農協経営の立場から農産物販売の位置づけをみてきた。そのなかで、販路としてはそれぞれの部門で地場市場、札幌を中心とした道内市場、全国市場を射程においた対策が提言された。それぞれの部門・作目における個別的具体な販売対策は急務である。また、総合産地の育成のためには軽種馬以外の作目の、近隣町村、農協・生産組合との提携や広域的生産販売体制の確立が模索されるべきである。とりわけ、日高中部（「日高中部酪農畜産センター」新冠・三石）での酪農・肉牛の技術、ヘルパー、種牛などでの提携、野菜の広域生産販売体制の確立はぜひとも必要（日高中部、日高全域）である。

最後に、総合産地の形成と直接的にかかわる地場市場の考え方について触れておこう。総合産地の育成は、まずもって地域の生産者、地域住民が積極的にかかわり、その利点を実感しなくては意味がない。住民が自分の町に誇りをもち、アイデンティティをもつことが、これから地域振興の最重要課題である。地元産の農畜産物を地元で活用すること、例えば野菜や有機米の栽培と地場流通・消費のためのシステムをさらに模索する必要があるだろう。この点では、現在行われている地場農産物の漬物加工の充実とともに、新たな農畜産物加工も検討する必要がある。さらに、地元産の農畜産物やその加工品を学校教育に取り入れ、郷土愛を育て、農業への愛着と理解を深めることも大切である。そして、観光客も含めた販路の拡大を取り組むことにより、生産者の販売問題への意識向上につなげ、さらに生産意欲を高めるといった循環が生まれる。

静内町には、二十軒道路桜並木、静内川、高見湖、アサリ浜海岸、シャクシャイン像、ペテガリ岳はじめ日高山系の山々等々名所・観光地が多い。そこには、多くの観光客、ドライバーが訪れる。また、軽種馬関連の施設も集中し、北海道市場、ふるさと案内場、有名馬の種馬場があり、多くの競馬関係者、ファンが訪れている。ファームステイも盛んである。これら多くの観光地・観光客に静内町産の農畜産物や海産物を意識的に活用し、総合産地づくりを地元のエネルギーとして発揮させることが必要である。春立のフルーツ村構想もこの一環として成功させたいものである。

静内町の名は全国的なブランドである。是非この利点を総合産地の育成に役立てたいものである。

#### (4) 農協の課題 －総合産地の形成と農協の役割－

以上の農業振興をはかる上で、農協が果たすべき役割が当然問われてくる。

静内町農協は日高管内の他の農協と同様な問題と課題をかかえるが、ある意味では独自の問題もある。静内町は日高地方の中心的都市であるが故に、町内に農協の各種活動と「競合する」多くの金融機関、大型店舗や商店、農業関連企業が存在する。しかし、市街地との結び付きを強め、准組合員をはじめ市街地の協力者を得、他団体・企業と「共棲」するならば、独自の展望を開くことも出来るのである。

今後の農協の役割は、従来型の農業指導センターにとどまらず、生活文化センター、総合情報センターとしての役割が求められる。また、農協活性化のためには各種部会、地域ごと、青年、女性、老人等各世代、階層ごとの極め細やかな活動が望まれるし、さらに農協職員の地域活動や、働きがいのある、努力の認められる職場づくりが課題となる。これらのことは、第5章に詳しく述べられているので熟読して欲しい。そこで、ここでは総合産地の育成と農協の営農活動についていくつかの問題を提起するにとどめる。

総合産地の形成には町、農業委員会、普及所、軽種馬農協、農業共済組合、土地改良区等との協力関係なしには行えず、さらに全道、全国レベルの協力関係も必要となろう。そのためには、静内町レベルの連絡機関、政策集団を作る必要があろう。しかしあれども、農協内部でまず総合産地の形成と広域的生産販売体制に向けての中長期的展望を打ち出すべきである。静内町農協は、従来も地域の多様な発展をめざし、品目ごとの振興課題と販売戦略を打ち立ててきた。しかしながら、軽種馬、稻作、酪農・畜産、野菜の各生産者間で、あるいは地区間で必ずしもスムーズな連携がとれていたわけではなかった。とりわけ、軽種馬とその他の部門との連携にはいくつかの問題もあったと思われる。組合員と農協との信頼関係において、若干の溝も存在した。

従って、今後は総合産地の形成に向けての展望をうちたてるとともに、農協の信頼を勝ち取り、組合員に「いかにして農協に顔を向けてもらうか」の課題は欠かせない。その意味では、農協利用率を高める目標とその対策が打ち立てられるべきである。そのことは、総合産地の形成の基盤強化のためにも、農協財務の改善という点からみても重要である。とくに、静内町農協は軽種馬が基幹作物であるにもかかわらず、軽種馬代金の静内町農協への還流力は弱い。軽種馬代金の農協への還流は、84億円の粗生産額のうち35～40億円であり、還流率は約45%と推定される。旧浦河町農協の還流率は80%といわれる。旧浦河町農協とは、農協や軽種馬生産の歴史、立地条件の違いがあり、一概に比較はできないとしても、両農協の違いとその要因分析を行い、静内町の目標を定めたいものである。農協利用率の向上という問題は、農協と組合員との関係、組合員と他団体・企業との関係、農協と他団体・企業との関係という総合的なものの結果であるし、その対策も長期的・総合的なものが要求されるし、一朝一夕に結果のあらわれるものではない。しかし、それだから

ここで目標としての対応が求められるのである。

今回のアンケート調査の結果をみても営農指導体制の希望は強い。しかも、組合員の要求は多様である。とりあえず、農協と組合員との結びつきを強める手立てが求められる。しかし、営農部が限られた職員で多種多様な仕事をかかえながら、組合員の要望に全て応えていくことは不可能である。全戸を定期的に巡回訪問することも無理だし、専門の話しがわかる職員でなければ話しが通じにくいのも事実であろう。しかし、組合員の多様な要望に応え、信頼されるためには「度々顔をだして話しをする」こと以外に出発点はない。そのためには、「外回り専門担当課」を設置し、常時巡回体制を敷いてはどうだろうか。「外回り効果」の現われるのはずっと後になろうが、長期の努力によって経営・技術指導もなされるようになり、生産資材の利用やさらに農協への資金還流もなされるようになるものである。

## 執筆者一覧（執筆順）

岩崎 徹（いわさき とおる） 札幌大学経済学部教授  
1、4、6担当

奥田 仁（おくだ ひとし） 北海学園大学経済学部助教授  
2-(1)、3-(2)担当

塩沢 照俊（しおざわ てるとし） 拓殖大学北海道短期大学教授  
2-(2)、3-(1)、3-(3)「畜産」担当

幸 健一郎（みゆき けんいちろう） 北海道地域農業研究所研究部長  
3-(3)「酪農」担当

畠山 三男（はたけやま みつお） 稚内北星学園短期大学助教授  
5担当

## 調査参加者

札幌大学	岩崎徹、綿貫真希（学生）
北海学園大学	奥田仁
拓殖大学北海道短期大学	塩沢照俊
稚内北星学園短期大学	畠山三男
弘前大学	岡本邦彦（学生）
北海道地域農業研究所	幸健一郎、井上誠司

## 地域農業研究叢書 No.18

軽種馬地帯における総合産地の形成を目指して  
— 静内町農業振興計画樹立のための  
基礎調査報告書 —

1994年12月発行

発 行 社団法人 北海道地域農業研究所  
〒060 札幌市東区北5条東7丁目375番地1  
電話 011(751)1103

ISSN 0917-6446

